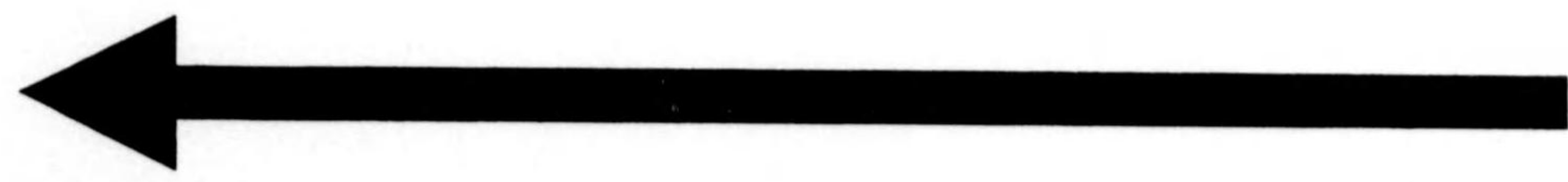


14. 21-908  
1200501163954



始





10  
19  
14.2  
908

和十二年度

# 日本中央蠶絲會事績報告

第六號

(代謄寫)

日本中央蠶絲會





昭和十三年十二月

本書は昭和十二年度(自昭和十二年四月至同十三年三月)に於ける本會實施の業務成績並其他會務一般に關する事項の梗概を収録したるものにして所定の報告書たらしむると同時に關係者の參考に供せんとするものなり。



發行所寄贈本

日本中央蠶絲會



# 昭和十二年度日本中央蠶絲會事績報告

## 目次

第一章 會 議	一頁
第一 總會	一頁
一 第九回臨時總會(昭和十二年九月十五日)	一頁
二 第十回通常總會(昭和十二年十二月二十一、二十二日)	一〇頁
三 書面表決に依る總會決議	一六頁
一 特別基本金管理規程改正に關する事項	一六頁
二 蠶絲會館増築施工繰延に關する事項	一七頁
第二 評議員會	二〇頁
一 第一回評議員會(昭和十二年九月十四日)	二〇頁
二 第二回評議員會(昭和十二年十二月十六日)	二三頁
三 第三回評議員會(同 十三年二月四日)	三〇頁
四 書面表決に依る評議員會決議	三五頁
一 蠶絲研究會要綱改正並同委員増員に關する事項	三五頁
二 職員待遇に關する事項	三六頁
三 蠶絲會館増築繰延に關する事項	三六頁
第三 各種委員會其他	三七頁



- 一 蠶絲研究會..... 三〇
- 一 國用生絲の品質と需給に關する調査委員會..... 三〇
- 二 特大生絲及格外生絲輸出検査に關する調査委員會..... 三一
- 三 蠶絲研究會第一分科會(普通蠶種國家管理に關する調査附託)..... 三一
- 四 同 第二分科會(繭標準掛目協定中央委員會設置に關する調査附託)..... 三二
- 五 絹の缺點防止に關する研究懇談會..... 三三
- 六 蠶絲研究會第三分科會(絹の缺點防止に關する調査附託)..... 三三
- 七 同 第四分科會(生絲の利用擴大に關する調査附託)..... 三四
- 二 時局對策委員會(内外蠶絲對策に關する調査附託)..... 三五
- 三 第一次計畫生絲消費増進宣傳繼續事業費精算委員會..... 三五
- 四 生絲消費増進宣傳事業委員會..... 三六
- 一 生絲消費増進宣傳事業一般委員會..... 三六
- 二 同 特別委員會..... 三六
- 五 米國萬國博覽會參加出品事業委員會..... 三七
- 六 蠶絲會館委員會..... 三七
- 七 組織團體長會議及主事會..... 三七
- 一 組織團體長會議..... 三七
- 二 組織團體主事會..... 三八
- 八 其他の集會..... 三八
- 第二章 事業..... 三九
- 第二 施設事項..... 三九

- 一 建議、陳情並意見書提出其他..... 三九
- 一 蠶絲金融に關する陳情..... 三九
- 二 國旗及禮服の絹地獎勵普及に關する建議..... 四〇
- 三 纖維國策に關する建議..... 四〇
- 四 支那蠶絲業調査に關する建議..... 四〇
- 五 生絲検査に關する建議其他..... 四一
- 一 生絲検査格付方法改正に關する建議..... 四一
- 二 特大生絲及格外生絲の輸出検査に關する建議..... 四二
- 三 生絲捻造及括造改正に關する事項の要請..... 四二
- 六 生絲運賃値上計畫に對する處置..... 四三
- 七 海外事情對應策に關する事項..... 四三
- 一 米國に於ける本邦産生絲ボイコット緩和盡力に對し謝意表明..... 四三
- 二 生絲需要者の苦情に關する處置..... 四四
- 三 海外生絲消費増進宣傳事業經費送金に關する陳情..... 四四
- 八 關係團體施設支援に關する事項..... 四四
- 一 蠶種共同施設組合其他助成要望に關し稟請..... 四四
- 二 外國爲替の先物豫約期間延長に關する稟請..... 四五
- 三 農業保險制度の急速實現其他要望に關し稟請..... 四六
- 四 製絲燃料配給に關し稟請..... 四六
- 九 絹織物表示に關する商工省令の發布と施行阻止運動に對する處置..... 四七
- 二 組織團體統制施設承認事項變更..... 四七



三 時局對應處置に關する事項.....	一七
一 時局に於ける政府支援に關する事項.....	一七
二 出動陸海皇軍に對する謝意表明(第九回臨時總會決議).....	二九
三 職員其他應召者の身分保障に關する事項.....	二九
四 日支事變に伴ふ應召農山村漁家の生活安定に關する事項.....	三〇
五 時局對策應急施設.....	一四
(一) 國防費獻納.....	一四
(二) 時局に於ける對外應急施設.....	一六
(三) 昭和十二年度臨時部特別會計緊急施設費豫算.....	一六
六 日支事變に關し陸海軍當局並出動皇軍長官へ謝意表明(第十回通常總會決議).....	一〇
七 國民精神作興運動に關する事項.....	一四
(一) 絹製國旗推獎斡旋に關する事項.....	一四
(二) 國民精神總動員運動に關する事項.....	一四
第二 特別調査施設.....	一四
一 普通蠶種國家管理に關する調査(蠶絲研究會第一分科會附託).....	一四
二 繭標準掛目協定中央委員會設置に關する調査(同 第二分科會附託).....	一四
三 繭の缺點防止に關する研究調査(同 第三分科會附託).....	一四
四 生絲の利用擴大に關する研究調査(同 第四分科會附託).....	一四
第三 一般蠶絲業調査.....	一五
一 昭和十二年度蠶絲業調査.....	一五
二 調査成績.....	一五

(一) 國用生絲取引方法改善に關する調査(蠶絲研究會附託).....	一五
(二) 絹製品の變遷と生絲消費狀況調査.....	一五
(三) 蠶絲金融制度改善に關する調査.....	一五
(四) 特太生絲及格外生絲の輸出検査に關する調査(蠶絲研究會附託).....	一五
三 其の他.....	一五
(一) 絹帽子使用試験調査.....	一五
(二) 蠶絲絹業に關する一般調査.....	一五
第四 生絲貿易進展に關する施設事業.....	一六
第五 蠶絲祭式典舉行.....	一六
第六 ラヂオ産業ニュースの提供.....	一六
第七 生絲消費増進宣傳事業.....	一六
一 内地に於ける生絲消費増進宣傳事業.....	一六
(一) 第五回絹新製品競技展覽會開設.....	一六
(二) 宣傳標語の懸賞募集.....	一八
(三) 第五回絹新製品競技展覽會入賞品見本帳の製作配布.....	一七
(四) 絹織物見本帳の製作配布.....	一七
(五) パンフレット其他印刷物配布.....	一七
(六) 宣傳ポスターの印刷配布.....	一八
(七) 絹新製品標本貸出.....	一八
(八) 絹物愛用宣傳映畫製作.....	一九
(九) 活動寫真フィルム貸出.....	一九



十	時局と國産絹の會(映畫と講演の會)開催	一九六
十一	百貨店賣子絹物教育講演會開催	一九九
十二	絹物愛用宣傳方法に關する座談會開催	二〇一
十三	歐米に於ける絹業狀況及宣傳事情講演會開催	二〇一
十四	地方蠶絲商工主任官懇談會開催	二〇一
十五	絹物消費増進施設助成	二〇一
十六	廣告記事掲載	二〇四
十七	蠶絲祭行事	二〇四
(一)	蠶絲祭本會行事	二〇四
(二)	蠶絲祭地方行事施行狀況	二〇四
二	特殊宣傳に關する事項	二一〇
一	巴里萬國博覽會參加出品	二一一
二	地方博覽會參加出品	二一一
(一)	名古屋汎太平洋平和博覽會出品	二一一
(二)	國際溫泉觀光大博覽會出品	二一一
(三)	土讃線全通記念南國土佐大博覽會出品	二一一
(四)	北海道大博覽會出品	二一一
(五)	埼玉縣蕪質改善共進會出品	二一五
(六)	最新創案被服展覽會出品	二一五
三	絹製品實物宣傳事業に關する事項	二二六
一	實物宣傳絹製品頒布方法及事業計畫一部變更	二二六

四	海外生絲消費増進宣傳事業	二二五
一	本會實施事項	二二五
(一)	昭和十二年度米國生絲消費増進宣傳事業經費交付金	二二六
	附蠶絲標本の委託製作輸送	二二六
(二)	昭和十二年度歐洲生絲消費増進宣傳事業經費交付金	二四〇
(三)	海外交付金に關する第十回通常總會決議事項の通達及折衝顛末	二四二
(四)	海外宣傳用絹製品其他資料配布	二四七
(五)	來朝關係者接待	二五〇
(六)	巴里萬國博覽會に於ける絹物宣傳	二五〇
二	海外生絲消費増進宣傳事業の狀況及經費要求に關する事項	二五〇
(一)	米國に於ける生絲消費増進宣傳事業の實施狀況	二五二
(二)	國際生絲委員會(歐洲)事業實施の狀況及經費増額要求事情	二五二
五	第一次計畫生絲消費増進宣傳繼續事業精算及處理	二六五
一	第一次計畫宣傳繼續事業費精算委員會決議	二六五
二	第一次計畫宣傳繼續事業費精算事項の處理	二七一
第八	蠶絲會館の運營管理及増築に關する事項	二七三
一	蠶絲會館(本館)利用狀況	二七三
二	蠶絲會館増築に關する事項	二七六
一	蠶絲會館増築に關する審議及實施準備	二七六
二	蠶絲會館増築に關する實施事項	二七八
三	敷地購入(賣買)完了	二八〇



四 蠶絲會館增築計畫(當初計畫)……………一六一

五 蠶絲會館增築施工障礙及處置(中止)の經過……………一六七

六 增築施工復活實施に關す事項……………二九二

第九 印刷物其他刊行配付……………三〇五

第十 各種要望の接受及處理……………三〇八

第三章 諸規程の制定及改廢……………三二二

一 資産管理に する事項……………三二二

一 特別基本金管理規程改正……………三二二

二 特別基本金所屬資産(不動産)管理運營に關する件……………三二二

二 蠶絲研究會に關する事項(要綱及調査研究事項改正)……………三二三

三 時局對策委員會に關する事項……………三三六

一 時局對策委員會に關する件……………三三六

二 時局對策委員會附託事項に關する件……………三三七

四 其他に關する事項……………三三七

一 職員其他應召者の身分保障に關する規程……………三三七

二 生絲消費増進宣傳活動寫真利用規程……………三三八

第四章 補助金又は寄附金品の受納並交付……………三三九

第一 國庫補助金の受納……………三三九

第二 寄附金品の受納……………三三九

第三 金品の交付又は寄贈……………三三〇

第五章 役員及特別議員、委員其他……………三三三

第一 役員及特別議員、議員の異動……………三三三

一 特別議員の異動……………三三三

二 豫備議員の異動……………三三四

第二 各種委員の異動……………三三四

第三 役員身分に關する事項……………三三六

第四 現役員及特別議員議員委員其他氏名……………三三七

一 役員……………三三七

二 特別議員及議員……………三三八

三 各種委員……………三三九

一 蠶絲研究會に關する委員……………三三九

(一) 蠶絲研究會委員(生絲の品質と需給に關する調査)……………三三九

(二) 同 専門委員(第一乃至第三専門委員)……………三三九

(三) 同 第一分科會委員(普通蠶種國家管理に關する調査)……………三三九

(四) 同 第二分科會委員(繭標準掛目協定中央委員會設置に關する調査)……………三四〇

(五) 同 第三分科會委員(絹の缺點防止に關する研究調査)……………三四〇

(六) 同 第四分科會委員(生絲の利用擴大に關する研究調査)……………三四〇

(七) 同 幹事……………三四〇

二 時局對策委員會委員……………三四一

三 生絲消費増進宣傳に關する委員……………三四一

(一) 生絲消費増進宣傳事業(第一次)委員……………三四六



(二) 同	三六
(三) 第一次計畫生絲消費增進宣傳繼續事業費精算委員	三七
(四) 國際生絲委員會委員	三七
四 米國萬國博覽會參加出品事業委員	三七
五 蠶絲會館委員	三六
第六章 昭和十二年度諸經費決算並財產目錄	三九
第一 經常部經費	三九
一 昭和十二年度經常部日本中央蠶絲會經費收支決算	三九
二 同 年度經常部特別會計日本中央蠶絲會蠶絲會館費收支決算	四〇
第二 臨時部經費	四三
一 昭和十二年度臨時部特別會計生絲消費增進宣傳事業費收支決算	四三
二 同 年度臨時部特別會計日本中央蠶絲會蠶絲會館增築工事繼續費收支決算	四三
三 同 年度臨時部特別會計緊急施設費收支決算	四七
第三 基本金其他	四九
一 昭和十二年度特別基本金所屬資產受拂決算	四九
二 特別基本金受拂決算	五〇
三 特別基本金所屬不動產受拂決算	五三
二 昭和十二年度諸積立金其他受拂表	五三
第四 財產目錄	五三
第一表 一般資產	五三
[附] 同資產增減明細書	五六

第二表 絹製品實物宣傳事業關係資產	五八
[附] 同 資產增減明細書	五九



# 昭和十二年度日本中央蠶絲會事績報告

## 第一章 會 議

### 第一 總 會

#### 第九回臨時總會

昭和十二年九月十五日蠶絲會館に於て第九回臨時總會を開會左の日程に依り各種案件を審議決定したり。



昭和十二年九月十五日午前十時開會

一、會長開會挨拶

二、諸般ノ報告

三、議事録署名人ノ指名

四、農林大臣告辭

五、議 事

(1) 議案第一號 昭和十二年度特別基本金第一回拂出(不動産代替)決算



議案第二號ノ一 昭和十二年度臨時部特別會計

日本中央蠶絲會蠶絲會館増築工事繼續費收支豫算

議案第二號ノ二 昭和十三年度臨時部特別會計

日本中央蠶絲會蠶絲會館増築工事繼續費收支豫算

議案第三號 特別基本金運用ニ關スル件

議案第四號 特別基本金資産(不動産)管理運営ニ關スル手續ノ件

議案第五號 第一次計畫生絲消費増進宣傳繼續事業費剩餘金處分ニ關スル件

議案第六號 蠶絲會館増築資金借款ニ關スル件

議案第七號 昭和十二年度經常部特別會計

日本中央蠶絲會蠶絲會館費追加豫算

議案第八號 第一次計畫生絲消費増進宣傳繼續事業費未納金整理ニ關スル件

議案第九號 特太絲及格外生絲ノ輸出検査ニ關スル調査事項ノ所置委任ノ件

議案第十號 蠶絲金融ニ關スル陳情ノ件

六、講 演「日支戰局ニ就テ」

陸軍省 陸軍砲兵少佐 齋藤壽惠雄氏

七、懇談事項

時局ニ關スル懇談ノ件

外に議員提出緊急動議に依り左の議題を上提可決せられたり。

議案號 外 昭和十二年度臨時部特別會計緊急施設費收支豫算ノ件

二、農林大臣告辭

當日井野農林次官臨席左の農林大臣告辭を代讀せられたり。

告 辭

本日茲に日本中央蠶絲會第九回臨時總會を開催せらるゝに當りまして一言所懐を申述べたいと思ひます、申上げる迄もなく蠶絲業は我國の重要産業でありまして其の消長は我が國民經濟上及び國際收支の上に於て實に重要な意義を有つて居るのでありますが、最近の情勢に鑑み國際收支改善の必要が特に強調せらるゝに至りまして益々其の重要性を加へて参りました、政府に於きましては夙に優良品の廉價生産及び販賣の改善統制並に需要増進の三つの指針を立て爾來是が具體的方策の確立實施に努力し漸次その實現を見つゝあるのであります、今後は特に生絲の海外に於ける需要増進に對し一段の努力を致し蠶絲業の進展を圖り一面國際收支の改善に資したいと考へます、最近時局のため生絲の國內に於ける需要に影響を來して居る事に就きましては新規販路の開拓と輸入纖維に代用せしむる方法等に依りまして出來得る限り蠶絲業に及ぼす影響の緩和に努めたいと考へる次第であります、又今次の事變に依りまして養蠶農家及指導員の應召のため養蠶經營の縮小、或は蠶作の不良等を來すが如きことがありましては誠に遺憾に堪へませんから、政府に於きましては斯ることなきやう種々考慮を廻らして居る次第であります、是等の點に就きましては各位の十分なる御協力を御願ひ致し



たいと思ふのであります、御承知の如く今次事變の因つて來る所は甚だ遠く、また事態の推移は遽かに豫斷することを許さぬのであります、國民等しく時局の重大性に鑑み益々堅忍不拔の志操を以て如何なる艱難にも耐へ、所期の目的を貫徹するやう決意せなければなりません、而も事態は官民協力一致して事に當らなければ目的の達成は誠に困難なことでありますから、此際特に各位の御盡瘁を切望致す次第であります、以上簡單であります、所懐の一端を申述べまして告辭とす次第であります。

昭和十二年九月十五日

農林大臣 伯爵 有 馬 頼 寧

三、議定事項及處理

日程掲出の各案件は一部修正原案通決議せられたるに依り左記の通經費豫算及財産管理に關する事項は夫々主務官廳の認可又は承認を経て之を施行し、若は施行に著手し其他は何れも適當處置を爲したり。

(一) 官廳の認可又は承認を経たる事項

- 1 昭和十二年度臨時部特別會計 日本中央蠶絲會蠶絲會館増築工事繼續費收支豫算(決議第二號ノ一)
  - 第一次計畫生絲消費増進宣傳繼續事業費剩餘金處分ニ關スル件ヲ包含 —
  - (昭和十二年九月二十一日附農林省指令一二蠶第八〇〇七號農林大臣認可)
  - 備考 本經費豫算ハ時局ノ影響ニ依リ施行不能トナリ同年十二月第十回通常總會ノ決議ニ依リ之ヲ更正實施シタリ。
- 2 特別基本金運用ニ關スル件(決議第三號及第四號) — 特別基本金資産(不動産)管理運営ニ關スル手續ヲ

包含 —

- (同年九月二十一日附農林省指令一二蠶第七九八八號農林大臣承認)
- 3 昭和十二年度經常部特別會計 日本中央蠶絲會蠶絲會館費追加豫算(決議第七號)
  - (昭和十二年十月八日附農林省指令一二蠶第七九六七號農林大臣認可)
- 4 昭和十二年度臨時部特別會計緊急施設費收支豫算
  - 今井委員の緊急動議に依り社團法人帝國蠶絲組合寄附金四拾萬圓を財源として可決せられたる本施設費は次の收支豫算に依り昭和十二年十二月八日農林省指令一二蠶第八〇一一號を以て農林大臣の認可ありたり

昭和十二年度臨時部特別會計 緊急施設費收支豫算書(本豫算は議事録不載に付茲に掲ぐ)

收	入	豫	算	額
金	四	拾	萬	圓
支	出	豫	算	額
金	四	拾	萬	圓
差	引			
ナ	シ			

昭和十二年度臨時特別會計緊急施設費豫算表



收入

款	項	豫算額		種目	豫算年度		說明	備考
		本年	前年		本年	前年		
一、寄附金	一、指附金	400,000.00	400,000.00	一、指附金	400,000.00	400,000.00	帝國蠶絲組合寄附 國防金指定 時局對策應急費指定	200,000.00 200,000.00
		400,000.00	400,000.00					
計		400,000.00	400,000.00					

支出

款	項	豫算額		種目	豫算年度		說明	備考
		本年	前年		本年	前年		
一、緊急施設費	一、國防納金	200,000.00	200,000.00	一、國防納金	200,000.00	200,000.00	陸軍 海軍	100,000.00 100,000.00
		200,000.00	200,000.00					
計		200,000.00	200,000.00					

(二) 國防費獻納

本事項に於ける帝國蠶絲組合寄附金中國防費獻納指定金額は總會當日受納に付即時左記委員を煩し陸海軍大臣を訪問し決議の趣旨を開陳の上獻納手續を了したり。

金拾萬圓 陸軍省 (當局の希望に依り恤兵金へ充當)  
 金拾萬圓 海軍省 (兵器購入費充當)

(三) 時局對策應急施設

北支事變勃發以來生絲貿易に關する海外對策に付農林省及外務省當局の配意を煩し來りたる處帝國蠶絲組合より國防費獻納資金と併せて時局對策應急費の指定寄附申出あり本施設經費收支の豫算に付農林大臣の認可を得昭和十二年九月十六日同寄附金貳拾萬圓也を受納に付直に外務省幹旋に依り適當應急處置を講じたり。

右の外  
 昭和十三年度臨時部特別會計日本中央蠶絲會蠶絲會館増築繼續事業費收支豫算 (決議第二號の二) 及蠶絲會館増築資金借款に關する件 (決議第六號) は後日其の實施期に於て處理の豫定。



(四) 蠶絲金融ニ關スル陳情ノ件

昭和十二年九月十六日岡本副會長外六委員に於て農林、商工、大藏、各大臣を訪問各種事情陳述の上陳情書を提出し配意方を懇請したり。

(五) 第一次計畫生絲消費増進宣傳繼續事業費未納金整理ニ關スル件(決議第八號)

決議に基き昭和九年度生絲消費増進宣傳繼續事業經費寄附金中全國養蠶、蠶種兩業組合聯合會に對する割當金は左記の通其金額の四分の一に打切り未納額は急速完納方兩會へ通告したり。

割當	當額		納入済金額	未納額引	摘要	負擔團體
	當初割當額	同上切棄額				
計	一五、〇〇〇〇〇	一三、,100,000	三、,500,000	五、,200,000	四分ノ三切棄 四分ノ一ニ打切	全國養蠶業組合聯合會 全國蠶種業組合聯合會
	一五、〇〇〇〇〇	一三、,750,000	三、,700,000	五、,500,000		
	一五、〇〇〇〇〇	一三、,400,000	三、,900,000	10,100,000		

(六) 日支事變ニ關シ陸海軍當局並出動皇軍長官へ謝意表明ノ件

會長の緊急動議に依り滿場一致の賛成を以て可決せられたる陸海軍當局及出動皇軍長官に對する謝意表明に付ては其の決議に依る前掲國防費獻納と同時に兩大臣宛左の謝狀を呈し當局に對し岡本副會長及各委員より親しく誠意を以て謝意を表明し出先皇軍各長官に對しては書狀を以て鄭重謝意を表したり。

(七) 其他處務に關する事項

1 昭和十二年度特別基本金第一回拂出(不動産代換)決算(決議第一號)

(昭和十二年九月十七日農林大臣報告濟)

2 第一次計畫生絲消費増進宣傳繼續事業費剩餘金處分ニ關スル件(決議第五號)

決議ニ基き昭和十二年九月十五日左記第一次計畫生絲消費増進宣傳繼續事業費剩餘金ヲ蠶絲會館増築費資金ニ組替繰入ヲ爲シタリ

金貳拾萬四千五百四拾圓五拾貳錢

蠶絲會館増築費へ繰入

[附記]

當日議事終了後陸軍省新聞班より特に派遣せられたる齋藤少佐は日支戰局に就て講演せらるゝ所あり(内容不掲出)挨拶として戰時經濟下に於ける國際貿易の調整と銃後農村擁護のため生絲消費増進の重要緊切なる事情に就き特に軍部としての意嚮を披瀝せられたり、其の要旨を掲げて参考とすべし。

講演「日支戰局に就て」

陸軍省 砲兵少佐 齋藤壽惠雄氏

(講演内容不載)

○齋藤少佐(挨拶要旨) 東洋平和の敵暴戾極りなき支那軍閥膺懲の爲酷熱の戰線に出動して夙夜奮戰苦闘を續けつゝある吾が忠勇なる將兵竝に陸海軍當局に對し熱烈なる支援、激勵を送らるゝと同時に戰士の大多數を出せる



地方農村に於ける銃後の産業擁護或は出動將兵の遺家族に對し深厚なる同情又は救援等に付種々絶大なる御盡力を煩しつゝある各位に對し衷心感謝の意を表する次第であります、輸出貿易の大宗たる蠶絲は吾が國家經濟の大資源であつて而も純然たる國産品として其海外輸出に依り得る所は、直接には地方農村を潤し、延ては軍備の充實に資し、之が盛衰は直ちに國力の消長に關する重要産業であります、而して今や非常時局に當り此の重要産業の萎靡沈滞を防ぎ進んで益々其の伸張を圖ることが特に緊要なことであることを痛感されるのであります、それには海外に於ける生絲の消費を増進すると同時に國內に於ても、その新規用途を大に開拓して需要を盛んにすることが最も肝要であり、殊に純國産纖維たる生絲を軍需品に利用することは國防的觀點より見るも極めて重要であります、夙に陸海軍に於ても農林省の援助に依り種々研究を進めて居りますが、是非共其の大量消費の實現を切望して已みません、幸ひ本會に於ては内外に向つて生絲消費増進の爲最善の努力を拂はれつゝあることは邦家の爲寔に欣快に堪えない所であります、猶此際一層の御盡力をお願いして私の御挨拶と致します、(文責在記者)

## 二 第十回通常總會

昭和十二年十二月二十一、二十二の兩日蠶絲會館に於て第十回通常總會を開催、左の日程に依り各種案件を審議決定したり。

### 一、日 程

昭和十二年十二月二十一、二十二日午前十時開會

一、會長開會挨拶

二、諸般ノ報告

三、議事録署名人指名

四、農林大臣告辭

五、議 事

議案第一號 昭和十一年度事業報告承認ノ件

議案第二號 昭和十一年度經常部日本中央蠶絲會經費收支決算承認ノ件

議案第三號 昭和十一年度經常部日本中央蠶絲會蠶絲會館費收支決算承認ノ件

議案第四號 昭和十一年度臨時部特別會計生絲消費増進宣傳繼續事業費收支決算承認ノ件

議案第五號 昭和十一年度蠶絲會館積立金拂出決算承認ノ件

議案第六號 昭和十一年度臨時部特別會計日本中央蠶絲會蠶絲會館設備補充費收支決算承認ノ件

議案第七號 財産目錄承認ノ件

議案第八號 昭和十三年度經常部日本中央蠶絲會經費收支豫算

議案第九號 昭和十三年度經常部日本中央蠶絲會經費分賦收入方法ノ件

議案第十號 昭和十三年度經常部特別會計日本中央蠶絲會蠶絲會館收支豫算



- 議案第十一號 昭和十三年度臨時部特別會計生絲消費増進宣傳事業費收支豫算  
 議案第十二號 昭和十三年度臨時部特別會計米國萬國博覽會參加出品繼續事業費收支豫算  
 議案第十三號 昭和十三年度諸經費運用資金借入ニ關スル件  
 議案第十四號 蠶絲會館増築施工ニ關スル件  
 議案第十五號 國旗ノ絹地使用獎勵普及ニ關スル建議ノ件  
 議案第十六號 纖維國策ニ關スル建議ノ件  
 議案第十七號 支那蠶絲業調査ニ關スル建議ノ件  
 議案第十八號 生絲運賃値上反對ニ關スル件

二、農林大臣告辭

當日井野農林次官臨席左の農林大臣告辭を代讀せられたり。

告 辭

本日茲に日本中央蠶絲會第十回通常總會の開催せられるに當りまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。今次支那事變の勃發以來茲に半歳を閲したのでありますが、我が皇軍は總ゆる艱難を冒しつゝ各地に、その無比なる威力を發揮して居るのであります。曩には、長驅北支の山河を收め、今又江南の平野を捲席致しまして、首都南京を攻略し赫々たる戦果を擧げて居りますことは、國民の齊しく感激措く能はざるところであります。併しながら今次事變に對する我國所期の目的を貫徹致します爲には、前途尙遼遠であります。吾々は今後更に一層志を固くし、堅忍持久以て盡忠報國の誠を致すの覺悟が必要なのであります。御承知の如く、我が農山漁村は、

この時局に際し多數の將兵軍馬を戰場に送ると共に、一面に於ては、軍需品の醸出、食糧その他必要物資の生産に任じてゐるのであります。常に緊張してこの重大責務を果し、銃後の守りを愈々固めつゝあることは、洵に意を強ふると同時に、又感謝に堪へないところであります。併しながら事變に伴ひ招來せられました勞力の不足及必要物資の不足又は價格の昂騰等は動もすれば銃後農山漁村の生産力に、或は生活の不安を招來するの恐れあることは、洵に遺憾とするところであります。政府に於ても、これが對策として、いろ／＼の施設を考慮し、萬遺憾なきを期してゐる次第であります。今次事變の我が蠶絲業に及ぼした影響も亦少くないのでありますが、殊に生絲貿易は最近稍々不振の裡に低迷して居りますし、國內に於ける生絲消費も事變の影響に依り相當に減少を物たのであります。併し乍ら蠶絲業は事變下に於ては誠に、その輸出の増進に依り國際收支の均衡を維持しなければならぬ極めて重大なる責務を有して居るのであります。政府と致しましては、將來の蠶絲對策として、いろ／＼の施設に擴充を圖ると共に、特に生絲の新規用途並に新規販路開拓の緊要なることを痛感致して居るのであります。これが爲め明年度豫算に於ても、相當經費を計上した次第で御座います。更に又事變後に於ける支那蠶絲業の動向に就きまして吾々の最も重要な研究問題であります。速に同國斯業の實態に就き充分な研究を致し我が蠶絲業の將來に萬違算なきを期せねばならぬと思ふのであります。各位は蠶絲業の指導的地位にあらせられるのであります。時局の重大性に鑑み、内外蠶絲業の動向等に就き慎重御研究の上斯業の健全なる發達に寄與せられんことを切に御願ひ致す次第で御座います。以上簡單で御座いますが一言所懐を述べまして、御挨拶に代へたいと存じます。



昭和十二年十二月二十一日

農林大臣 伯爵 有 馬 頼 寧

三、議定事項及處理

提案事項は孰れも原案通決議せられたるに依り經費豫算に關する事項は主務官廳の認可を経て之を施行し其他は夫々適當所置したり。

- (一) 決議第一號乃至第七號昭和十一年度事業報告及諸經費收支決算並財產目錄ニ關スル件  
(昭和十二年十二月二十三日農林大臣宛報告済)
- (二) 決議第八號乃至第十三號昭和十三年度諸經費收支豫算及資金借入ニ關スル件
  - 1 昭和十三年度經常部收支豫算及經費ノ分賦收入方法ノ件  
(昭和十三年四月一日農林省指令一三蠶第二四九一號認可)
  - 2 昭和十三年度經常部特別會計日本中央蠶絲會蠶絲會館費收支豫算ノ件  
(昭和十三年四月一日農林省指令一三蠶第二四八九號認可)
  - 3 昭和十三年度臨時部特別會計生絲消費増進宣傳事業收支豫算ノ件  
(昭和十三年四月一日農林省指令一三蠶第二四八八號認可)
  - 4 昭和十三年度臨時部特別會計米國萬國博覽會參加出品繼續事業收支豫算ノ件  
(昭和十三年四月一日農林省指令一三蠶第二四九〇號認可)
  - 5 昭和十三年度臨時部特別會計蠶絲會館増築工事繼續費收支豫算ノ件

- (三) 決議第十四號蠶絲會館増築施行ニ關スル件  
官廳指示ニ依り既定計畫ノ一部ヲ變更シ夫々次ノ通許可及認可ヲ得タルニ依り直チニ施行ニ着手シタリ
- 1 蠶絲會館増築  
鐵骨鐵筋混凝土造四階建地下一階(既定計畫ニ於ケル第二階廢止、地上五、六階中止繰延)
- 2 鐵鋼工作物築造(鐵鋼使用量二八五噸以内)  
(昭和十三年二月五日警視廳指令第三六〇六號許可)
- 3 建築(増築)同年二月十八日警視廳第一二號認可

- (四) 決議第十五號乃至第十七號各種建議ニ關スル件
    - 1 國旗及禮服地ノ絹地使用獎勵普及ニ關スル建議  
昭和十二年十二月二十四日內閣總理、內務、大藏、文部、農林、商工、陸海軍各大臣宛提出
    - 2 織維國策ニ關スル建議
    - 3 支那蠶絲業調査ニ關スル建議
- 以上昭和十二年十二月二十四日內閣總理、商工、大藏、農林、及陸海軍各大臣宛提出



(五) 決議第十八號生絲運賃値上反對ニ關スル件

太平、大西兩洋運賃同盟當局ニ對シ昭和十二年十二月二十七日附總會決議ノ趣旨ヲ通告シ其ノ反省ヲ促シタリ

### 三 書面表決に依る總會決議

一、特別基本管理規程改正に關する事項

左記事項急施の必要に依り書面表決を以て評議員及總會組織員の同意を経昭和十二年五月十四日之を實施したり。

特別基本管理規定改正ノ件

特別基本管理規程中左ノ通改正スルモノトス

第二條ニ次ノ第二項ヲ加フ

本基本金ハ必要ニ依リ土地、建物ノ不動産ニ代ヘ之ヲ保有スルコトヲ得

理 由

蠶絲會館狹隘ノ爲本會並組織團體ノ會務施行上支障不尠之ヲ擴張ハ緊急避クベカラザル實狀ニ在ルヲ以テ特別基本金(三十五萬圓)ヲ以テ土地ヲ購入シ建物ヲ建築シ、其ノ利用收益ニ依リ同基本金ノ寄付目的タル生絲貿易ノ進展助長ニ關スル事業ヲ遂行セントスルモノナリ

〔參照〕

特別基本管理規程

第一條 生絲貿易ノ進展助長ニ關スル事業基金トシテ旭シルク株式會社ヨリ寄付セラレタル金參拾五萬圓ハ特別基本金トシテ之ヲ管理ス

第二條 特別基本金ハ公債其ノ他確實ナル銀行若ハ信託會社ノ預金トシテ之ヲ保有ス

第三條 特別基本金ヨリ生ズル收益ハ生絲貿易ノ進展助長ニ關スル事業實施ノ經費ニ充當スルモノトス

第四條 特別基本金ヲ處分セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經テ農林大臣ノ承認ヲ受クルモノトス

第五條 會長ハ毎年度財産目錄中ニ特別基本金ヲ掲上シ之ヲ總會ニ報告スルモノトス

### 二、蠶絲會館増築施工繰延に關する事項

蠶絲會館増築に付昭和十二年九月十五日特に緊急開會の第九回臨時總會に於て所要經費豫算及實施方法に關し決議を經、成規に依り農林大臣の認可を得て直に適當建築業者を選定折衝の上請負契約を締結し施工に著手の處同年十月十一日商工省令第二十四號を以て鐵鋼工作物築造許可規則の發布あり當該制限に依り實施困難となり且其他時局の情勢に鑑み蠶絲會館委員會の審議に依り書面表決を以て評議員及總會組織員の同意を求め左記の通り自發的に適當時機迄施工一時繰延の承認を經たり。

蠶絲會館増築施工繰延ニ關スル件

(昭和十二年十月二十八日書面表決ニ依り評議員會及總會決議)

第九回臨時總會決議ニ係ル蠶絲會館増築工事繼續費豫算ニ依ル施工ハ時局ノ推移ニ伴フ各種情勢ニ鑑ミ此儘繰延ベヲ爲シ適當時機ニ於テ之ヲ實施スルモノトス

蠶絲會館増築施工繰延ニ關スル處置案



一、工事請負契約ニ關スル處置  
 主體工事其他ノ請負契約ハ其儘適當時期迄施工ヲ保留シ之ニ對シテハ相互何等ノ辨償ヲ行ハザルコト但シ施工期ニ於テ一般情勢ノ變遷ニ依リ契約事項ノ變更ヲ要スルモノト認ムルトキハ適當協定ノ上施工ノコト若シ右ノ協定調ハザルトキハ無條件同契約ノ破棄ヲ爲スコトヲ得ルコト

二、鐵材購入ニ關スル處置  
 鐵材ハ全部購入手配済ニ付左ノ各號ノ一ヲ選擇シテ處置スルコト

(一) 現物全數量ノ引取保管

賣買契約ニ基キ供給者全數量ノ現物ヲ用意済ノ上既ニ一部分(約三〇噸)ノ搬入ヲ爲シタルニ付實施期ニ於ケル價格昂騰ヲ考慮シ此際全數量ヲ引取ノ上隣接敷地(當分空地)ニ小屋掛ノ上之ヲ保管スルモノトス但シ鐵骨(一八噸三七四)ハ川岸倉庫へ寄託ノコト

現物引取保管ノ場合ニ於ケル經費又ハ損失金額概算

種 別	經費又ハ損失金額	備 考
小屋掛料	五,〇〇〇	
第一次移轉料	一五,〇〇〇	鐵筋運搬及片付
第二次移轉料	四,〇〇〇	

倉 敷 料	二五,〇〇〇	鐵骨及板鐵(一一八噸三七四)川岸倉庫保管料一ヶ年分
金 利 損 失	三,〇〇〇	代金ニ對スル金利損失一ヶ年
計	四,〇,〇〇〇	

(二) 現物一部引取一部契約解除

鐵筋(丸鐵四〇尺物)ヲ前記ニ依リ小屋掛保管トシ鐵骨及鐵板(一一八噸三七四)ハ移轉保管上特ニ困難ノ事情アルニ依リ供給者ト折衝ノ上無條件賣買契約ヲ解消ノコト(折衝未済)

經費又ハ損失金額概算

種 別	經費又ハ損失金額	備 考
小屋掛料	五,〇〇〇	
移 轉 料	六,〇〇〇	鐵筋運搬及片付(前同)
金 利 損 失	二,〇〇〇	代金ニ對スル金利損失一ヶ年分
計	三,一五〇	

(三) 現物ノ轉賣處分

購入契約ニ依リ現物全數量ヲ供給者ニ寄託シテ他ニ時價ヲ以テ轉賣セシメ差損金ヲ賠償ノコト  
 右ノ場合ニ於ケル差損金ハ不明ナルモ時價多大ノ差損ナカルベシト思料セラル



「參考」

鐵材ノ公定相場ハ異動ナキモ、取引相場ハ若干低落傾向ニ在ルモノノ如シ

三、其他ノ事項

- (一) 建築物取締規則ニ依ル建築許可申請（警視總監宛）ハ以上ニ不拘進捗ヲ圖リ、許可アリ次第防火地區補助申請ヲモ取進ムルコト
- (二) 工事設計料ハ其ノ程度ニ應ジ豫定金額ヲ分割内拂ヲ爲スコト

第二 評議員會

一 第一回評議員會

昭和十二年九月十四日蠶絲會館に於て評議員會を開催し左の事項を審議決定したり。

審議事項

- 一、第九回臨時總會提出事項ニ關スル件
- 二、特別基本金所屬資産（不動産）管理運営ニ關スル手續ノ件
- 三、蠶絲研究會要綱改正ニ關スル件
- 四、其ノ他

決定事項

一、蠶絲研究會要綱中改正ノ件

蠶絲研究會要綱中左ノ通改正シ決定ノ日ヨリ之ヲ施行スルモノトス  
但シ昭和十二年度ニ屬スル當該事項ニ對シテハ遡リテ之ヲ適用スルコトヲ得  
第八ニ次ノ但書ヲ加フ

但シ本會ニ於テ必要アリト認ムルトキハ豫算ノ範圍ニ於テ旅費ヲ支給シ又ハ其實費ヲ辨償スルコトヲ得

二、蠶絲研究會調查研究事項ノ件

蠶絲研究會要綱第二ニ依リ左ノ事項ヲ追加シ、同研究會ニ對シ之ガ調査研究ヲ附託スルモノトス

記

(一) 生絲ノ品質ト需給ニ關スル事項（昭和十年六月二十五日評議員會決議）中ニ「特太絲及格外生絲ノ輸出生絲検査ニ關スル事項」ヲ加フ

(二) 絹ノ缺點防止ニ關スル事項（新規事項追加）

三、職員其他應召者ノ身分保障ニ關スル件

昭和十二年八月廿四日本會及本會組織團體長會議ニ於ケル所屬職員其ノ他應召者ノ身分保障ニ關スル申合セニ基キ左記事項ヲ實施スルモノトス

職員其他應召者ノ身分保障ニ關スル件



日支事變ニヨリ召集セラレタル職員其他常置ノ雇傭員ニ對シテハ左記ノ取扱ヲ爲スコト

- (一) 應召者ハ現職ノ儘存續セシムルコト
- (二) 應召者下士官以上ニシテ軍ヨリ受クル俸給(戰時加俸又ハ手當ヲ除ク)ガ團體ヨリ受クル俸給、給料ヨリ少ナキトキハ其ノ差額ヲ補給シ、兵ニ對シテハ俸給々料ノ全額ヲ支給スルコト
- (三) 本件ハ昭和十二年八月ヨリ之ヲ實施ノコト
- 四、蠶絲金融ニ關スル陳情ノ件(大藏、商工、農林各大臣宛)——文案別出——

二 第二回評議員會

昭和十二年十二月十六日蠶絲會館に於て評議員會を開會し次の事項を審議決定したり。

一、報告事項

二、諮問事項

第十回通常總會提出事項ニ關スル件

三、議事

議案第一號 蠶絲研究會要綱改正ノ件

議案第二號 蠶絲研究會調查研究事項追加ニ關スル件

議案第三號 普通蠶種國家管理ニ關スル組織團體建議處置ノ件

議案第四號 繭標準掛目協定中央委員會設置ニ關スル組織團體建議處置ノ件

議案第五號 時局對策委員會設置ニ關スル件

議案第六號 時局對策委員會附託事項ニ關スル件

議案第七號 生絲品質改善ニ關スル要望所置ノ件

議案第八號 昭和十一年度諸經費決算並資産監査ニ關スル件

「決定事項」

諮問事項

第十回通常總會提出事項ニ關スル件(承認)

議案第一號 蠶絲研究會要綱改正ノ件

蠶絲研究會要綱中左記ノ通り改正スルモノトス

第三號ヲ第三號ノ一トシ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三ノ二 必要ニ依リ蠶絲研究會ニ分科會ヲ設クルコトヲ得ルモノトス、分科會ノ委員ハ蠶絲研究會委員中ヨリ日本

中央蠶絲會々長之ヲ指名スルモノトス但シ必要ニ依リ他ノ適當ナル者ヲ委囑參加セシムルコトヲ得

分科會ノ研究調査事項ハ日本中央蠶絲會々長之ヲ指定附託スルモノトス

第七號ニ次ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ分科會ニ之ヲ準用シ其ノ決議ヲ以テ經過及顛末ヲ日本中央蠶絲會々長ニ報告スルモノトス



理由

蠶絲研究會ニ附託實施ノ研究調査事項ハ漸次増加ニ付當該事項ニ對スル委員配置ノ都合ニ依リ本案ノ改正ヲ要スルモノトス

〔參照〕 蠶絲研究會要綱 (昭和十年六月二十五日評議員會決議) (昭和十二年五月十一日及同年九月十四日改正)

- 一 蠶絲業ノ改良發達ニ關スル事項ノ調査研究ヲ行フ爲蠶絲研究會ヲ設ク
- 二 蠶絲研究會ニ於テ調査研究ヲ爲サントスル事項ハ評議員會ノ決議ヲ經テ其ノ都度之ヲ定ム
- 三 蠶絲研究會ハ委員三十名以内ヲ以テ組織シ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ選任ス
- 四 蠶絲研究會ハ必要ニ依リ委員定數ノ外ニ専門委員若干名ヲ置クコトヲ得
- 五 専門委員ハ蠶絲研究會ノ決議ニ依リ日本中央蠶絲會々長之ヲ委嘱ス
- 六 蠶絲研究會又ハ専門委員ノ會合ハ日本中央蠶絲會々長之ヲ招集ス
- 七 蠶絲研究會委員長一名ヲ互選ス
- 八 委員長ハ會議ノ議長トナリ其ノ事務ヲ統理シ調査研究ノ終了後經過及顛末ヲ日本中央蠶絲會々長ニ報告スルモノトス
- 九 蠶絲研究會又ハ専門委員ノ會合ニ出席スル委員ノ旅費ハ各自々辨若ハ其ノ所屬スル官公省會團ノ負擔トス
- 十 但シ本會ニ於テ必要アリト認ムルトキハ豫算ノ範圍ニ於テ旅費ヲ支給シ又ハ其ノ實費ヲ支給スルコトヲ得
- 十一 蠶絲研究會ニ幹事若干名ヲ置ク、幹事ハ委員會及専門委員ノ會合ニ參與シ且日本中央蠶絲會々長又ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ調査研究ニ關スル事務ヲ掌理ス、但シ委員會及専門委員ノ會合ニ於ケル議決ノ數ニ加ハラズ
- 十二 幹事ハ日本中央蠶絲會々長之ヲ命免又ハ囑託ス

議案第二號 蠶絲研究會調査研究事項追加ニ關スル件

昭和十年六月二十五日評議員會決議ニ依リ蠶絲研究會調査研究事項ニ左ノ二項ヲ追加スルモノトス

三、普通蠶種國家管理ニ關スル事項

四、中央ニ於ケル繭標準掛目協定ニ關スル事項

〔參照〕

蠶絲研究會調査研究事項ノ件 (昭和十年六月二十五日評議員會決議) (昭和十二年九月十四日同決議追加)

蠶絲研究會要綱第二、ニ依リ左記事項ノ調査研究ヲ爲スモノトス

記

- 一、生絲ノ品質ト需給ニ關スル事項
- 二、絹ノ缺點防止ニ關スル事項

議案第三號 普通蠶種國家管理ニ關スル組織團體建議處置ノ件

全國蠶種業組合聯合會長ヨリ同會總會決議ヲ以テ普通蠶種國家管理ニ關シ建議アリタルニ依リ同案ヲ一括シテ蠶絲研究會ニ附託シ其ノ調査研究ヲ爲スモノトス  
種聯十二發第八〇號

建議書

普通蠶種國家管理ニ關スル件

蠶絲業生産部門ノ統制上其ノ基本施設ト爲ルベキ普通蠶種國家管理制度ノ樹立ハ本邦蠶絲業ノ維持發展ノ爲極メテ



緊要ノ國策ト信ゼラル仍而本會ハ多年之ガ内容ニ付慎重檢討シタル結果別冊ノ如ク普通蠶種國家管理案要綱ニ關スル成案ヲ得候ニ就テハ貴會總會ノ議ヲ經之ガ急速實現方政府ニ要望致度本會總會ノ決議ニ基キ此段及建議候也

昭和十二年十二月三日  
全國蠶種業組合聯合會々長 長 野 忠 次

日本中央蠶絲會

會長 伯爵 松 平 頼 壽 殿

普通蠶種國家管理案要綱

(別項掲出)

議案第四號 繭標準掛目協定中央委員會設置ニ關スル組織團體建議處置ノ件

全國製絲業組合聯合會會長ヨリ同會總會決議ヲ以テ繭掛目協定中央委員會設置ニ關スル件ニ付キ建議アリタルニ依リ同案ヲ蠶絲研究會ニ附託シ其ノ調査研究ヲ爲スモノトス

記

絲聯十二發第一九八號

昭和十二年十二月十四日

全國製絲業組合聯合會會長 今 井 五 介

日本中央蠶絲會

會長 伯爵 松 平 頼 壽 殿

建 議 書

繭標準掛目中央協定委員會設置ニ關スル件

絲價ノ波瀾動搖ヲ防止シ内外ニ於ケル生絲需要ノ増進ヲ圖リ且ツ蠶絲業者ヲシテ安心其ノ業務ニ從事セシメンニハ繭掛目協定委員會ヲ中央ニ設ケ之ニ據リ妥當ナル繭取引ノ實現ヲ期スルコト緊要ナリトシ本會第七回總會ニ於テ左記ノ如ク決議致候間何卒本會決議ノ趣旨ニ基キ繭標準掛目中央協定委員會ヲ設置セラルル様格別ノ御盡力相煩度本會總會ノ決議ニ依リ此段及建議候也

決 議

蠶絲業ヲ安定セシムル目的ヲ以テ繭標準掛目中央協定委員會設置ノ緊要ナルヲ認ムルガ故ニ速ニ之ヲ設置セラレタキコト但シ之ガ設置ニ當リテハ繭檢定機關ヲ全國的ニ設置完備ノ上中央機關ヲ設ケ繭檢定ヲシテ生絲ノ第三者格付ト合致セシムルコト

議案第五號 時局對策委員會設置ニ關スル件

時局ニ於ケル蠶絲業ニ關スル各種對策ニ付臨機調査研究ノ爲左記ニ依リ時局對策委員會ヲ設置スルモノトス

時局對策委員會ニ關スル件

(省略——別項掲出——)

議案第六號 時局對策委員會附託事項ニ關スル件

時局對策委員會ニ關スル件第二、ニ依リ左記事項ヲ同委員會ニ附託シ之ガ調査研究ヲ爲スモノトス



記

一、内外蠶絲對策ニ關スル事項

議案第七號 生絲品質改善ニ關スル要望處置ノ件

横濱生絲輸出業組合長ヨリ最近海外生絲需要地ニ於テ膠着物並異臭絲ニ關スル苦情頻出ノ趣ヲ以テ之ガ改善配  
意方左記ノ通申出ニ付同事項ヲ一括シテ蠶絲研究會ニ調査研究ヲ附託スルモノトス

記

横輸一二發第九九號

昭和十二年十二月十三日

横濱生絲輸出業組合長 伊 藤 武 男

日本中央蠶絲會

會長 伯爵 松 平 頼 壽 殿

拜啓愈々御隆昌奉賀候

陳者生絲品質改善ニ付イテハ夙ニ御高配賜居候處最近海外需要者ヨリ膠着物並ニ異臭絲ニ關スル苦情頻出致シ居リ  
其ノ實情別記ノ通りニ有之候就而之ガ改善方ニ付至急對策ヲ講ゼラルル様特ニ御配慮相煩度此段御依頼申上候

敬 具

一、膠着物ニ付テハ製絲業者及検査所ノ御努力ニ依リ一時改善ノ續現ハレ近ク實施セラレントスル改正検査法ニ於テモ其検査方法

ヲ幾分緩和セラルルコトナリタルモ之固ヨリ膠着物ノ重要性ニ變化アリタルガ故ニ非ズシテ其形状ノ小ナルモノハ比較的影響  
少キト、荷渡上ノ努力ニ依リ之ニ對スル苦情ヲ緩和スルコトヲ得タルガ爲メニ外ナラザリシナリ

然ルニ其後膠着物ニ對スル注意ハ一般ニ薄ギ動モスレバ其形状ノ如何ニ拘ハズ之ヲ輕視スル傾向ヲ馴致シタルハ否ミ難キ所ニシ  
テ其結果膠着物ニ對スル苦情ハ再ビ頻出スルニ至リ甚シキニ至リテハ檢定證ニ全々膠着物ノ記載ナキモノニ此苦情ヲ生ズル例少  
ナカラザル有様ナリ

近來多條線絲ノ増加ト共ニ此種缺點ハ愈々増加ノ傾向ニアリ荷渡上著シキ支障ヲ來ス恐レアラレバ場合ニ依リテハ見本括ニヨリ之  
ヲ認メタルモノハ之ヲ取引上ニ及ボスノ餘儀ナキニ至ルヤモ圖ラレズ斯クテハ甚ダ面白カラザル次第ナルニ付右實情御諒承ノ上  
之ガ改善ニ付至急御配慮願度シ

二、昨昭和十一年蠶絲研究會第一専門委員會ニ於テ検査所ヨリ異臭絲取扱ニ就テ製絲工程中普通用水以外ニ鹼ノ滲透解舒ノ緩和、  
額節ノ減少、切斷防止等ノ目的ヲ以テ藥品ヲ混入シ爲メニ色澤絲質ニ影響ヲ及ボスヲ考慮シテ之ヲ検査表ニ記載センコトヲ提案  
アリタリ

本提案ハ尤モニテ吾等モ賛成ナリシモ實際上其發見方法困難ナルト其使用方法如何ニ依リテハ實害無シトノ意見モアリ本問題ハ  
尙研究事項トシテ殘サレタルガ最近消費地ニ於テ、ソーキング及練ル場合ニ特別ノ異臭ヲ發シ、同時ニ斯ル絲ハ必ズ絲質脆弱ヲ  
來ス等ノ苦情増加シツツアリ其藥品ノ何タルヤハ化學分析上判明セザレ共アンモニヤ類似ノ臭氣多シトノ事ナリ、尤モ藥品ノ次  
第ニ依リテハ生絲ノ時ニ既ニ漬表ニ於テ變色スルモノアリ又然ラザルモノアリテ區々ナレドモ何レニシテモ或時間ヲ經過スレバ  
色澤、セリシン質、絲質ニ影響ヲ現スモノ普通ナリ而シテ其容易ナルモノハ既ニ漬表ニ於テ荷渡ノ際發見セラレタル實例少カラ  
ズ殊ニ解舒ノ惡キモノニ使用セラレタル場合ハ其影響著シク、見本括ニ於テカカル絲ハ概ネ手觸、色澤、臭氣等ニ依リ鑑別シ得  
ルモノ多シ

右ノ如ク本件ハ其影響スル所甚大ナルノミナラズ其影響ハ相當時間經過後現ハルルモノモアレバ藥品使用ガ絲質ニ及ボス影響ナ  
シト思惟スルモノト雖モ絶對使用ヲ禁止スルコト妥當ナリト思フ然ラザレバ需要者ハ斯ル缺點ヲ發見シタル場合ハ其ノ荷渡ヲ拒



絶スルガ故此等不慮ノ損失ハ到底吾等ノ負擔シ得ザル處ニシテ不已得之ヲ製絲家ノ負擔ニ歸スル外ナカルベシ  
以上二ツノ事項ハ從來演表ニテ發見シタル場合ハ賣込者ヲ通ジテ直チニ製絲家ニ注意ヲ促シ又海外需要者ヨリノ苦情モ其都度之ヲ  
當該製絲家ニ通知シ居レバ茲ニ之ヲ列舉スルノ煩ヲ省略シタリ 以上

〔參照〕

蠶絲研究會調查研究項目

一、生絲ノ品質ト需給ニ關スル事項（評議員會決議）

項 目

一、生絲品質ニ對スル苦情ノ實相及其改善方法ニ關スル事項（昭和十年七月八日蠶絲研究會決定）

議案第八號 昭和十一年度諸經費決算竝資産監査ニ關スル件

監査委員二名ヲ選任シ昭和十一年度諸經費決算竝資産ノ監査ヲ行フモノトス

會長指名ニ依リ左記監査委員ヲ決定

評議員 森 田 金 藏 氏  
同 宮 島 三 艘 氏

### 三 第三回評議員會

昭和十三年二月四日蠶絲會館に於て評議員會を開催、左ノ事項を審議したり。

一、報告事項  
二、議 事

- (一) 特太絲及下級生絲ノ輸出検査ニ關スル調査事項處置ノ件
- (二) 蠶絲研究會調査研究事項改正（追加）ニ關スル件
- (三) 生絲及其他絹織維ノ利用擴大ニ關スル調査研究ノ件
- (四) 生絲捻造及括造改正ニ關スル件（追加）

#### 決 定 事 項

(一) 特太絲及下級生絲ノ輸出検査ニ關スル調査事項所置ノ件

昭和十二年九月十四日評議員會決議ニ依リ蠶絲研究會ニ對シ特太絲及格外生絲ノ輸出検査ニ關スル事項ノ調査ヲ附託シ銳意調査研究ヲ實施中ノ處今般其ノ成果ヲ得タルニ依リ同成案ニ基キ政府ニ對シ之ガ急速實施方ニ付第九回臨時總會ノ委任ニ依リ左記ノ通建議スルモノトス

特太生絲及下級生絲ノ輸出検査其他ニ關スル建議案

（省略——別項掲出）

(二) 蠶絲研究會調査研究事項改正（追加）ノ件

昭和十年六月二十五日評議員會決議蠶絲研究會調査研究事項ノ件左記事項第三號及第四號ヲ順次第四號第五號ニ繰リ下ゲ第二號ノ次ニ左ノ第三號ヲ加フ

三、生絲及其他絹織維ノ利用擴大ニ關スル事項

〔參照〕 蠶絲研究會調査研究事項ノ件 (昭和十年六月二十五日評議員會決議  
同 十二年九月十四日同  
年十二月十六日同)

改正——追加——  
改正——追加——

蠶絲研究會要項第二ニ依リ左記事項ノ調査研究ヲ爲サントス



記

- 一、生絲ノ品質ト需給ニ關スル事項
  - 二、絹ノ缺點防止ニ關スル事項
  - 三、普通蠶種國家管理ニ關スル事項
  - 四、中央ニ於ケル繭標準掛目協定ニ關スル事項
  - (三) 生絲及其他絹織維ノ利用擴大ニ關スル調査研究ノ件
- 生絲及其他絹織維ノ利用擴大ヲ圖リ蠶絲業生産物ノ需要増進ニ資スル爲左記事項ヲ蠶絲研究會分科會ニ附託シ其ノ調査研究ヲ行フモノトス

記

- 一、生絲及其他絹織維ノ利用擴大ニ關スル事項
  - (四) 生絲捻造及括造改正ニ關スル件
- 生絲捻造及括造改正ニ關シ全國産業組合製絲組合及全國製絲組合兩聯合會々長ヨリ左記ノ通申出アリタルニ依リ緊急勸議トシテ上程審議ノ結果採擇ノ上之ガ急速實施ニ付配意方生絲検査所長宛依頼ノコトニ決定セリ

絲聯十二發第二二五號

昭和十三年二月三日

全國産業組合製絲組合聯合會

會長 長月 田 藤 三 郎

全國製絲業組合聯合會

會長 長 今 井 五 介

日本中央蠶絲會

會長 伯爵 松 平 頼 壽 殿

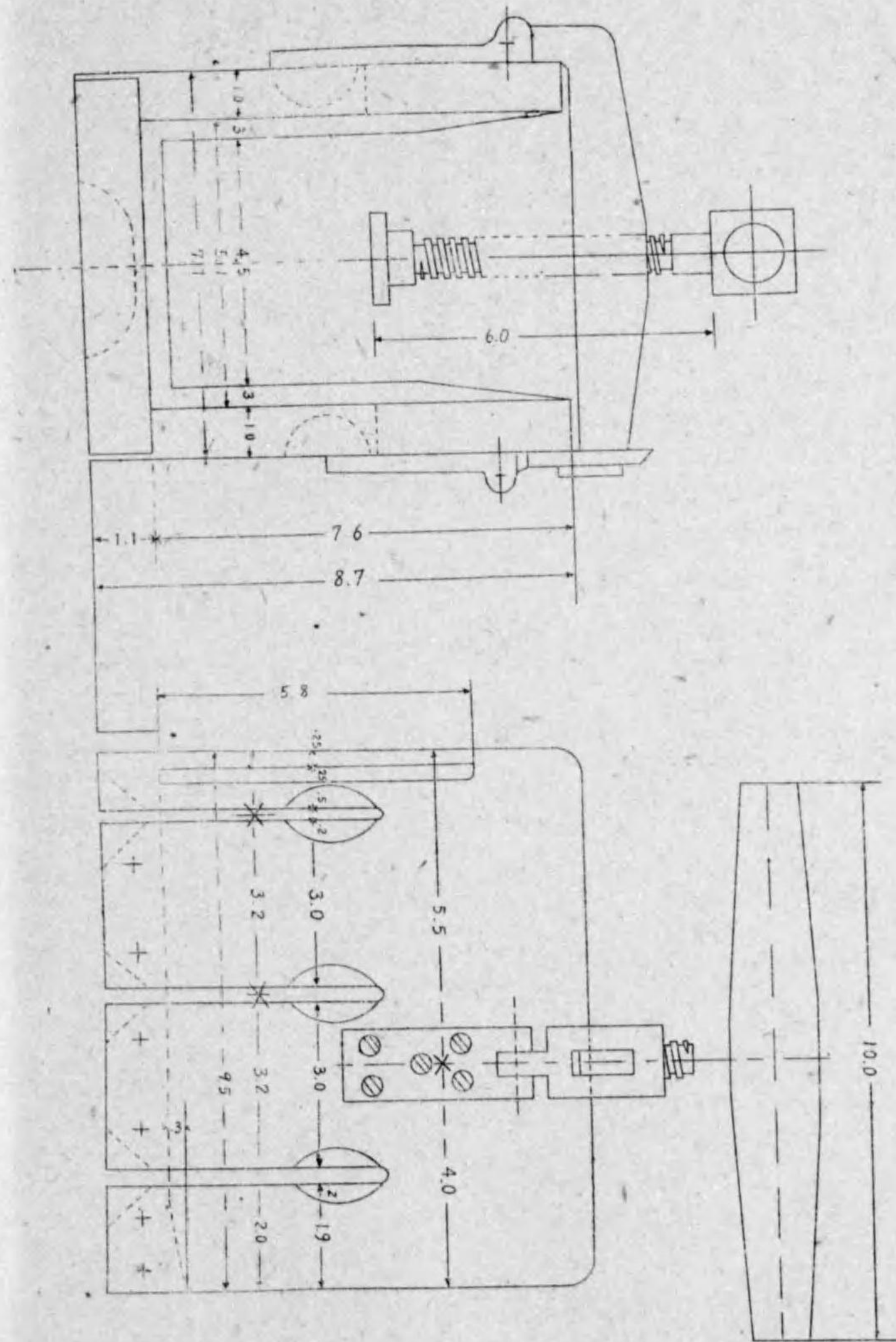
拜啓益々御清祥之段奉賀候 陳者先般兩聯合會ノ第七回總會ニ於テ生絲簡易(新式)捻造リノ件ニ付協議致候結果全國一齊ニ實施スルヲ可ナリトシ其取扱ニ就テハ會長一任ニ相成居候處右ハ他ノ業者トモ關係有之候次第ニ付之ガ實施ニ關シ御配慮被下度此段及御依頼候也

捻造及括造改正要項(案)

- 一、捻ノ下撚數、上撚數ハ從來通トス
- 一、捻ノ猪口造ヲ耳造ニ改ム
- 一、捻ノ鬚縮ハ從來ヨリ縮幅ヲ狭クシ、出來上リタル鬚ノ長サヲ左右共各四・〇厘(一寸三分)トス
- 一、括ハ從來ト同様重ネ廻造トシ、出來上リヲ左記ノ寸法トス
  - 耳ノ高サ 一・五厘(五分)
  - 鬚ノ長サ 四・〇厘(一寸三分)
- 鬚ト第一括絲間 一・五厘(五分)
- 各括絲間 九・〇厘(三寸)
- 第三括絲ト括尻間 三・五厘(一寸二分)
- 括ノ全長 三〇・〇厘(九寸九分)



新式括造器



括 幅

一五・五種 (五寸一分)

括造器様式寸法ハ左記トス

一、括絲縛ハ一本廻トシ結端ノ長サ四・五種 (一寸五分) トス 括絲ハ從來通りノ太サノモノヲ使用ス



#### 四 書面表決ニ依ル評議員會決議

評議員會の決議を要すべきものにして緊急又は輕微なる左記事項に付書面表決に依り評議員の同意を経て之を決定實施したり。

一、蠶絲研究會要綱改正並同委員増員に關する事項

昭和十二年六月評議員會の決議に依り設置せられたる蠶絲研究會は爾來生絲の品質と需給に關する事項に付逐次調査研究を遂げ其の成案に依り斯業改善に付適當所置を採り來りたる處本年度に於ては更に國用生絲の取引方法改善に關し調査研究を進むることとなり之が委員定數の増加を必要とし書面表決に依り昭和十二年五月十四日評議員の同意を経て左記の通同研究會要綱中一部の改正並増員に對する委員詮衡に付決定實施したり。

(一) 蠶絲研究會要綱中改正ノ件

第三規定中「二十五名以内」ヲ「委員三十名以内」ニ改ム

〔參照〕

三、蠶絲研究會ハ委員二十五名以内ヲ以テ組織シ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ選任ス

(二) 蠶絲研究會委員委囑 (増員分)



長野縣	矢島 豪氏	山梨縣	雪江直治氏
群馬縣	石川 蹟次郎氏	八王子織物同業組合長	小林吉之助氏
西陣織物同業組合長	長谷川市三氏	石川縣輸出織物同業組合長	東 與三郎氏
桐生織物同業組合理事長	新井豊太郎氏	丹後縮緬工業組合理事長	津 原 武氏
		以上	八名

備考 右委囑者中島矢豪氏ハ都合ニ依リ辭退申出アリタリ

二、職員待遇ニ關スル事項

左記職員待遇ニ關シ書面表決ニ依リ評議員ノ諮問ヲ經テ昭和十二年五月二十日之ヲ實施シタリ

記

日本中央蠶絲會參事ニ任ス

倉 島 彌 三 郎

三、蠶絲會館増築施行繰延に關する事項

左記事項ニ關シ緊急總會の決議を要し之に先だち書面表決を以て評議員の同意を求めたり。

一 總會提出事項（書面表決に依る）

蠶絲會館増築施行繰延に關する件——前掲省略——

第三 各種委員會其他

一 蠶絲研究會

一、國用生絲の品質と需給に關する調査委員會

（蠶絲研究會調査研究項目（一）生絲の品質と需給に關する事項細目に依る）

蠶絲研究會は昭和十年六月設置以來其の附託せられたる調査研究事項「生絲ノ品質ト需給ニ關スル事項」に付同委員會の決議に依り各種項目を定め逐次調査を進め來りたる處本年度に於ては主として既定項目の「五國用生絲ノ取引方法改善ニ關スル事項」に付調査研究の手筈を以て關係委員七名の増員（前掲出）を圖り、之が實施に著手し、本年五月以降委員會二回を開き審議の結果小委員を擧げ且専門技術上の審議を附託する爲新に第三専門委員を委囑して調査を進めたり。

尙本研究會が曩に調査を了したる「三）生絲検査法實施方法に關する事項」中一部保留となりたる技術上の研究に關し、第一専門委員を煩し引續き之が調査を遂げたり。

各委員會の開催其他次の如し。

（一）委員會（國用生絲の取引方法改善に關する調査附託）

第一回委員會 昭和十二年五月三十一日於蠶絲會館開催



全般的に意見の交換を行ひ、更に小委員を擧げ研究を進むることに決定す

第二回委員会 昭和十二年七月十三日於蠶絲會館開催

小委員會の成案に付審議を進めたるも生絲検査方法等に付更に専門委員を擧げて研究することに決定す

第一回小委員会 會長より小委員十一名を指名其第一回小委員会を昭和十二年六月十日於蠶絲會館開催

事務當局に於て取纏たる各委員の發表せる意見並本會調査資料の要項を原案として審議を進め成案を得て之を

委員長に報告せり

小委員氏名

委員長	加賀山 辰四郎	肥後 俊彦	新井 高四郎
	今井 五介	杉山 寅雄	上甲 信弘
	雪江 直治	石川 躋次郎	小林 吉之助
	東 與三郎	新井 豊太郎	津原 武

(二) 第一専門委員会(生絲検査法ノ實施方法ニ關スル調査附託)

第七回専門委員会、昭和十二年六月八日於横濱生絲検査所開催

(前年度に於て第六回迄開會——報告済——)

研究の細目事項に付意見の交換を爲し引續き之が進行のことに申合せたり。

前記に依り調査研究を進めたる處同生絲検査方法に關し専門委員の審議に俟つものありたるに依り昭和十三年一

月三十一日新に第三専門委員を委嘱し爾來同専門委員会二回、委員会(全體)一回を開き慎重審議の結果成案を得て之を委員長より會長宛報告ありたり。

1 第三専門委員会委員ノ委嘱

横濱生絲検査所	肥後 俊彦
片倉製絲紡績株式会社	大野 留次郎
郡是製絲株式会社	岡田 重次
群馬縣交水社	櫻井 博
岡谷市	黒澤 剛
豊橋市	石川 躋次郎
大日本生絲販賣組合聯合會	飯島 直
石川縣	新名 彌三吉
東京府立染織試験場	宮崎 忠作
丹後峰山町	前田 三郎
伊勢崎町	長濱 正春
福井市	小池 茂十郎
京都府	吉田 力



以上 十三名

2 委員會開催

蠶絲研究會第三專門委員會

昭和十三年二月七日蠶絲會館ニ於テ開催

同 二月八日同 斷

蠶絲研究會委員會(本事項調査ニ關スル第三回全體委員會)

昭和十三年三月二十三日蠶絲會館ニ於テ開催

國用生絲取引改善ニ關スル蠶絲研究會經過概要

昭和十二年五月三十一日蠶絲研究會(第一回)を開催先づ國用生絲取引改善に關し取引の方法、金融關係、規格統一の方法等に付意見の交換をなし各委員の意向判明したるも頗る廣範圍に亘るを以て小委員を擧げ具體案を研究することとなり六月十日小委員會を開催前回の委員會に於ける意見及本會に於て調査したる事項を資料として幹事に於て立案したるものを原案として審議を進めたる結果成案を得たるに付き七月十三日第二回全體委員會を開催審議方法として取引方法、金融關係、規格統一の三項目に大別し研究を重ね金融關係を留保したるを除き小委員會の原案通り夫々決定を見たるも生絲検査方法に付ては之を専門委員に附託して審議をなすこととなり昭和十三年二月七日及同八日の二日間に亘り第三專門委員會を開き慎重審議を遂げ別紙の通り成案を得たり、仍つて三月二十三日第三回全體委員會を開催第三專門委員會の成案に付き審議したる結果原案通り可決せり。

第三專門委員會報告

昭和十二年七月十三日開催ノ蠶絲研究會ニ於テ國用生絲取引方法改善ニ關スル決議事項中ソノ生絲検査方法ニ就テハ専門委員會ニ之ガ審議立案ヲ委嘱セラレタリ、仍テ昭和十三年二月七日及八日ノ兩日ニ亘リ第三專門委員會ヲ開催シ國用生絲検査方法ニ就キ慎重審議ヲ重ネ別記ノ成案ヲ得タルヲ以テ此段及報告候也

昭和十三年二月 日

日本中央蠶絲會蠶絲研究會第三專門委員會主査

肥 後 俊 彦

日本中央蠶絲會蠶絲研究會委員長

加 賀 山 辰 四 郎 殿

別記「國用生絲取引方法に關する件」及「國用生絲の改善に關する建議案」は評議員會に關する事項中に掲に付し  
省略

二、特太生絲及格外生絲輸出検査に關する調査委員會

(蠶絲研究會調査研究會項目(六)調査事項に依る)

( 41 )  
昭和十二年九月十四日評議員會決議に依り蠶絲研究會調査研究項目中に「(六)特太生絲及格外生絲輸出検査に關する事項」を追加し、同委員會に其の調査附託せられたるに依り委員會は昭和十二年九月八日以來同年十二月四日迄の間に於て懇談會一回、委員會(全體)二回、及小委員會三回を開催し格外生絲輸出検査に關する事項に付研究調査を遂



げ成案として「下級生絲検査要綱」を決定し委員長より會長に報告せらるゝ所ありたるも「特太絲の検査」に關しては第一専門委員に委嘱調査のことに決定せられたるに依り更に同委員會を開き慎重審議を遂げたり。委員會次の如し

(一) 下級生絲検査に關する調査委員會

- 1 蠶絲研究會委員懇談會、昭和十二年九月八日於蠶絲會館開催  
格外生絲輸出検査に關する審議方法に付懇談打合を爲せり。
- 2 第一回委員會、昭和十二年九月二十一日於蠶絲會館開催  
委員會に於て意見交換の上細目の研究調査を小委員に附託
- 3 小委員會(第一回)同 年九月二十九日於蠶絲會館開催  
肥後委員提出草案に付審議の上、之に對する關係團體意嚮提示方申合せたり。
- 4 小委員會(第二回)同 年十一月二十九日於蠶絲會館開催  
肥後委員提出案及新に提出の全國製絲業組合聯合會及全國産業組合製絲組合聯合會合同案を併せて審議(決定  
次回迄保留)
- 5 小委員會(第三回)同 年十二月四日於蠶絲會館開催  
前回引續き慎重審議の結果小委員會案決定
- 6 第二回委員會 同 年十二月四日於蠶絲會館開催  
小委員會決定案に付検討審議の上之を成案として可決委員長より會長に報告せり

(以上別項——調査事業に關する事項——掲出)

(二) 特太生絲輸出検査に關する調査委員會

- 1 第一専門委員會  
昭和十三年一月二十四日横濱生絲検査所に於て開催  
特太生絲輸出検査に關する事項並膠着物及異臭絲に關する事項を併せて慎重審議の結果成案を得て蠶絲研究會  
委員長宛之を報告ありたり。
- 2 蠶絲研究會委員會(本事項調査に關する第三回全體委員會)  
昭和十三年二月四日蠶絲會館に於て蠶絲研究會を開催  
前記第一専門委員會報告事項に付慎重審議を重ね之を承認し會長宛報告せられたり。(前同斷)

三、蠶絲研究會第一分科會

(普通蠶種國家管理に關する事項附託)

昭和十二年十二月十六日評議員會の決議に依り十三年二月十二日會長より左記委員十三名を指名委嘱したり。

(一) 蠶絲研究會第一分科會委員氏名

加賀山 辰四郎	今井 五介	加藤 知正
平野 吉左衛門	福島 喜男	上 甲 信弘
長野 忠次	森田 金藏	森川 抱次



(二) 蠶絲研究會第一分科委員會開催

第一回委員會 昭和十三年五月三日於蠶絲會館開催

全國蠶種業組合聯合會提案の普通蠶種國家管理案要綱に付審議、次回迄に各聯合會に於て夫々意見を取纏めることとせり。

第二回委員會 昭和十三年七月二十五日於蠶絲會館開催

全國養蠶業組合聯合會等の意向未だ決定するに至らざるを以てその決定に依り更に審議することとせり。

四、蠶絲研究會第二分科會

(繭標準掛目協定中央委員會設置に關する事項附託)

前同十三年二月十三日會長より左記委員十三名を指名委嘱したり。

- |         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 加賀山、辰四郎 | 今井五介  | 加藤知正  |
| 平野吉左衛門  | 福島喜男  | 上甲信弘  |
| 長野忠次    | 森田金藏  | 月田藤三郎 |
| 伊藤武男    | 新井高四郎 | 小田萬藏  |
| 森川抱次    |       |       |

五、絹の缺點防止に關する研究懇談會

絹物消費増進上不尠障害を及ぼす絹の黃變其の他の缺點防止を圖る目的を以て昭和十二年八月五日蠶絲會館に於て絹の缺點防止に關する研究懇談會を開催したり、出席者は左記斯界の權威にして其の研究狀況並に之が達成助長の方策に付研究の結果右缺點の原因究明及之が完全なる防止方法に付ては今後關係機關をして長期に亘り相當規模の下に研究を繼續すべきものなることに意見一致したり。

仍て同年九月十日評議員會決議に依り蠶絲研究會第三分科會を設け同事項の研究調査を附託したり(次項掲出)

出席者氏名

- |            |        |
|------------|--------|
| 蠶絲試驗場長     | 平塚英吉   |
| 同 技師       | 波邊綱男   |
| 絹業試驗所技師    | 角替利策   |
| 同          | 三平文    |
| 上田蠶絲專門學校教授 | 井上柳梧   |
| 京都高等工藝學校教授 | 古城鴻一   |
| 東京工業大學教授   | 棚橋啓三   |
| 長野縣工業試驗場技師 | 早乙女新一郎 |
| 鐘ヶ淵紡績株式會社  | 明石國助   |



六、蠶絲研究會第三分科會

(絹の缺點防止に關する研究調査附託)

昭和十二年九月十四日評議員會決議に依り蠶絲研究會調査研究事項中改正追加の絹の缺點防止に關する事項を研究實施の爲之に第三分科會とし昭和十三年二月左記の通り委員を委囑し、同委員會を開催したり。

(一) 蠶絲研究會第三分科會委員氏名 (順序不同)

- |                |      |     |     |
|----------------|------|-----|-----|
| 日本中央蠶絲會特別議員    | 農學博士 | 加賀山 | 辰四郎 |
| 農林省蠶絲試驗場長      | 農學博士 | 平塚  | 英吉  |
| 東京工業大學助教授      |      | 太田  | 勤治  |
| 上田蠶絲專門學校教授     | 農學博士 | 井上  | 柳梧  |
| 纖維工業試驗所技師      | 農學博士 | 角替  | 利策  |
| 蠶絲試驗場技師        | 農學博士 | 渡邊  | 綱男  |
| 長野縣工業試驗場長      |      | 宗像  | 宗吉  |
| 鐘淵紡績株式會社山科工場長  |      | 明石  | 國助  |
| 帝國蠶絲株式會社製織部技師長 |      | 塚越  | 萬平  |

(二) 蠶絲研究會第三分科會開催

第一回委員會 昭和十三年二月廿四日 於蠶絲會館開催

第二回委員會 昭和十三年三月十六日 同

七、蠶絲研究會第四分科會

(生絲の利用擴大に關する研究調査附託)

昭和十三年二月四日評議員會決議に依り(蠶絲研究會調査研究事項改正追加に係る「三、生絲及其他絹纖維の利用擴大に關する事項」を研究實施の爲之を第四分科會とし次の通委員を委囑し、同委員會を開催したり。

(一) 蠶絲研究會第四分科會委員委囑 (順序不同)

- |               |      |     |     |
|---------------|------|-----|-----|
| 日本中央蠶絲會特別議員   | 農學博士 | 加賀山 | 辰四郎 |
| 農林省蠶絲試驗場長     | 同    | 平塚  | 英吉  |
| 東京工業大學教授      | 工學博士 | 棚橋  | 啓三  |
| 農林技師          |      | 田口  | 敏夫  |
| 商工技師          |      | 岸武  | 八   |
| 纖維工業試驗所長      |      | 吉岡  | 直富  |
| 八王子織物同業組合長    |      | 小林  | 吉之助 |
| 桐生織物同業組合長     |      | 丹羽  | 平助  |
| 株式會社三越取締役     |      | 豊泉  | 益三  |
| 鐘淵紡績株式會社山科工場長 |      | 明石  | 國助  |



- 日本毛織株式會社取締役
  - 日東紡績株式會社々長
  - 株式會社市田商店取締役
  - 帝國蠶絲株式會社技師長
  - 蠶絲研究會第四分科委員會開催
  - 昭和十三年二月二十五日 於蠶絲會館開催
- |      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 小倉喜一 | 片倉三平 | 小堀治三郎 | 塚越萬平 |
|------|------|-------|------|

二 時局對策委員會

(内外蠶絲對策ニ關スル事項調査附託)

昭和十二年十二月十六日評議員會決議に依り設置の同委員會は十三年二月十二日會長より次の通委員十三名を指名委囑し爾後三回に亘り委員會を開き附託事項の調査研究を遂げたり。

一、時局對策委員會委員委囑

- |         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 加賀山 辰四郎 | 今井 五介  | 加藤 知正  |
| 平野 吉左衛門 | 福島 喜男  | 上甲 信弘  |
| 長野 忠次   | 森田 金藏  | 富田 勘之丞 |
| 伊藤 武男   | 月田 藤三郎 | 小田 萬藏  |

新井 高四郎

二、時局對策委員會開催

第一回委員會 昭和十三年二月二十二日 於蠶絲會館開催  
時局下の蠶絲業に於ける諸般の主要事項に關し全般的討議の結果先づ支那蠶絲業對策を議題として研究を進むることに決定す。

第二回委員會 昭和十三年三月十四日 於蠶絲會館開催

農林省の田中技師及本會西村上海通信員より事變下の支那各地の蠶絲業の實狀に就き聴取したる後之が對策に關し種々意見の交換を行ひたり。

第三回委員會 昭和十三年三月二十四日 於蠶絲會館開催

本會提示の支那蠶絲業對策草案を検討し大體別項の如く修正決議せり(決定事項別項——評議員會に關する事項——掲出)

第四回委員會 同 年三月二十七日 於蠶絲會館開催

伊太利經濟使節來朝に付本邦蠶絲業に關する折衝事項に付打合せを爲したり。

三 第一次計畫生絲消費増進宣傳繼續事業費精算委員會

昭和十二年二月二十二日評議員會の決議に依り第一次計畫(昭和九年度より同十一年度に至る三ヶ年繼續)生絲消



費増進宣傳繼續事業費未納金整理並剩餘金處分に關する審議の爲同年四月二十日附同精算委員十一名を委囑し之が慎重審議を煩したり。委員氏名並委員會の開會次の如し。

一、委員 委 囑

第一次計畫生絲消費増進宣傳繼續事業費精算委員

(昭和十二年四月二十日委囑)

委 員	加賀山 辰四郎	今 井 五 介	加 藤 知 正
上 甲	信 弘	石 坂 養 平	森 田 金 藏
長 野 忠 次	伊 藤 武 男	富 田 勘 之 丞	
小 田 萬 藏	月 田 藤 三 郎	以上 十一名	

二、委員會開催

第一次計畫生絲消費増進宣傳繼續事業費精算委員會 昭和十二年七月六日 於蠶絲會館開會

審 議 事 項

- (一) 第一次計畫生絲消費増進宣傳繼續事業費剩餘金處分ニ關スル件
  - (二) 前同事業費未收入金整理ニ關スル件
- 「決定事項」別項掲出

四 生絲消費増進宣傳事業委員會

一、生絲消費増進宣傳事業委員會(一般委員會)

(一) 第一回宣傳事業委員會(一般委員會) 昭和十二年九月一日 於蠶絲會館開會

左記事項を審議決定したり。

1 報 告 事 項

2 審 議 事 項

- (1) 絹物愛用宣傳並絹新製品紹介活動寫真製作ノ件
- (2) 絹ノ文化講演ト映畫ノ會開催ニ關スル件
- (3) パンフレット「絹物讀本」ノ印刷配付ニ關スル件
- (4) 生絲消費増進宣傳事業費收入金徴收經費交付ノ件

「決定事項」

- (1) 絹物愛用宣傳並絹新製品紹介活動寫真製作ニ關スル件

本年度豫算ノ定ムル所ニ依リ地方主要市街地ニ對スル絹物愛用宣傳並絹新製品紹介ノ爲巡回講演及映畫會開催ノ豫定ヲ以テ之ガ準備トシテ前年度ヨリ同施設上映ニ要スル映畫ノ製作中ノ處本年度ニ於テ左記ノ通前年度製作著手映畫(未完成)ノ補完製作並新規製作ヲ實施スルモノトス



イ、前年度製作著手映画ノ補完製作

種別	様式及名稱	員數	單價	合金	備考
絹物愛用宣傳用劇物映画	三五耗全發聲映画 希望の虹	原畫二卷 一五〇呎 複寫二本	呎 二七五 本 三〇〇〇	四、八〇〇 六〇〇〇	前年度製作著手原畫ノ補完製作 完成映画ノ複寫(上映用)
計				四、七〇〇	

「映画要旨」

重大通信用務ヲ帯ビテ某地ニ出動セル青年飛行士ノ活動ヲ骨子トシ戰鬪氣分ヲ取入レタル劇物映画ニシテ此間蠶絲業ノ重要性並絹物ノ優越的説明ヲ強調シテ絹物愛用ノ宣傳要素ヲ充分ニ織込ミタル興味純宣傳映画ナリ

備考

右ハ前年度ニ於テ豫メ委員會ノ承認ヲ經テ製作ニ著手シ同年度中ニ同映画ノ内原畫三卷二千二百五十呎ノ製作ヲ了シタルモノニシテ之ガ補完ノ結果ハ全五卷三千七百七十呎トナリ、此種製品ニ對スル課税ノ爲値上ヲ慮リ且事業進行ノ都合ニ依リ其ノ製作ヲ取進メタルモノニシテ茲ニ之ガ追認ヲ經タルモノナリ

ロ、絹新製品紹介宣傳映画製作

種別	様式及名稱	員數	豫定價額		備考
			單價	合金	
絹新製品紹介用實寫文化映画	三五耗全發聲映画 拓け行く絹の用途	原畫三卷 二〇〇〇呎以内 複寫同二本	呎 二五 本 三〇〇〇	五、〇〇〇 六〇〇〇	
計	一六耗無聲 同	複寫二本	一本 七五〇	五、七五〇	

「映画要旨」

各種絹新製品ノ製作狀況又ハ成品及利用狀態等ノ實寫ヲ主トシ適當誘導人物ヲ配シテ説明、指導ノ效果ヲ擧ゲシメントスル文化映画ナリ

以上二件ハ昭和十二年度特別會計生絲消費増進宣傳事業費支出第二款事業費第二項映画及器具費第一目映画調製費支辨ノコト

(2) 絹ノ文化講演ト映画ノ會開催ニ關スル件

絹物愛用宣傳ノ爲本年度豫算ニ於テ之ガ地方巡廻ニ依ル映画並講演施設ノ實施ニ付協賛アリタル處、時遇々重大時局ニ際會シ必然的ニ貿易ノ逆調並生絲ノ國內消費減退ヲ豫想セラル、ニ依リ此際特ニ之ガ自給消



化ノ増進ヲ圖リ右事象ノ緩和ト銑後ニ於ケル産業擁護ニ資スルノ緊要ナルニ鑑ミ本會主催ニ依リ地方府縣當局及關係團體ト共カシテ左記事項ヲ實施スルモノトス

記

絹ノ文化講演ト映畫ノ會

時局ニ於ケル産業擁護ト自給品消化ノ緊要性並絹ノ經濟的特性ニ關スル講演ヲ爲スト同時ニ本施設資料トシテ特ニ製作ニ係ル絹物愛用宣傳映畫「希望の虹」並絹新製品紹介文化映畫「拓け行く絹の用途」其他ヲ上映スルモノトス

イ、會場及期日

本年度ハ豫算ノ範圍ニ於テ第一次巡回トシテ東京府外二十八府縣三十箇所ヲ選定シ之ヲ開催ス  
開催豫定地及日程次ノ如シ

ロ、所要經費概算

會場費、講師及映寫技師旅費其他  
金四千九百五十圓也 一ヶ所平均百六十五圓三十ヶ所分  
右ハ昭和十二年度特別會計生絲消費増進宣傳事業費支出第二款事業費第三項内地宣傳費第五目指導費支辨ノコト

本案ニ對スル附帶決議

非常時局ニ鑑ミ宣傳事項(內容)ニ充分ナル考慮ヲ拂ヒ、贅澤推獎ノ弊ニ陥ラザル様留意シ、絹

物ノ廉價需給方法及國産品ノ消化ト銑後ニ於ケル産業擁護ノ趣旨徹底ニ努メ其ノ開催ニ付テハ不

取敢同施設ノ開催ヲ熱心ニ要望スル地方(箇所)ノミニ止メテ之ヲ實施シ其他ハ適當時期ヲ考慮

(一ヶ月位延期)シテ實施ノコト並同施設題目ヲモ再考ノコト

(3) パンフレット「絹物讀本」ノ印刷配付ニ關スル件

絹物ニ關スル一般の知識普及ノ一助トシテ百貨店絹物賣子並女學校生徒其他絹物ノ需給兩關係者指導ノ爲左記ニ依リパンフレット「絹物讀本」ノ印刷配付ヲ爲スモノトス

記

イ、日本中央蠶絲會編 絹物讀本 四六版約五〇頁

内 容

一、蠶絲絹業ノ重要性

二、絹織物ノ出來ルマデ

三、絹ノ特質

四、絹物ノ見分ケ方

五、絹物ノ取扱方

ロ、印刷部數及配付先豫定

五萬部ヲ印刷シ百貨店(絹物賣子)及女學校(上級生)婦人團體其他ニ配付



ハ、所要經費概算

金五千五百圓 一部拾壹錢 五萬部分(荷造發送費ヲ含ム)

右ハ昭和十二年度特別會計生絲消費増進宣傳費支出第二款事業費第三項内地宣傳費第四目印刷費支辨

(4) 生絲消費増進宣傳事業費收入金徵收經費交付ノ件

昭和十二年度豫算ノ範圍ニ於テ生絲消費増進宣傳事業費收入金徵收經費左記ノ通常該團體ニ對シテ打切交  
付(渡切)ヲ爲スモノトス

記

一、交付金額及團體名

種 別	金 額	摘 要	團 體 名
宣 傳 費 收 入 金	七、一〇〇、〇〇〇	一ヶ月六百圓十二ヶ月分	横濱生絲輸出業組合
徵 收 總 費 交 付 金	四、八〇〇、〇〇〇	一ヶ月四百圓十二ヶ月分	神戸生絲輸出業組合
同 計	一、一〇〇、〇〇〇		

備考

本經費ハ交付ヲ受クベキ團體ニ於テ毎月徵收シタル宣傳費收入金ヲ本會ニ送金ノ際同金額中ヨリ之ヲ控除シ相殺計算ヲ爲スコト  
ヲ得但シ此ノ場合ハ計算書ニ當該受領證ヲ添ヘ送付ノコト

本經費ハ昭和十二年度特別會計生絲消費増進宣傳事業費支出第一款第四項收金費支辨ノコト

(二) 第二回宣傳事業委員會(一般委員會) 同年十二月十四日於蠶絲會館開催

昭和十三年度生絲消費増進宣傳事業計畫並經費豫算に付審議

(三) 第三回宣傳事業委員會(一般委員會)

昭和十三年三月二十三日及二十四日ノ兩日ニ蠶絲會館ニ於テ開催

1 審 議 事 項

(1) インターナショナル、シルク、ギルド宣傳事業經費ニ關スル申出ノ件

(2) 第六回絹新製品競技展覽會開設ニ關スル件

2 決 定 事 項

(1) インターナショナル、シルク、ギルド宣傳事業經費ニ關スル申出ノ件(別出)

(2) 第六回絹新製品競技展覽會開設ニ關スル件

絹新製品競技展覽會規則ニヨリ左記計畫ノ通り昭和十三年度ニ於テ第六回展覽會ヲ開設セントス

第六回絹新製品競技展覽會開設計畫

本展覽會ハ絹新製品競技展覽會規則第二條ニヨリ農林、商工兩省ノ後援ヲ煩スノ外札幌市、廣島市ヲ會場トスルモ  
ノニ對シテハ夫々北海道廳、中國各縣ノ後援ヲ求ムルモノトス

イ、開設地及期日豫定



- (イ) 展覽會々場及會期
- | 開設地 | 會期                |
|-----|-------------------|
| 札幌市 | 昭和十三年 自九月七日至九月十七日 |
| 東京市 | 同 自九月二十六日至九月二十七日  |
| 大阪市 | 同 自十月八日至十月十六日     |
| 廣島市 | 同 自十月二十三日至十月三十日   |
- (ロ) 出品申込締切日 昭和十三年三月三十一日
- (ハ) 出品物搬入締切日 同 七月三十一日
- (ニ) 褒賞授與式 同 九月十七日
- ロ、出品豫定點數 八百點
- ハ、賞金
- 優等賞 金壹千圓 一名以内、 壹等賞 金五百圓 二名以内
  - 貳等賞 金壹百圓 十名以内、 參等賞 金參拾圓 若干名
- 右各號ニ該當セサル出品物中成績優秀ナルモノニ對シテハ若干ノ褒狀ヲ授與ス  
尙優等ニ對シテハ第五回絹新製品競技展覽會同様農林大臣賞授與方申請ヲナス
- ニ、陳列品

支出費目	金額	摘要
第二款事業費		
第二項 内地宣傳費		

仕 譯

展覽會々場ノ陳列品ハ競技品ノ外蠶絲絹業ニ關スル各種參考品及實演等ニシテ右ハ會場引受店ト協議シ適當ナルモノヲ選定シ本邦蠶絲絹業ノ紹介並觀覽者ノ吸收ニ資シ以テ本展覽會開設ノ目的遂行ヲ期スルモノトス

ホ、宣傳  
會場引受店ヲシテ新聞、ポスター、廣告等ヲ行ハシムル外本會直接トシテモ適當ナル方法ヲ講スルモノトス

ハ、其他出品物ノ審査  
會場ニ於ケル行事其他大體前回同様ノ機構ヲ以テ實施スルモ原料生絲ヲ交付セサル關係上出品點數ノ減少ヲ豫想スルヲ以テ出品勸誘ニ努力ス

ト、所要經費概算  
一金貳萬壹千參百圓也 第六回絹新製品競技展覽會開設經費

支出科目 昭和十三年度臨時部特別會計生絲消費増進宣傳事業費支出第二款事業費 第二項内地宣傳費



第三目 通信運搬費	1,100.00	郵便、電信及荷造運搬料	
第七目 展覽會費	3,000.00	會場費(四ヶ所、一ヶ所平均三、三七五圓)	一三、五〇〇圓
		賞金及賞狀	五、〇〇〇圓
		審査費(審査員旅費手當其他)	七〇〇圓
		褒賞授與式費(式場費及接待其他)	七〇〇圓
		雜費	一〇〇圓
計	三,300.00		

二、生絲消費増進宣傳事業特別委員會

(一) 第一回特別委員會 昭和十二年九月一日 於蠶絲會館開會

左記事項を審議決定したり。

- 1 報告事項
- 2 審議事項

「インター・ナショナル・シルク・ギルド」宣傳費交付ニ關スル件

「審議並決定事項」

「インター・ナショナル・シルク・ギルド」宣傳費交付ニ關スル件

本年度生絲消費増進宣傳事業費豫算計上ニ係ル「インター・ナショナル・シルク・ギルド」交付金ハ去ル七月迄三回ニ亙リ總額二百萬圓ノ内金四拾九萬九千八百圓(四月乃至六月收入分)ヲ別記ノ通送金濟ノ處今回ノ重大時局ニ際シ外國爲替管理法ノ發動ニ依リ出爲替ニ對シテハ極メテ嚴密ナル制限ヲ加ヘラレツ、アリ、右交付金ニ對シテモ當分相當ノ減額(前年同率若ハ若干ノ増額)送金方ニ付大藏省當局ヨリ指示アリタリ仍テ右處置ニ付御審議ヲ乞フモノトス

說 明

本年度「インター・ナショナル・シルク・ギルド」交付金ニ付テハ曩ニ外國爲替買入ニ際シ大藏省ノ指示ニ依リ三ヶ月分(五月乃至七月邦貨五十萬圓)ヲ限定ノ上當該許可ヲ得テ既ニ送金濟ニ付之ト同時ニ次期送金準備ノ爲右同様許可申請ノ處偶々日支事變動發ノ爲外國爲替管理法ニ依ル干涉愈々嚴密ヲ加ヘ許可困難ノ事態ニ立至リタルニ依リ本會職員ハ數回ニ亙リ大藏省外國爲替管理課ニ出頭シ或ハ農林省蠶絲局ノ援助ヲ得テ米國ニ於ケル同事業實施ノ經緯及其實績並同經費交付ノ喫緊事情ニ付縷述説明ノ上極力許容方懇請ニ努メタルニ同宣傳ニ關スル各種事情ニ付テハ之ヲ諒トスルモ國家重大ノ時局ニ際シ政府方針トシテ此儘許可スルコトハ殆ト至難ノ事態ニ在ル旨ヲ明示セラレ寧ロ此際自發的ニ前年同率程度(或ハ若干ノ増額ナラバ考慮)ニ減額ヲナシ幾分ナリトモ送金ヲ差控ヘ當分ニテ保留シテ目先展開後ニ於テ交付方懇懇セラルル所アリタリ、仍テ種々折衝ノ結果不取敢本月送金分約拾七萬圓ノミニ對シ至急許可指令アリタキ旨ヲ懇請シ其ノ諒解ヲ得爾餘ノ事項ハ正式本會機關ノ審議ヲ經テノ上改メテ申請ノ手續ヲ採ルコトニ打合セテ爲シタリ



右ノ審議ノ結果次ノ通決定

「インターナショナル・シルク・ギルド」宣傳費交付ニ關スル件

外國爲替管理ニ依ル「ギルド」ニ對スル宣傳費交付（送金）ノ阻止ハ非常時局ニ於ケル國際收支ノ調整上益々生絲ノ輸出増進施設實施ノ緊要性ニ反スルヲ以テ既定事項ノ實施ニ付極力豫定金額ノ送金許容方適當方法ニ依リ當局ヘ要望其ノ實現ヲ期スルコト

(二) 第二回宣傳事業特別委員會 昭和十二年十二月十日 於蠶絲會館開催

昭和十三年度生絲消費増進宣傳事業計畫並經費豫算ニ付審議

### 五 米國萬國博覽會參加出品事業委員會

昭和十三年度臨時部特別會計米國萬國博覽會參加出品事業繼續豫算施行の爲昭和十三年一月十三日左記の通同委員を委嘱し、關係事項に付審議を煩したり。

一、委員 氏名

米國萬國博覽會參加出品事業委員

委員	(宣傳特別委員)	副會長	岡本英太郎
同	(同)		伊藤武男
同	(同)		小田萬藏

二、委員會開催

(一) 第一回委員會

昭和十三年一月二十一日蠶絲會館ニ於テ開催

本會實施豫定トシテ紐育、桑港兩萬國博覽會參加ニ關スル事業實施概要事項ヲ審議内定シタリ

(二) 第二回委員會

昭和十三年六月二十一日蠶絲會館ニ於テ開催

左記實施計畫ヲ審議決定シタリ

米國萬國博覽會參加出品事業實施計畫

客年ノ第十回通常總會ニ於テ決議サレタル米國萬國博覽會參加出品事業ニ就テハ本年一月二十一日ノ委員會決

同	(同)	上野福三郎
同	(同)	今井五介
同	(宣傳委員)	加賀山辰四郎
同	(同)	月田藤三郎
同	(同)	男爵 稻田昌植
同	(同)	上甲信弘
同	(同)	富田勘之丞



定方針ニ基キ一面現地ノ希望又ハ意見ヲ參酌シ博覽會協會ト密接ナル聯絡ヲトリ大要左記ニ依リ出品セントス

一、紐育ノ部

イ、會期 自昭和十四年四月三十日 至同年十月三十一日 二百十五日間

ロ、場所 特設日本館内

ハ、面積

蠶絲實演部 五八・〇一坪

蠶絲展示部 四七・四〇坪

計 一〇五・四一坪

ニ、設計及施工 株式會社三越ニ指定

ホ、出品陳列及裝飾

A 蠶絲實演部

(一) 生絲ノ生産過程

本陳列室ハ「蠶の一生」及繭ガ生絲ニ製造セララルル經路ヲ實物、模型、寫眞ニ依リ示シ、蠶絲業ノ一縮圖ヲ示スニアリ、其ノ陳列品目次ノ通り

品名	數量	備考
産卵ノ蛾	一點	模型及實物
一齡蠶	一點	模型
三齡蠶	一點	模型
五齡蠶	一點	模型
簇繭	二點	實物
繭及蛹	一點	實物及模型
生絲	二點	實物
蠶絲寫眞	九葉	ケース内部壁面ヲ利用シバック照明ニ依リ次ノ如キ蠶絲寫眞ヲ展示ス (7)X(1) 母蛾ノ播演作業 (8) 除沙上簇 (9)X(2) 母蛾檢査 (3) 蠶蠶 (4) 四齡蠶 (5) 摘桑 (6) 給桑

(二) 養蠶實況

八疊間ノ居宅兼用、蠶室ノ一部ヲ作り蠶架、蠶箔其他必要ナル養蠶器具ヲ設備シ等身大人形二體ニ依リ給桑ノ實況ヲ示シ蠶室ノ外部ニ桑園ヲ配ス

(三) 製絲ノ實演

繰絲機械二臺、煮繭及揚返機各一臺ヲ設置シ、實演婦二名ヲシテ製絲ノ實演ヲナサシム而シテ實演場壁面ニハ左ノ寫眞ヲ展示シ製絲作業ノ理解ニ便ナラシム



- (1) 乾繭 (2) 煮繭 (3) 繰絲 (4) 再繰 (5) 捻造り (6) 括造り
- (四) 綴錦織實演

綴錦織器一臺ヲ設置シ一名ノ職工ヲシテ綴錦織ノ實演ヲナサシメ、壁面適當ナル場面ニ製品數種ヲ展示ス

B 蠶絲展示部

- (一) シルク・ルーム  
米國ニテ製造セラレザル本邦獨特ノ優秀絹製品(衣裳仕立又ハ現反)數種ヲ展示ス
- (二) 陳列臺

觀覽者ヲシテ自由ニ感觸セシメ絹製品ノ眞價ヲ味ハシムル爲メ開放陳列ヲ爲ス、其品目ハ(一)ト同ジモノ又ハ新製品ニシテ取替品ヲ用意ス

へ、蠶絲案内所

- (一) 蠶絲案内所(蠶絲展示部ニ設置)ニテハ左ノ事項ヲ行フモノトス
  - (イ) 蠶絲業紹介
  - (ロ) 出品物ノ説明
  - (ハ) 質問應答
  - (ニ) 其他

(二) 右施行ノ爲左記ヲ設備スルコト

- (イ) 本邦固有ノ優秀絹織物其他見本
- (ロ) 本邦蠶絲業ニ關スルパンフレット
- (ハ) 出品物説明リーフレット
- (ニ) 其他必要ナルモノ

ト、映畫

蠶絲業ニ關スル活動寫眞(實寫、錄音、三十五ミリ)ヲ博覽會協會ニ提供シテ同會ノ常設催場ニ於テ利用スルコト

ホール 二〇〇坪

日本館内中央ニ洋風ノ迎客用一大ホールヲ造リ天井壁ヲ始メ陳列品及調度品ハ絹及美術工藝品又ハ盆栽等ヲ配シ休憩者ニ日本文化ノ精華ヲ吟味セシムル趣向ナルガ之等陳列裝飾品中絹關係ノモノハ博覽會協會ト協力シテ出品ス

備考

本事項ハ昭和十三年度中ニ内地ニ於テ出品物一切ノ製作ヲ整へ同年度末ニ發荷輸送シ開會期日(昭和十四年四月三十日)迄ニ博覽會々場ニ陳列ヲ了スルモノトス、實演ハ五月以後(昭和十四年度)ニ於テ實施スルモノトス

二、桑港ノ部



イ、會 期 自昭和十四年二月十八日 至同 年十二月二日 二百八十八日間  
 ロ、場 所 新設日本館内  
 ハ、面 積 五二・〇〇坪 39尺×48尺  
 ニ、設計及施工 株式會社高島屋ニ指定  
 ホ、出品陳列及裝飾

- (一) 生絲ノ生産過程  
 紐育博出陳「生絲ノ生産過程」ト様式同ジ
- (二) 養蠶ノ實況  
 紐育博「養蠶ノ實況」ト略同ジ
- (三) 製絲ノ實演  
 紐育博「製絲ノ實演」ト略同ジ
- (四) 絹ノ室  
 和洋折表ノ瀟洒ナル絹ノ室ヲ作り左ノ絹製調度品ヲ配ス  
 絹製テーブル掛 一  
 絹張椅子 二  
 絹ノ屏風 一 (絹刺繡ヲ施ス)

[參照]

- 絹刺繡額 一
- 絹製ランプ・シェード 二 (東洋趣味ヲ加味シタルモノ)
- 絹絨緞 一
- 絹ノ壁張 二 (兩壁面)
- 絹天井 一
- 人形 二 (和装若夫人型 一體  
 絹洋服ヲ装ヘル男兒 一體)
- 絹ノ軸物 一

其他必要ナル調度品

ハ、蠶絲案内所  
 紐育博ト同様ナル事項ヲ行フモノトス

ト、映 畫

紐育博ト同様ナル活動寫眞ヲ博覽會協會ニ提供シ適當ナル機會ニ之ヲ利用セシムルモノトス

備考

本事項ハ本年度中内地ニ於テ出品物一切ヲ製作シ開會期日(昭和十四年二月十八日)迄ニ會場陳列ヲ了シ一般ノ觀覽ニ備フルモノトス

現地ニ於ケル本邦側及關係者ノ意嚮ニ關スル件



現地ノ本邦側及關係者ノ博覽會ニ對スル意嚮中蠶絲關係事項ハ大要次ノ如シ  
(一) 紐育海外生絲市場調査事務所長植田事務官ヨリ蠶絲局長宛(二月二十五日附發) 若杉總領事ヲ委員長トスル紐育博覽會委員  
會ノ意見左ノ如シ

- (1) 根本方針、明日ノ日本ヲ示スコト
- (2) 松井技師ノ建築案ヲ採用サレタシ
- (3) 出品ノ方針、原料、特産品、美術工藝品ニ重點ヲ置クコト
- (二) 紐育海外生絲市場調査事務所長植田事務官ヨリ山添絲政課長宛(三月三十日附發)  
日本中央蠶絲會案ニ對スルギルドノ意見左ノ如シ
- (1) 根本方針、建築、裝飾其ノ他一切日本固有ノモノヲ紹介スルコト
- (2) 出品、説明書等一切原料品タル生絲ノ範圍ニ限ルコト
- (3) 出品ノ組立、設計等ハギルドニ一任セラレタキコト
- (4) シルク・デーハ止メ、日本デーヲ催シ、米國要人ヲ招待スルコト
- (5) 映畫技師ヲ米國ヨリ招聘シ立派ナルモノヲ作ルコト
- (三) 紐育海外生絲市場調査事務所長植田事務官ヨリ蠶絲局長宛(三月三十日付發)  
(1) ギルドノ意見
- (イ) 十三年度ニ於テ金拾五萬圓ヲギルドヨリ博覽會經費トシテ中央蠶絲會ニ寄附スルコト  
右ノ根據、十三年度輸出生絲ヲ三十三萬俵ト見積レバ徵收宣傳費ハ百六拾五萬圓也、ギルドハ此全額ヲ一應受領シ、ソノ  
中ヨリ拾五萬圓ヲ前記ノ名目ニテ中央蠶絲會ニ寄附ス
- (ロ) 經費過少ナレバ桑港博覽會ハ中止スルコト

昭和十一年十二月九日評議員會の決議に依り蠶絲會館の狹隘に對する善處方策審議の爲同年十二月十八日會長指名  
に依り左の委員九名を委嘱し次記の通同委員會を開會し關係事項に付慎重審議を遂げたり。

一、蠶絲會館委員氏名

六 蠶絲會館委員會

- (一) 植田事務官ノ(1)ニ對スル意見、一俵當五圓ノ宣傳費ノ負擔者ヲ米國消費者トスル考ヘ方ヲ確認スルコトハ不可
- (四) 若杉紐育總領事ヨリ廣田外務大臣宛(五月十二日着電報)  
日本館建築工事ハユニオン以外ノ職工ハ使用不可能ト決ス
- (五) 若杉紐育總領事ヨリ廣田外務大臣宛(五月十七日發電報)  
紐育博覽會準備委員會ノ意見
- (1) 蠶絲實演ヲ取止ムルコト
- 理由 由 (一) 態々勞働工程ヲ示スハ對日競争品ノ關係上好マシカラズ  
(二) 絹業宣傳ノ效ヲ殺グ  
(三) コノタメニ面積ヲ多クトル事ハ不利
- (六) 若杉紐育總領事ヨリ廣田外務大臣宛(五月二十五日付發電報)  
蠶絲實演廢止希望取消ス
- (七) 紐育海外生絲市場調査事務所長植田事務官ヨリ蠶絲局長宛(五月二十六日付發電報)  
蠶絲實演差支ナシ  
(本件ハ前記若杉總領事ヨリ外相宛報告ニ基キ蠶絲局長ヨリ植田事務官ニ照會シタル返信ナリ)



委員	岡本英太郎	今井五介
	加賀山辰四郎	上甲信弘
	男爵 稻田昌植	伊藤武男
	長野忠次 (代理加藤知正氏)	小田萬藏
	月田藤三郎	

二、委員會開催

(一) 第一回蠶絲會館委員會 昭和十一年十二月二十三日蠶絲會館に於て開會日本中央蠶絲會及在館組織團體は何れも事業擴張に伴ひ事務室其他甚だ狹隘にして會務執行上支障不尠仍て不取敢現建物屋上に物置を増設して一時的の緩和を圖らんとしつゝあるも今後に於ける本格的増築の必要は必須事項と認めらるゝ實情に在り而して之を實施せんとするには先決要件として適當敷地の獲得を要すべきに偶々會館南寄隣接空地の所有者に於て之が處分に付積極的行動中の情報等もあり此際右好適地を逸するが如きことありては會館増築は殆ど絶望に歸する處あるに依り、之が對策に付各委員種々審議の結果會館増築の避くべからざる事情を認め且財源として特別基本金三十五萬圓を之に充當し、建築物利用に依る收益の一部を以て毎年特別基本金の收益金同額を寄附者の意志に依る我國生絲貿易の伸展助長に關する施設事業費に振當支辨を爲し、該資産管理の確保と會館對策との兩全を期するに如かずとの意見一致を見、寄附者小田萬藏氏及農林省當局に對し右方針に付諒解を求むる爲岡本副會長に於て至急手配を爲し、一方隣接土地所有者及價格等の内偵並買収に關し暗黙の折衝方を今井委員に

委囑のことに決定

(二) 第二回蠶絲會館委員會 昭和十二年二月八日 於蠶絲會館開會

特別基本金寄附者及農林省當局に對する該基金を不動産轉換に關する諒解に付ては副會長より實情具陳の結果急速に正式手續を執ることは困難なるも當面の事情不得止こと、了承せられたる經過に付岡本副會長より土地に關する内偵事情に付今井委員より委細報告あり更に本會事務當局案の増築費概算に付審議の結果會館の増築は經費の關係上即時之を實施し得ずとしても早晚不可避の實狀を前提とする以上隣接土地の買収は絶對的要件として他人への移讓情勢急迫なるに鑑み建築に關する計畫及審議は別途に之を研究することとし先づ此際第一段として土地買収の方針を決定し實行手續に付ては追て之を取運ぶこと且右專決事項は事後承認を求むることとし今井委員に委囑して土地買収に關する交渉を始むることに決定。

土地買収に關する折衝頭末及處理

今井委員に於て曩に内偵せられたる事情に基き該土地管理者(所有者代理人)と種々折衝を重ねたる結果、所有者側の相當強硬なる氣配に對處し次の如き協定を得同氏責任を以て、本會に於ける正規の決議及諸手續完了後(三ヶ月以内)に代金決済の上本會名義の所有權移轉手續履行を條件として昭和十二年二月十五日右賣買契約を締結したり。



敷地位置及面積	内債價格及折衝當初價格	協定價 格		當 事 者
		單 價	合 金	
麴町區有樂町一ノ七ノ三 宅 地 一 三 〇 坪	内債 坪當一、六〇〇圓 折衝當初 坪當一、六〇〇圓	坪當 一、四八〇 円	一、九二、四〇〇 円	賣 人 神戸市森本商店 横濱市白田十一子 後見人 白田均 共有 右代理人 増田芳郎 買 人 東京市 莊 野 保證人 今井五介

備考

- 1 地上建物其他一切ヲ含ム
- 2 買受人側ヨリ手附金二萬圓ヲ賣人ニ交付
- 3 三ヶ月以内ニ代金ヲ決済ノ上日本中央蠶絲會名義ヲ以テ所有權移轉登記ヲ行フコト

- (三) 第三回蠶絲會館委員會 昭和十二年二月二十二日 於蠶絲會館開會  
前記土地買収に關する折衝頭末及處理事項の報告並之が承認を求め敷地買入に伴ふ會館増築に關し山下壽郎氏(現會館設計者)に對し豫め設計依頼のことに決定
  - (四) 第四回蠶絲會館委員會 昭和十二年四月二十六日 於蠶絲會館開會  
蠶絲會館増築設計方針及平面圖、間取等に付懇談打合せをなしたり。
  - (五) 第五回蠶絲會館委員會 昭和十二年八月二十四日 於蠶絲會館開會
- 1 報告事項
- 2 審議事項



- (1) 蠶絲會館「新館」建築費豫算(概算)ノ件
  - (2) 經常部蠶絲會館「新館」經費累年豫算(概算)
  - (3) 蠶絲會館「新館」増築資金借款ニ關スル件
  - (4) 特別基本金所屬資産(不動産)管理運営ニ關スル手續ノ件
- 右に付審議の結果成規に依り總會に提案し其の協賛を経て成るべく急速なる實施を緊要とする旨決定(本件別項提案)
- (六) 第六回蠶絲會館委員會 昭和十二年十月十三日 於蠶絲會館開會  
昭和十二年十月十一日商工省令第二十四號發布の鐵鋼工作物築造許可規則の制限に依り蠶絲會館増築施工困難の事態發生と時局の情勢推移とに鑑み既定計畫實施の可否に付審議の結果(1)會館増築施工一時繰延並(2)蠶絲會館増築施工繰延に關する處置案を決定(別途書面を以て評議員及總會組織員の承認を経たり)。
- (七) 第七回蠶絲會館委員會 昭和十二年十一月十八日 於蠶絲會館開會  
其後前回委員會決定に係る蠶絲會館増築施工繰延に關する所置案に依り購入鐵材の處分並施工請負契約に對する善後措置の適當解決困難の事情並會館増築の不可避的實情を具し當該官廳當局と折衝の結果、鐵材消費制限に關する情勢推移の爲或程度の許容可能な模様ニ付之が進捗方針に付審議、適當計畫變更を豫想として施工實施に付折衝並所定手續を進むることに決定。(以上詳細は別項——總會決議事項——掲出)



七 組織團體長會議及主事會議ニ關スル事項

一、組織團體長會議

(一) 第一回團體長會議 昭和十二年七月十七日 於蠶絲會館開催

左ノ事項ヲ審議シタリ

1 日支事變勃發ニ當リ政府支援ニ關スル件

重大時局に直面し蠶絲業團體は政府の措置を信賴、支援し協力一致國難克服に邁進の意志表明に付大日本蠶絲會は協同決議を爲し關係方面へ公表したり(決議文別項掲出)

2 時局ニ際シ蠶絲關係業者ノ誠意披瀝具體化方法ノ件

皇軍將兵慰問の爲眞綿獻納を適當と認むるも蒐集方法研究のことに打合せたり。

(二) 第二回團體長會議 昭和十二年八月六日 於蠶絲會館開催

審議事項

1 出動陸海皇軍ニ對スル謝電ノ件

不眠不休の奮闘に對し蠶絲業者を代表し謝意表明(電文別項掲出)

2 時局ニ際シ蠶絲關係業者ノ誠意披瀝具體化方法ノ件

慰問品蒐集方法に關する研究の事情に付審議の結果各組織團體の業態相違に因り醸出すべき慰問金品の統一並醸

出割合の均衡其他各團體協同實施は至難の實狀を認め各團體は單獨任意に適當の措置を採ることに決定。

(三) 第三回團體長會議 昭和十二年八月二十四日 於蠶絲會館開催

(第五回蠶絲會館委員會開會ノ序ヲ以テ開催)

審議事項

職員其他應召者ノ身分保障ニ關スル件

(決定事項後出)

(四) 第四回組織團體長會議 昭和十二年十月十三日 於蠶絲會館開催

支那事變に依る對日感情の緩和工作中に關する盡力者に對し謝意表明方法に付審議、伊藤横濱生絲輸出業組合長に先方實情調査並謝電發信方を一任せり。

(五) 第五回組織團體長會議、昭和十二年十月二十二日 於蠶絲會館開催

太平洋及大西洋運賃同盟に於て「プール」を結成し生絲運賃引上に付畫策中の情報ありたるに依り之が對策に付審議、之に對し絶對反對聲明並に關係官廳宛實現阻止配意方に關する陳情案を決議し、夫々値上阻止に付猛運動を實施したり。

(以上詳細は別項——施設事項——掲出)

二、組織團體主事會

會務執行並各業團體間ノ連絡其他蠶絲業ニ關スル懇談打合せノ爲毎月例会一回、其他必要ニ應ジ隨時ニ組織團體主



事會ノ開催ヲ繼續シツツアリ、尙各業團體トノ連絡提携ヲ一層緊密ナラシムル爲昭和十三年二月十四日組織團體主事ヲ各々本會囑託ニ委嘱(横濱輸出業組合増滿主事ハ同組合ノ都合ニ依リ之ヲ除ク)シ一面本會職員トシテ右主事會ト併セテ會務執行ニ關シ懇談打合せヲ遂ゲ其ノ協力ヲ煩シツツアリ。

本年度ニ於ケル會合次ノ如シ。

第一回主事會議	昭和十二年五月一日	於蠶絲會館開催
第二回同	六月一日	同
第三回同	七月一日	同
第四回同	八月三日	同
第五回同	九月一日	同
第六回同	十月一日	同
第七回同	十一月二日	同
第八回同	十二月一日	同
第九回同	昭和十三年一月十一日	同
第十回同	二月一日	同
第十一回同	二月十六日	同
第十二回同	三月一日	同

### 八 其他ノ集會

會務執行ニ關シ懇談、調査研究、宣傳其他報告聽取等ノ爲次ノ通各種集會ヲ開催シタリ。

種別	開催年月日	摘要
地方蠶絲業主任官懇談會	昭和十二年四月二日	生絲消費増進宣傳其他一般會務執行ニ對スル盡力依頼ノ爲農林省ニ於ケル地方蠶絲業主任官會議開催ヲ機トシ出席關係主任官ヲ銀座松本樓ニ招待シ種々懇談打合せヲ遂ゲタリ(別項掲出)
歐米ニ於ケル絹業事情ト宣傳狀況講演會	昭和十二年五月二十七日	「インター・ナショナル・シルク・ギルド」副會長脇本卓二氏及國際生絲委員會元本會代表委員辻德三郎氏歸朝ニ付蠶絲會館ニ講演會ヲ開催シ兩氏ヨリ彼地ニ於ケル絹業事情ト宣傳狀況ニ關スル報告ヲ聽取シタリ(別項掲出)
絹物愛用宣傳方法ニ關スル座談會	昭和十二年五月二十七日	生絲消費増進宣傳事業實施ノ參考ニ資スル爲全國主要絹織物組合及有力百貨店當事業者並教育者、消費者等ノ會合ヲ(別項掲出)ニ於テ)煩シ座談的意見ノ交換並懇談ヲ爲シタリ(別項掲出)
農林大臣招待會	昭和十二年六月八日	内閣更迭ニ當リ前本會特別議員伯爵有馬頼寧氏農林大臣就任ニ付祝意ヲ表スルトモ蠶絲業並本會々務ニ付特ニ配意懇請ノ爲東京會館ニ同氏其他ノ關係者ヲ招待シ各種懇談ヲ爲シタリ
地方商工關係課長懇談會	昭和十二年六月九日	生絲消費増進宣傳事業並商工省令ニ依ル絹織物表示ニ關スル規定實施ニ付盡力依頼ノ爲商工省ニ於ケル地方商工關係課長會議開催ヲ機トシ出席者ヲ銀座松本樓ニ招待シ種々懇談打合せヲ遂ゲタリ(別項掲出)



金融懇談會	昭和十二年七月五日	蠶絲金融制度改善ニ關スル研究調査ノ端緒トシテ本會關係者及金融機關々々關係者並農林、商工當局ノ會合(於蠶絲會館)ヲ煩シ同事項ニ關スル檢討並懇談ヲ遂ゲタリ
宣傳映畫「希望の虹」試寫會	昭和十二年七月十二日	本會ニ於テ製作中ノ生絲消費増進宣傳映畫「希望の虹」完成ニ付蠶絲會館ニ於テ之ガ封切試寫ヲ行ヒ關係者ノ批判ヲ乞ヒタリ(別項掲出)
歐米絹業事情及勞働會議狀況報告會	昭和十二年七月十三日	歐米絹業視察ノ上歸朝セラレタル本會評議員平野吉左衛門氏及國際勞働會議列席(織維工業部)並歐米絹業視察ノ上歸朝セラレタル片倉武雄氏ヲ煩シ蠶絲會館ニ於テ同報告會ヲ開催シ關係者ノ聽講ニ供シタリ
絹物教育講演會	昭和十二年七月二十二日(於高島屋) 昭和十二年八月一日(於白木屋) 昭和十二年八月十六日(於松坂屋)	百貨店賣子教育ノ爲上記開催(別項掲出)
第七回世界教育者大會米國出席者招待會	昭和十二年八月四日	第七回世界教育者大會出席者中米國代表者モンロー博士外十名ヲ帝國ホテルニ招待シ之ガ歡迎ノ意ヲ表スルトモニ絹物需要増進ニ關スル事項ニ付懇談シタリ
絹ノ缺點防止ニ關スル研究會	昭和十二年八月五日	蠶絲、絹業ニ關スル試驗場、學校其他ニ於ケル蠶絲化學權威者數名ノ出席ヲ煩シ、絹ノ黃變其他ノ缺點ヲ除ニ關スル研究方法ニ付懇談打合せヲ遂ゲタリ(別項掲出)
懸賞標語審査會	昭和十二年八月七日	懸賞募集ニ係ル絹織物表示ニ關スル宣傳標語審査ノ爲蠶絲會館ニ於テ上記開催(別項掲出)
第五回絹新製品競技展覽會出品物審査會	昭和十二年九月六日	第五回絹新製品競技展覽會出品物審査ノ爲蠶絲會館ニ於テ上記開催
日米協會紐育支部長歡迎懇談會	昭和十二年九月七日	日米協會紐育支部長ヒューストン氏紐育萬國博覽會參加勸誘ノ爲來朝ニ付之ガ歡迎ノ意ヲ以テ同氏ヲ帝國ホテルニ招待シ種々懇談打合せヲ爲シタリ

時局ト國產絹ノ會  
(講演ト映畫)  
自昭和十二年九月十九日  
至同 年 十月十五日  
延 二十回

時局認識及絹物愛用普及宣傳ノ爲東京及地方主要都市ニ於テ開催



## 第二章 事業

### 第一 施設事項

一 建議陳情竝意見書提出其他

一 蠶絲金融ニ關スル陳情

中蠶一二發第二〇七號

(昭和十二年九月第九回臨時總會決議)

今回ノ支那事變ハ帝國ノ名譽ト權益トヲ擁護シ東洋ノ平和ヲ永遠ニ確保スルノ必要ヨリ起リタルモノ、ニ有之國民ハ一體トナリテ國難ニ堪ヘ犧牲ヲ忍ビ難關ノ突破ニ精進セサルヘカラサルハ申迄モ無之蠶絲業者ニ於テハ純國產タル斯業ノ萎靡不振ヲ來スカ如キコトナキ様銳意努力致居候得共由來蠶絲業者殊ニ中小業者ノ金融ハ動モスレバ圓滑ヲ缺キ殊ニ事變後顯著ナル實情ヲ呈スルニ至リ繭絲ノ價格及生絲ノ輸出影響不尠ト甚タ憂慮致居候間篤ト事情御賢察蠶絲金融ニ支障ナカラシムル様特ニ御配意ノ上金融業者ニ御示達方御取計被成下度此段及陳情候也

昭和十二年九月十六日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松平 賴壽

大藏大臣  
商工大臣

農林大臣

以上宛(各別)

備考

(一) 陳情書は總會決議に當リ小口議員(善重氏)希望ありたるに依り文案中に「繭絲の價格」を挿入したり。  
(二) 本事項九月十六日左記の委員を煩し農林、商工、大藏、各大臣を訪問各種事情縷述の上陳情書を提出し配意方を懇請したり。

陳情委員	岡本 副會長	石坂 養平	森川 抱次
	伊藤 藤泰	平野 吉左衛門	小口 善重
長	岡主事		

二、國旗及禮服ノ絹地使用獎勵普及ニ關スル建議

中蠶十二發第三〇六號

(昭和十二年十二月第十回通常總會決議)

國旗及禮服ハ從來羊毛其他輸入品ヲ原料トスル布地ヲ以テ作製セラルルモノ大多數ヲ占ムルモ非常時局ノ重大性ニ鑑ミ純國產絹地ヲ以テ作製シ國民精神作興ノ一端ニ資スルト共ニ國產獎勵竝輸入防遏ニ處スルノ必要アルヲ認ム仍テ政府ハ官公署、學校等ヲシテ率先絹國旗ヲ使用セシメ漸次一般ニ普及セシムルト共ニ官公吏ノ着用スル禮服生地ニ絹ヲ使用セシムル様適當ノ措置ヲ講セラレ度

右第十回通常總會ノ決議ヲ以テ此段及建議候也

昭和十二年十二月二十三日



日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 賴 壽

内閣總理大臣  
 内務大臣  
 大藏大臣  
 文部大臣  
 農林大臣  
 商工大臣  
 陸海軍大臣

宛(各別)

三、纖維國策ニ關スル建議

中蠶十二發第三〇七號

(昭和十二年十二月第十回通常總會決議)

政府ハ非常國策ニ於ケル國際貿易ノ調整ニ資スル爲羊毛ノ消費節約ヲ企圖シ之ニ代フルニ「ステープルファイバー」ノ使用ヲ國策トセラレ本年十月十一日商工省令第二十五號ヲ以テ「ステープルファイバー」等混用規則ヲ發布相成之ガ強制使用ト其普及ニ努メラレツツアルハ已ムヲ得ザル處置ナルベシト雖モ純國産ニシテ且生産多量ナル蠶絲ノ利用ハ國際收支ノ均衡上將又銑後農村經濟ノ維持上極メテ緊切ナルモノアレバ他纖維ト相俟テ生絲及絹纖維ノ利用擴大ヲ圖ルコトハ刻下ノ重要事ナリト信ズ

仍テ政府ハ速ニ左記事項實施ノ上纖維國策ノ完璧ヲ期セラレムコトヲ望ム

右第十回總會ノ決議ヲ以テ此段及建議候也

昭和十二年十二月二十三日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 賴 壽

内閣總理大臣  
 商工大臣  
 大藏大臣  
 農林大臣  
 陸海軍大臣

宛(各別)

記

- 一、所管ノ異動ニ係ラズ關係機關ヲ動員シ緊密ナル連絡並協力ニ依リ生絲及絹纖維ノ利用擴大ト其ノ廉價生産ノ方策ヲ研究確立セラレタキコト
- 二、前項研究ノ成果ニ依ル生絲及絹纖維ノ利用普及化ニ對シ適切ナル方法ヲ實施セラレタキコト
- 三、昭和十二年法律第九十二號第二條ニ依ル同年十月十一日商工省令第二十五號「ステープルファイバー」等混用規則」ヲ廢止シ之ヲ改メテ「國産纖維混用規則」ト爲シ生絲及絹紡絲又ハ「ステープルファイバー」等ヲ主タル混用纖維トシテ其ノ使用ニ付適當規定ノ上發布セラレタキコト

四、支那蠶絲業調査ニ關スル建議



中蠶十二發第三〇八號

(昭和十二年十二月第十回通常總會決議)

支那ノ蠶絲業地ハ頗ル廣大ニシテ肥沃加フルニ極メテ低廉ニシテ豐富ナル勞力ト蠶絲業ニ關シ數千年ノ古キ歴史ト經驗トヲ有ス曾テ本邦蠶絲業者ガ同國ノ蠶絲業ヲ恐レタル所以亦實ニ茲ニ存シタリシガ國內ノ政情ト絲價ノ低落トハ寧ロ斯業ヲシテ漸退ニ傾カシメ近時本邦ノ關心漸ク離散スルニ至レリ

然ルニ忠勇無双ナル皇軍ノ威力ニ依リ治安維持セラルルニ至ラバ蠶絲業ノ再興スルヤ必然ニシテ而モ優越セル各般ノ要素ニヨリ急激ナル増産ヲ促スニ至ルヲ豫想セラレ本邦蠶絲業ノ前途ニ及ス影響實ニ甚大ナルモノアルヲ覺ユ仍テ速ニ同國斯業ノ實態ニ付充分ニ調査シ確乎タル國策ヲ樹立シテ重要國產タル本邦蠶絲業ノ將來ニ萬遺算ナカラシムルノ要極メテ緊切ナルヲ痛感ス

政府ハ篤ト這般ノ事情ヲ諒セラレ急速ニ支那蠶絲業ノ對策ニ付調査研究ヲ遂ゲ百年ノ計ヲ樹テラレムコトヲ本會第十回通常總會ノ決議ヲ以テ此段及建議候也

昭和十二年十二月二十三日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松平 賴壽

內閣總理大臣

農林大臣

大藏大臣

商工大臣

宛(各別)

陸海軍大臣

五、生絲検査方法に關する建議其他

(一) 生絲検査格付方法改正に關する建議

昭和十一年十二月第八回通常總會の決議に依り其の所置に付評議員會に委任せられたる昭和十一年度蠶絲研究會調査成案に係る「生絲検査格付方法改正に關する件」は昭和十二年九月十四日評議員會の決議に依り同年九月十七日農林大臣宛左記の通建議を爲したり。

中蠶十二發第二一五號

生絲検査格付方法改正ニ關スル建議

昭和十年七月生絲検査格付方法ノ改正實施ニ依リ本邦生絲品質ハ著シク改善向上ヲ見海外需要者ノ苦情大ニ緩和セラレタルモ絹業界ノ變遷ハ一日モ停止スルコトナク常ニ之ニ對應スル措置ヲ採ルノ必要アルヲ以テ本會ニ於テハ常設ノ蠶絲研究會ニ依リ調査研究中ノ處需要者ノ要望ノ推移ニ依リ現行生絲検査格付方法中一部ノ改正ヲ必要トスルニ至リタルヲ認メ各種事情ニ付慎重審議ノ上應急ノ措置ヲ要スル事項ニ對シ別記改正案ヲ得タルニ依リ政府ニ於テハ來年度新絲期ヨリ之ヲ實施セラレ度評議員會ノ決議ヲ以テ此段及建議候也

昭和十二年九月十七日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松平 賴壽

農林大臣 宛



生絲検査法實施方法ニ關スル事項

一、生絲検査格付方法改正案

緊急改正ヲ要スル事項トシテ左記ノ如ク決議セリ

(一) 総合點・小類及大中類ノ各許容限度ヲ左ノ如ク改ム

項目	格 等 級	特 別										
		AAA	AAA	A A	A	B	C	D	E	F	G	
総合點	十 四 中	90以上	88以上	86以上	84以上	82以上	80以上	77以上	73以上	68以上	68未満	
	二十一 中	90	88	85	83	81	79	76	72	67	67	
小 類	十四 中	92	90	88	87	85	83	81	77	73	73	
	二十一 中	93	91	90	88	86	84	82	78	74	74	
大中類	十四 中	93	91	90	88	86	84	82	78	74	74	
	二十一 中	91	89	87	85	83	81	78	74	70	70	

本改正案ニ關スル調査成績ハ之ヲ別紙ニ示ス

(二) 総検査時大類成績中「特大類多シ」ノ場合ニ於ケル格下規定ヲ廢止ス

(三) 其ノ他改正事項

(イ) 膠着物ノ失點及成績表示ハ左記ノ如ク改ム

膠着物ノ大サニ依ル失點

膠着物 大一箇ニ付失點 二十點

同 中同 五點

同 小同 一點

膠着物成績表示

膠着物少數アリ 失點合計二十點以上五十點未満

膠着物稍多シ 失點合計五十點以上

併セテ大、中、小別ニ實數ヲ記載ス

(ロ) 再繰切斷原因ハ主タル原因一項目ヲ記載ス但シ二項目以上アルトキハ此限りニ非ズ

切斷原因標語「下り絲」ハ「切絲」ニ改ム

(ハ) 荷口中ニ重ネ繰ヲ發見セル場合ハ檢定設備考欄ニ「重ネ繰アリタリ」ト記載ス

(ニ) 簡易捻造リノ荷口ハ檢定設備考欄ニ「簡易捻造リ」ト記載ス

但シ(ロ)、(ハ)、(ニ)、ノ項ハ十二月一日ヨリ實施ス

(蠶絲研究会第一専門委員會報告省略)

(二) 特太絲及格外生絲の輸出検査に關する建議

特太絲及格外生絲の輸出検査に關する事項の處置は昭和十二年九月第九回臨時總會決議に依り評議員會に一任せられたるを以て評議員會は同事項を蠶絲研究会に附託して調査研究を行ひ先以て下級生絲(「格外生絲」の稱呼を改む)の輸出検査方法に付成案を得たるに依り同年十二月十六日評議員會に於て慎重審議の上之が實施方を農林大臣に建議



し次で特太絲の輸出検査方法に關し同研究會の研究成果に依り昭和十三年二月五日評議員會の議を經前建議の下級生絲に關する事項を併せて(前建議實施未済の爲)同年二月八日之が急速實施方に付農林大臣宛建議したり

1 下級生絲輸出検査實現方ニ付建議

中蠶十二發第三〇四號

(昭和十二年十二月十六日評議員會決議)

現行生絲検査法ハ専ラ米國ニ於ケル高級生絲ノ需要ヲ對象トシテ制定セラレ爲ニ荷揃、整理及性状不良ナル生絲ハ事實上輸出禁止ノ状態ニシテ最近印度其他ノ諸國ニ需要増加ノ傾向アル下級生絲ハ僅ニ見本トシテ輸出セラレツツアルハ新規販路ノ開拓上極メテ不利不便アルノミナラズ輸出貿易ノ進展ニ依リ國際收支ノ均衡ヲ圖ラザルベカラザル今日ノ時局ニ處シ遺憾尠カラザルヲ以テ本會ニ於テハ下級生絲輸出検査ニ關スル件ニ付本年九月懇談會ヲ開催シ引續キ蠶絲研究會ニ附議シテ前後大小委員會五回ヲ開催シ之ガ成案ヲ求メ更ラニ評議員會ニ於テ滿場一致ヲ以テ之ヲ承認シ其急速實現方ヲ決議致候ニ就テハ別記検査要綱ノ趣旨御採擇ノ上急速實施候様御配意相煩度此段及建議候也

追テ本件ニ對シテハ第九回臨時總會ノ決議ヲ以テ之ガ措置方ヲ評議員會ニ委任セラレタルモノニ有之候間御含被下度申添候

昭和十二年十二月二十日

農林大臣 伯爵 有馬 頼寧 殿

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松平 頼壽

「添付書類」

報告書

蠶絲研究會ニ委嘱セラレタル「格外生絲輸出検査ニ關スル事項」ニ付調査研究ノ結果別記ノ通成案ヲ得タルニ依リ此段及報告候也

昭和十二年十二月四日

蠶絲研究會委員長 加賀山 辰四郎

日本中央蠶絲會

會長 伯爵 松平 頼壽 殿

下級生絲輸出検査ニ關スル件

現行輸出生絲検査法ニ依リ検査ヲ行フ能ハザル荷揃、整理及性状不良ニシテ品質粗惡ナル生絲ハ從來見本トシテ若干輸出セラルルモ斯クテハ新規販路ノ開拓上極メテ不利不便ニシテ輸出貿易ノ進展ニ依リ國際收支ノ均衡ヲ圖ラザルベカラザル今日ノ時局ニ處シ遺憾尠カラザルヲ以テ此際左記要綱ニ依リ是等下級生絲ニ對シ検査ノ道ヲ啓クヲ緊要ト認ム

下級生絲検査要綱

- 一、輸出検査ヲ行フ下級生絲ハ左ノ二種トス
- イ、格外生絲



現行輸出生絲検査法ニ據ル總荷検査ノ際取消シ除去セラレタルモノニシテ其品質著シク不良ナルモノ（G格程度）

生絲検査所長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ器械検査ニ依リ格外生絲ノ品質ヲ決定ス

前項ノ生絲ハ各括ニ「格外」ノマークヲ附スルモノトス

ロ、等外生絲

束装ノ「折返し造り」ナルモノ

二、下級生絲ノ検査ハ左ノ各項ニ付之ヲ行フ

正量検査 現行輸出生絲検査法ニ定ムル方法ニ據ル

肉眼總荷検査

再繰検査

織度検査

三、下級生絲ノ品位検査殘絲ハ原荷口ト同様ナル束装ヲ爲シ見本用ニ供スルコト

希望事項

一、下級生絲ノ見本ヲ生絲検査所ニ備付クルコトヲ検査所ニ要望スルコト

二、下級生絲ノ検査料絲ハ最少限度ニ止メラルル様政府ニ要望スルコト

三、下級生絲ノ検査手数料ハ成ルベク低廉ナラシムル様政府ニ要望スルコト

四、格付生絲中G格程度ノ四俵以下ノ荷口ノ検査手数料ヲ輕減セララルル様政府ニ要望スルコト

五、玉絲、野蠶絲及生絲ノ見本俵ノ輸出ニ對シテハ生絲検査所ニ於テ點檢（二括以內ノ見本ヲ除ク）セララルル様政府ニ要望スルコト

府ニ要望スルコト

2 特太生絲及下級生絲ノ輸出検査其他ニ關スル建議

中蠶十三發第三十七號

（昭和十三年二月五日評議員會決議）

現行輸出生絲検査法ニ於ケル検査適用範圍外ノ特太生絲竝検査ヲ行フ能ハザル荷揃、整理及性状等不良ニシテ品質粗悪ナル生絲ハ從來不巳得見本絲トシテ輸出セラレツ、アルモ斯クテハ新規販路ノ開拓上不利不便不尠モノアリ輸出貿易ノ進展ニ依リ國際收支ノ均衡ヲ圖ルヲ喫緊重要トスル現下非常時局ニ處シ遺憾ノ次第ニ付別記成案ノ方法ニ依リ右ニ對スル輸出検査ヲ急速實施相成度評議員會決議（第九回臨時總會決議ニ依リ委任）ニ依リ別紙蠶絲研究會ニ於ケル調査研究ノ經過及成案相添此段及建議候也

昭和十三年二月八日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松平 頼壽

農林大臣 伯爵 有馬 頼寧 殿

「添付書類」

特太生絲輸出検査ニ關スル調査

1 報告書



蠶絲研究會ニ委囑セラレタル特太生絲輸出検査ニ關スル事項ハ昭和十二年十二月四日日本委員會ニ於テ審議ノ上之ガ検査方法ニ付第一專門委員ニ附託シ研究ノ結果膠着物及異臭絲ニ關スル事項ヲ併セテ別紙ノ通成案ヲ得タルニ依リ同十三年二月四日更ニ本委員會ニ於テ慎重審議ノ上之ヲ承認シタリ

仍テ此段及報告候也

昭和十三年二月四日

蠶絲研究會委員長 加賀山辰四郎

日本中央蠶絲會

會長 伯爵 松平頼壽殿

2 報告書

昭和十二年十二月四日ノ蠶絲研究會ニ於テ特太生絲検査方法ノ立案ヲ第一專門委員會ニ委囑セラレタルヲ以テ昭和十三年一月廿四日日本委員會ヲ開催シ生絲検査所ヨリ提案セル原案ニ基キ慎重審議ノ結果別記ノ通成案ヲ得タリ尚膠着物及異臭絲ニ關スル件ニ付審議シタル結果膠着物ニ就テハ製絲業者ヲシテ一層注意ヲ喚起セシムルコト、異臭絲ニ就テハ差向「生絲検査所ニ於テ當該絲ヲ發見シタル場合ハ其ノ荷口ノ製造者ニ對シ注意ヲ爲サレ度キコト」ヲ決議セリ

仍テ此段及報告候也

昭和十三年一月廿七日

日本中央蠶絲會蠶絲研究會第一專門委員會主查

肥後俊彦

日本中央蠶絲會蠶絲研究會委員長

加賀山辰四郎殿

特太生絲検査案

- 一、目的織度三十四デニール以上ノ生絲ヲ特太生絲トス
- 二、正量検査ハ現行検査法ニ依リ行フ  
但シ総量ガ百二十グラム以上ノ荷口ニ在リテハ水分検査料絲ノ本數ヲ八認トス
- 三、品位機械検査料絲ノ本數並ニ採リ方ハ現行法通りトス  
但シ総量ガ百二十グラム以上ノ荷口ニ在リテハ料絲ノ本數ヲ二十五認トス
- 四、品位検査項目竝検査方法次ノ如シ

1 肉眼検査

現行検査法ニ同ジ、但シ総量百二十グラム以上ノ荷口ノ場合ハ認検査ノ料絲ヲ五認トス

2 再繰検査

本検査ハ目的織度百デニール以下ノ荷口ニ付行ヒ、百一デニール以上ノ荷口ニ付テハ行ハズ

検査料絲五十認ノ場合ハ二十五認ハ認ノ表ヨリ他ノ二十五認ハ認ノ裏ヨリ、検査料絲二十五認ノ場合ハ各認共



総ノ表及裏ヨリ一分間百六十五メートルノ平均巻取速度ヲ以テ左記規定時間繰返シ糸條切斷數ヲ検査シ其ノ合計切斷數ヲ以テ再繰成績トス

目 的 繰 返 時 間

三四デニール乃至 五〇デニール 三〇分間

五一デニール乃至一〇〇デニール 二〇分間

3 織度検査(織度偏差、最大偏差及平均織度検査)

絲長百十二メートル半ノ織度絲三百本ヲ採取シ、織度偏差、最大偏差及平均織度検査ヲ行フ  
各織度絲ノ秤量級間ハ目的織度ニ依リ左ノ如ク定ム

目 的 織 度 秤 量 級 間

三四デニール乃至 五〇デニール 一デニール飛

五一デニール乃至一〇〇デニール 二デニール飛

一〇一デニール以上 五デニール飛

最大偏差検査ニ於ケル最太及最細織度平均ニハ各其ノ六本ノ平均ヲ用フ

4 類節検査(大中類及小類検査)

本検査ハ目的織度百デニール以下ノ荷口ニ付行ヒ、百一デニール以上ノ荷口ニ付テハ行ハズ  
大中類検査、小類検査共百パネルニ付行フ

検査板ニ巻附クル糸條ノ間隔ハ目的織度ニ依リ左ノ如ク定ム

目 的 織 度 一 時 間 巻 附 糸 條 數

三四デニール乃至 五〇デニール 五七絲條

五一デニール乃至 八〇デニール 五〇絲條

八一デニール乃至一〇〇デニール 四〇絲條

五、絲條斑、強力、伸度及抱合検査ハ行ハズ

六、特太生絲検査ヲ爲シタル荷口ニハ格付ヲ當分ノ内行ハズ

七、検査請求者ハ検査請求書備考欄ニ糸條ノ單複別ヲ記入スルモノトス

本案ニ記載セザル事項ハ現行検査方法竝ニ取扱ニ準ジテ行フ

(三) 生絲捻造及括造改正に關する事項の要請

全國産業組合製絲組合及全國製絲兩聯合會の申出に依り昭和十三年二月四日蠶絲研究會及評議員會に於て審議の結果其實施を適當と認め横神兩生絲検査所長宛全國一齊實施に付配意方左の依頼を爲したり。

中蠶十三發第三十六號

昭和十三年二月七日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 頼 壽

横濱 神戶 生絲検査所長宛(各別)



拜啓益々御清祥奉賀候扱現在行ハレ居ル生絲捻造方法ハ複雑ナルノミナラズ往々荷傷ヲ生ズル等ノ缺點アルニ鑑ミ全國産業組合製絲及全國製絲兩聯合會ニ於テ之ガ簡易ニシテ且生絲品質ノ損傷スルコトナク而モ消費者ノ取扱ニ至便ナル方法ニ關シ調査研究ノ上左記改正要項ヲ具シ全國一齊ニ實施致度趣申出ニ付本月四日本會蠶絲研究會ノ審議ヲ經テ更ニ評議員會ニ於テ審議ノ結果緊切ナルモノト認メ之ガ實施ヲ適當トスル旨決議相成候ニ付御了承急速施行候様可然御取計被成下度此段御依頼旁申進候也

生絲捻造及括造改正要項

(以上評議員會ニ關スル事項へ掲出)

六、生絲運賃値上計畫に對する處置に關する事項

太平及大西兩洋運賃同盟(日米船舶業者同盟)に於テ「プール」を結成シ生絲運賃値上實施を計畫中の趣情報ありたる處若し之が實現を見るが如きことあるに於テは、さなきだに支那事變に依る對日感情の惡化を憂慮せられつゝある折柄一層米國關係者を刺戟シ生絲貿易に支障を生ずるの虞あるのみならず、結局は繭絲價に影響して蠶繭生産者の負擔に歸するに至リ、時局下に於ける斯業の維持發展を阻碍するもの不尠を認め十月二十二日急遽組織團體長會議を開き慎重審議を遂げ、右値上げ計畫に對シ左記の通全面的反對の意思を決定し、之を公表すると同時に關係各大臣宛之が實現阻止配意方を陳情し、同運賃同盟に對しては書面又は口頭を以テ右事情縷述の上値上中止方折衝を爲し且貿易協會其他關係者と連絡を執リ、其の實現阻止に付猛運動を行ひたり。因に同計畫は其儘沙汰止みとなれり。實施事項

及經過次の如し。

(一) 本會實施事項

1 生絲運賃値上計畫ニ絶對反對

(昭和十二年十月二十二日組織團體長會議決議即日發表)

日本中央蠶絲會は本日組織團體長會議を開き各團體長出席協議の結果、今般太平洋運賃同盟に於ける生絲運賃値上計畫に對シ左の理由を以テ絶對反對の決議を爲せり。

一、米國靴下製造業者其他絹業各團體ハ絶對反對ヲ決議シタルニ徴シ徒ラニ時局ニ對スル對日感情ヲ刺戟シ生絲貿易ノ支障ヲ招來スル虞アルコト

二、生絲ノ運賃ハ他ノ商品ニ比シ現在既ニ高率ニシテ此上ノ値上ハ結局生産者ノ負擔ニ歸シ銃後ノ農民ヲ苦シムル結果トナルコト

2 生絲運賃値上計畫ニ對スル處置ニ付陳情

(昭和十二年十月二十二日組織團體長會議決議)

今般太平及大西兩洋運賃同盟ニ於テ生絲輸送ニ付「プール」ヲ結成シテ當該運賃ノ五割方値上實施計畫中ノ趣以聞致候處右ノ如クプール結成ノ手段ニ依リ賃金値上ダヲ強制スルニ於テハ徒ラニ米國消費者側ノ感情ヲ害ヒサナキダニ時局ニ於ケル對日感情ノ機微ニ依リ日本生絲ノ不買氣勢ヲ招來シツツアルノ際一層之ヲ刺戟シ我生絲貿易ニ大ナル支障ヲ生ズルヤモ圖リ難ク憂慮ニ不堪モノ有之右ニ對シテハ既ニ米國關係者ニ於テ絶對反對ノ意嚮(別紙)ヲ表



明シ來リ候事情モ有之殊ニ現下ノ情勢ハ極力生絲ノ消費増進ノ宣傳運動ヲ爲シツツアルニ拘ラズ動モスレバ需要減退ノ趨勢ヲ示シツツアリテ消費者ニ之ヲ轉嫁セシムルコトハ到底不可能ニシテ此上ノ値上(年四、五百萬圓ノ増額トナル)ハ結局生産者ノ負擔トナリ銃後ノ農民ヲ苦シムル結果ト相成候間事情篤ト御諒察ノ上右實施阻止ニ付特ニ御配意相煩度本會組織團體長會議ノ決議ヲ以テ此段及陳情候也

昭和十二年十月二十二日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 賴 壽

總理 大臣  
逓 信 大 臣  
農 林 大 臣  
商 工 大 臣  
大 藏 大 臣  
宛

(別紙)

米國靴下製造業者組合其他絹業團體發信電報(省略)

3 太平及大西兩洋運賃同盟當局宛依頼

中蠶十二發第二五八號

(昭和十二年十月二十三日)

拜啓益々御清祥奉賀候扱今般貴運賃同盟ニ於テ生絲輸送ニ付「プール」ヲ結成シテ當該運賃ノ五割方値上ヲ實施計

畫中ノ趣仄開致候處右ノ如クプール結成ノ手段ニ依リ賃金値上ゲヲ強制スルニ於テハ徒ラニ米國消費者側ノ感情ヲ害ヒサナキダニ時局ニ於ケル對日感情ノ機微ニ依リ日本生絲ノ不買氣勢ヲ招來シツツアルノ際一層之ヲ刺戟シ我生絲貿易ニ大ナル支障ヲ生ズルヤモ圖リ難ク憂慮ニ不堪モノ有之、右ニ對シテハ既ニ米國關係者ニ於テ絶對反對ノ意嚮(別紙)ヲ表明シ來リ候事情モ有之殊ニ現下ノ情勢ハ極力生絲ノ消費増進ノ宣傳運動ヲ爲シツツアルニ拘ラズ動モスレバ需要減退ノ趨勢ヲ示シツツアリテ消費者ニ之ヲ轉嫁セシムルコトハ到底不可能ニシテ此上ノ値上(年四、五百萬圓ノ増額トナル)ハ結局生産者ノ負擔トナリ銃後ノ農民ヲ苦シムル結果ト相成候間事情篤ト御諒察ノ上此際絶對値上不相成様特ニ御配意相煩度本會組織團體長會議ノ決議ヲ以テ此段御依頼旁々得貴意候 敬 具

米國靴下製造業者組合其他絹業團體發信電報

生絲運賃値上計畫絶對反對ノ本會決議

(以上添付)(省略)

4 生絲運賃値上反對ニ關スル總會意思表明

中蠶十二發第三一三號

昭和十二年十二月二十七日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 賴 壽

太平洋運賃同盟

大西洋運賃同盟

秘書 川 島 利 助 殿



拜啓益々御清祥奉賀候陳者貴聯盟ニ於ケル生絲運賃値上御計畫ニ對シ先般生絲貿易ノ阻碍並生産者タル銃後農蠶民壓迫等憂慮スベキ結果ノ招來ヲ慮リ各種事情ヲ具シ右中止方御依頼種々御配意相煩居候處本月二十一、二十二ノ兩日開會ニ係ル本會第十回通常總會ニ於テ更ニ慎重審議ノ結果左記ノ通決議相成候間御了承蒙ニ申進置候通右ハ絶對値上不相成様特ニ御配意被成下度此段重テ御依頼申上候 敬 具

「添付書類」

生絲運賃値上ダ反對ニ關スル件

(昭和十二年十二月第十回通常總會決議)

太平及大西兩洋運賃同盟ニ於ケルブル結成ニ依ル生絲運賃値上ダ計畫ニ對シテハ曩ニ絶對反對ノ意志ヲ表明シ適當處置(報告事項掲出)ノ處之ガ實現阻止貫徹ノ爲左記理由トシテ本總會決議ヲ以テ同値上計畫ニ對スル全面的反對ノ運動ヲ繼續スルモノトス

記

- 一、生絲運賃ハ現在既ニ高率ニシテ是以上ノ値上ハ不當ナリ
- 二、生絲運賃値上ハ米國消費者側ノ感情ヲ害スルノミナラズ米國絹業關係者ニ於テ絶對反對ヲ表明シツツアリ
- 三、値上金額ハ結局生産者ノ負擔ニ歸シ銃後農蠶民ヲ壓迫ス

5 其他の運動

(1) 官廳當局との折衝並阻止配意懇請

○昭和十二年十月十九日不取敢横濱生絲輸出業組合伊藤組合長に於て農林省蠶絲局長及井野次官を訪問し運賃値上畫策阻止に付盡力方を懇請し。

○同年十月二十日全國製絲業組合聯合會今井會長に於て農林省蠶絲局長、同井野次官並逕信省當局を訪問(次官及管船局長、管船課長に面接)し前同盡力方陳情懇請せらるゝ所ありたり。

○昭和十二年十月二十六日岡本副會長、今井、伊藤評議員、上野議員及久米氏長岡主事細川蠶絲局長と會見、逕信省管船局長との折衝模様を聴取對策に付懇談協議の上一段の盡力方を依頼せり。

○昭和十二年十月二十七日岡本副會長、今井、伊藤、上甲、月田、石坂各團體長及長岡主事逕信省管船局長及管船課長を訪問し親しく現下の蠶絲業事情及米國絹業事情を縷説の上同問題阻止配意方を陳情せり。

(2) 運賃同盟當局との折衝

○昭和十二年十月二十七日岡本副會長、今井、伊藤、上甲、月田、石坂各團體長及長岡主事日本郵船株式會社を訪問し大谷社長、清水事務、澤井運賃課長と會見の上、運賃値上問題に關する各種事情を聴取し種々懇談の上前記同様同計畫の無期延期配意方を懇請したり。

○昭和十二年十一月九日小田神戸生絲輸出業組合長より同問題は相當進捗の模様ニ付緊急對策方督勵に付來電ありたるに依り長岡主事、清水郵船事務と折衝の上適當處置せり。

(二) 農林省當局幹旋に依る双方當事者懇談會開催

細川蠶絲局長の幹旋に依り昭和十二年十一月十六日運賃同盟關係及本會組織團體關係の双方當事者を農林大臣官舎



に招待、生絲運賃問題懇談會を開催せられ農林、逓信兩省當局出席同事項に付種々懇談を遂げ相當先方當事者の理解に資する所ありたり。

(三) 組織團體ニ於ケル運動其他

1 生絲運賃値上げ反對に就て

(昭和十二年十月十九日) 横濱生絲輸出業組合

本日吾々は在紐育生絲輸入商協會、全國靴下製造業者組合及インターナショナル・シルク・ギルドの連名に依る左記電報を接受した。

「聞ク處ニ依レバ運賃同盟ハ生絲プールヲ結成シテ運賃ヲ五割方引上ゲルコトヲ協議中ノ由ナルモ、之ハ我々ハ大反對デアル、輸出業者ガ極力抗争センコトヲ消費市場側トシテ要求スル。運賃値上ケハ一ケ年約百二十萬弗ノ餘分ノ費用ヲ増加スルコトニナルガ之ハ當國業者ノ負擔出來ヌコトデアル」

太平洋運賃同盟が生絲輸送に付プールを結成して運賃の値上げを計畫して居ることは我等も聞知して居るが消費者側殊に生絲の重要顧客たる米國靴下業者其他が一致して反對し來りたるは時局柄事態甚だ重大である。

今日の如く米國に於て日本生絲ポイコット運動が起りつつある際若しも太平洋運賃同盟が斯るプール結成の手段を以て運賃の値上げを強行するに於ては徒に消費者側の感情を害して我生絲輸出に支障を來し而も其運賃値上り額は實際に於て供給者側たる製絲業者乃至養蠶業者が負擔せねばならぬ事に歸結するであらう。

現下非常時局に於て生絲の輸出は國際收支の上に重大なる役割をなしつつあるものであるが、坊間傳へらるゝが如

き「生絲プール」に依る運賃の値上げは吾人の見る所では畢竟我國蠶絲業を犠牲にして外國汽船會社を庇護する外何者もない様に考へられる。

従而この問題に付ては關係者の眞に慎重なる考慮を要するもので當組合に於ても對策に付協議の結果斷乎反對の態度をとることに決定した。

(2) (十月二十日) 神戸生絲輸出業組合

運賃同盟ハ「プール」ヲ結成シ生絲運賃五割方ノ引上ゲヲ協議中ノ由右ハ業者ガ消費増進運動ニ專念セル折柄他織維ニ對スル競争力ヲ弱メ一方必然的ニ養蠶、製絲業ニ轉嫁サレル結果トナリ本邦蠶絲業ノ爲憂慮ニ堪エス依テ本組合ハ絶對反對ヲ表明シ、同盟トモ交渉中」就テハ貴會ノ御協力ヲ切望スルト同時ニ關係當局ヘ右阻止方御盡力ヲ乞フ」尙紐育輸入會、靴下業者協會、シルク・ギルドヨリモ聯盟ニテ絶對反對ナル旨入電アリ、右消費者側ノ意嚮モ御考慮ノ上善處サレタシ」神戸生絲輸出組合發電

昭和十二年十月二十日

神戸生絲輸出業組合

拜啓益々御清祥奉賀候

陳者太平洋運賃同盟ニ於テハ生絲輸送ニツキプールヲ結成シアメリカ向生絲運賃五割方ノ引上ヲ協議中ノ由ニ候處右ハ當業者ガ生絲消費増進運動ニ專念セル折柄他織維ニ對スル競争力ヲ弱メ一方必然的ニ養蠶、製絲業者ニ轉嫁サレル結果ト相成リ本邦蠶絲業ノ爲メ誠ニ憂慮ニ不堪ルトコロニ有之本組合ハ右プール結成運賃引上ニハ絶對ニ反對ノ態度ヲ表明致シ同盟トモ目下交渉中ニ有之候



就テハ貴會ノ御協力ヲ切望致スト同時ニ關係當局ヘ右阻止方御盡力相煩度尙別紙ノ通り紐育生絲輸入會、全米靴下製造業者協會國際シルク・ギルドヨリモ連名ニテ絶對反對ナル旨十八日本組合長宛入電有之右消費者側ノ意向モ御考慮ノ上善處相成度昨日電報ニテ得貴意候得共御確認旁々御依頼申上候 敬 具

From New York

Are advised conference considering  
formation silk pool and increase  
freight rate fifty percent stop  
we strongly object stop on behalf  
our consuming market request exporters  
energetic opposition stop proposed increase  
would add approximately  
one million two hundred thousand dollars  
fixed charges annually which industry  
can not afford  
Raw Silk Importers Inc.  
Notional Association of Hosiery Manufacturers

International Silk Guild.

(3) 全國製絲業組合聯合會陳情

絲聯十二發第一六六號

昭和十二年十一月二日

全國製絲業組合聯合會々長

總 理 大 臣  
大 藏 大 臣  
逓 信 大 臣 宛  
商 工 大 臣  
農 林 大 臣

今般太平及大西兩洋運賃同盟ニ於テ生絲運賃五割方ノ値上ゲ實施計畫中ノ趣仄開致候處右運賃ノ値上ニ就テハ米國ノ生絲消費者側ニ在リテモ多大ノ負擔ヲ増加スルモノトシテ絶對反對ノ意嚮ヲ表明シツツアリ殊ニ時節柄日本生絲ノ消費ヲ阻止セラレントスル氣勢アルニ際シ斯カル運賃ノ値上ハ我が生絲貿易上重大ナル影響ヲ齎スベキ處アル而已ナラズ其ノ値上運賃ノ大部分ハ結局供給者タル製絲業者及養蠶業者ニ轉嫁セラルル結果ト相成本邦蠶絲業ノ爲メ誠ニ憂慮ニ不堪所ニ有之候依ツテ事情篤ト御詮議ノ上右實施阻止ニ付何卒特別ノ御高配相煩度本會評議員會ノ決議ヲ以テ此段及陳情候也

(4) 産業組合製絲組合聯合會



生絲運賃値上反對ニ關スル件

(昭和十二年十二月三日全國産業組合製絲組合聯合會第七回通常總會決議)

生絲運賃値上ニ關シテハ次ノ通り反對決議セントス

決議

太平洋運賃同盟ニ於テ計畫中ノ生絲運賃値上ガ本邦生絲ノ取引ニ支障ヲ生ジ其需要ヲ阻害シ蠶絲業全體ヲ壓迫スルノミナラズ結局生産者ノ負擔ニ歸シ銃後ノ農民經濟ヲ窮迫セシムル結果トナルコト明カナリ  
仍テ右値上ゲ計畫ニ絶對反對ス

附帶決議

右決議ノ趣意達成ニ關シテハ會長ニ一任スルモノトス

「參考」

對米生絲ブール決定(昭和十二年十月十五日蠶絲經濟)

過去二年來の懸案であつた生絲の對米寬貨ブール設定問題は邦船並に外船側の交渉が最近急速に進捗し、十月九日丸ノ内郵船ビルに邦船側の郵、商、三井、山下、國際、川崎、大同七社と外船側ダラー(米)メルク(デンマーク)パーバー・ウィルヘルムゼン(ノルウェー)三社と會合協議の結果ブールの決定を見るに至り十一月一日より實施することとなつた。  
一、加盟者邦船側七社、外船側三社  
一、航路ニ横濱、神戸よりパナマ運河經由ニューヨーク向けを第一次計畫として着手し第二次計畫として太平洋岸向けにも適用  
一、比率ニ過去の配船、寬貨等の實績を基礎として算定するが大體邦船側八對外船側二の見當

一、運賃ニ現在百封度に付四弗を六弗に引上ぐ

一、清算事務ニニューヨーク航路同盟に委託

一、實施期ニ十一月一日

而して對米生絲輸送は大體年五十萬俵でその内ニューヨーク向けは三十五萬俵見當である。

七、海外事情對應策に關する事項

(一) 米國ニ於ケル本邦産生絲ボイコット緩和盡力ニ對シ謝意表明

米國內に於ては日支事變勃發以來本邦に對する感情の悪化を見、本邦生絲不買の氣勢濃厚となりたる爲め本會は第九回臨時總會の決議に依り臨時應急施設費の協賛を経て外務省當局の斡旋共力に依り夫々事變に對する米國民の正鵠なる認識及輿論の啓發並生絲不買運動の緩和に努め來り(既報)たる處此間特に盡力を煩したる駐米齋藤大使に對し左の架電を爲し謝意を表明したり。

(電報)

貴地ニ於ケル日本生絲不買氣勢ノ緩和ニ付特ニ御配意ヲ煩シ感謝ニ堪エズ尙一層ノ御盡力ヲ乞フ

日本中央蠶絲會々長

米國大使館特命全權大使 齋藤 博宛

(昭和十三年二月十日發信)

(二) 生絲需要者ノ苦情ニ關スル所置

海外需要者より本邦生絲中異臭を發するもの又は生絲の膠着物等に付苦情申出ありたるに依り蠶絲研究會及同第一



専門委員會に於て審議の結果左記の通異臭絲に付ては國家機關に於て調査研究の實施方を農林大臣に建議し生絲の膠着物防止に付ては當該生絲の生産者に對し其都度注意を與へ苦情防止に盡力方横神生絲検査所長及製絲關係兩聯合會長宛通達したり。

1

中蠶十三發第五十號

近時本邦輸出生絲中異臭ヲ發スルモノ有之趣ニテ海外需要者ヨリ苦情ノ申出アリタルニ依リ本會ニ於テハ蠶絲研究會及其第一専門委員會ニ於テ審議致候處右ハ種々ノ藥品ヲ使用スル結果ニシテ其動機ハ必ズシモ不良ナルモノノミニアラザルガ如キモ異臭絲ハ概ネ絲質ヲ害シ或ハ増量ノ結果ヲ招來シ本邦生絲ノ聲價ヲ失墜スル虞多分ニ有之從テ即時法令ヲ以テ製絲操作上藥用使用ヲ禁止スベシトノ意見モ有之捨テ措キ難キ事柄ニ候間貴省蠶絲試驗場又ハ生絲検査所等ニ於テ速ニ調査研究ヲ遂ゲラレ適切ナル措置ヲ講ゼラルル様御考慮相煩度此段及建議候也

昭和十三年二月十六日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 賴 壽

農林大臣 伯爵 有 馬 賴 寧 殿

2

中蠶十三發第五十號

昭和十三年二月十六日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 賴 壽

蠶絲試驗場長 宛 (各別)

生絲検査所長

拜啓最近海外需要地ヨリ苦情申出ニ係ル異臭ヲ發スル生絲ニ關シ別紙寫ノ通り農林大臣へ建議致候間御含ノ上御配慮相煩度此段及御依頼候也 (別紙前掲)

3

中蠶十三發第五十一號

昭和十三年二月十六日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 賴 壽

全國産業組合製絲組合聯合會會長 宛 (各別)

全國製絲業組合聯合會會長

拜啓益々御清祥奉賀候陳者生絲ノ膠着物防止ニ就テハ先年來御配慮相煩居候處最近又々海外ヨリ苦情申出ノ次第モ有之過日本會蠶絲研究會及其第一専門委員會ニ於テ審議ノ結果生絲検査所ニ對シ今後當該生絲ヲ發見シタルトキハ生絲生産者ニ注意ヲ與フル様依頼スルコトニ相成候ニ就テハ貴會ニ於テモ組合員ヲシテ防止ニ努力スル様周知方御取計相煩度蠶絲研究會及評議員會ノ意嚮ニ依リ此段得貴意候也

4



中蠶十三發第五十一號

昭和十三年二月十六日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松平 賴壽

橫濱 神戶 生絲検査所長宛 (各別)

拜啓生絲ノ膠著物防止ニ就テハ不斷御盡力相煩奉深謝候就テハ最近ノ事情ニ鑑ミ本會蠶絲研究會及評議員會ノ意嚮ニ基キ全國産業組合製絲組合聯合會及全國製絲業組合聯合會ニ對シ別紙通牒致置候間御含ミ今後一層御配慮相煩度此段御依頼申上候也

(三) 海外生絲消費増進宣傳事業費送金に關する陳情

外國爲替管理法の干渉嚴にして「インターナショナル・シルク・ギルド」に對する生絲消費増進宣傳事業經費交付の送金許可困難の實狀に立到り事業施行上支障を生じたるに依り昭和十二年九月一日宣傳事業特別委員會の決議に依り政府當局に對し該事業に於ける既定事項の實施に付特別の詮議方左記の通要望したり。

中蠶十二發第一七六號

人造纖維ノ異常ナル躍進ニ依ル海外生絲需要ノ頽勢ヲ防止シ進ンデ其ノ増進ヲ圖リ國際貿易ノ伸張ト地方經濟ノ進展トニ資スル爲昭和九年以來年額百萬圓ノ豫算ヲ以テ生絲消費増進事業ヲ實施シ内金八十萬圓ヲ米國ニ於ケル日米合辦ノ絹物宣傳機關「インターナショナル・シルク・ギルド」ニ交付シ在米本邦關係者ノ協同參畫ノ下ニ全米販賣業者取扱業者等ヲ動カシ大衆ヘノ絹ニ關スル指導及需要ノ喚起並絹ノ標章及欺瞞取締等普遍的宣傳ヲ實施シ忘レ

ラレントシタル絹ニ對シ再認識ヲ與ヘ需要減退ノ頽勢ヲ阻止シ得タル三ヶ年間ノ實蹟ニ鑑ミ之ガ擴充ノ緊要ナルヲ認メ昭和十一年六月本會臨時總會ニ於テ同十二年一月以降年額金二百五十萬圓ノ該經費徵收ノ件ヲ議決シ内金貳百萬圓ヲ毎月分割シ「インターナショナル・シルク・ギルド」ニ送付ノ契約ヲ爲シ之ガ實施中ニ有之候處偶々國家重大ノ時局ニ際會シ國際收支ノ調整並銓後ニ於ケル地方産業擁護ノ爲益々生絲ノ需要増進ヲ圖ルノ喫緊重要ノ事項タルヲ痛感スルニ至リ候若シ此際同事業ヲ中止又ハ後退セシムルコトアルニ於テハ斯業ノ將來ニ嚙臍ノ悔ヲ胎スニ至ルハ火ヲ見ルヨリ瞭ナル實情ニ有之候ヘバ事情篤ト御諒察ノ上今後本會當該豫算ニ依ル生絲消費増進宣傳費海外交付金ハ從來通送金方御許可相成候様特ニ御銓議被成下度生絲消費増進宣傳事業委員會ノ決議ヲ以テ關係豫算相添此段及陳情候也(農林、外務、商工、各大臣宛ハ「從來通」以下文案次ニ依ル)從來通送金方許可ノ御銓議相成候様大藏大臣宛陳情候間右實現相成候様特ニ御高配相煩度此段及陳情候也

昭和十二年九月二日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松平 賴壽

大藏大臣

農林大臣

外務大臣

商工大臣

以上宛 (各別)

本事項に關しては右の外岡本副會長に於て農林大臣及外務省通商局長及アメリカ局長を訪問(農林大臣へは今井、



伊藤兩評議員同行し事情縷述の上大藏省に對する斡旋配意方を依頼し、一方職員に於ては右陳情に先だち數回に亘り大藏省に出頭當局に對し右同様事情詳述の上所要外國爲替買入許可の特別詮議方を懇請したる所ありたり。

八、關係團體施設支援に關する事項

(一) 蠶絲共同施設組合其他助成要望に關する件

關西一府十四縣蠶種業協議會決議に依り蠶種共同施設組合設備並原蠶種飼育適地分場共同施設に對する政府助成要望に關し配意方申出に付農林大臣宛左記稟申を爲したり。

中蠶十二收第二十五號

蠶種共同施設組合其他助成要望ニ關スル件稟申

關西一府十四縣蠶種業協議會決議ニ依り蠶種業共同施設組合ニ於ケル既設備並原蠶種飼育適地分場ノ共同施設ニ對シ政府ノ助成相仰度趣ヲ以テ之ガ實現配意方ニ付本月十六日附同協議會代表者ヨリ別紙寫ノ通申出有之候間御了承ノ上適當御所置相成候様御取計被成下度此段及稟申候也

昭和十二年四月二十六日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 賴 壽

農林大臣 山 崎 達 之 輔 殿

寫

上 申 書

昭和十一年法律第十一號ニ據ル蠶絲業法ノ改正ニ伴ヒ全國ニ亘リ蠶種業共同施設組合ノ設立又ハ設立機運ヲ濃化シツツアルハ誠ニ喜ブベキコトニ有之而シテ本法ニヨル共同施設組合ノ設置ニ對シ我方政府ガ種々助成ノ途ヲ拓カレタルハ洵ニ機宜ノ施設ト被存候得共現在中小蠶種業者ノ經濟逼迫ノ窮狀ハ實ニ甚クシク爲ニ新シニ設備ノ重荷ヲ負擔スルコト頗ル困難ナル實情御洞察被遺既設備ノモノニ對シテモ實地調査ノ上相當ノ價值ヲ認メラレテ應分ノ助成ニ預リ得ル様致シ度更ニ又蠶種業上最重要ニシテ且ツ急務ナル原蠶飼育適地分場ノ共同施設ニ對シテモ同様助成ノ恩典ニ浴シ得ル様法令ノ適用範圍ヲ擴大セラレムコトヲ政府ニ對シ可然御交渉方御高配相蒙リ度茲ニ本年三月二十五日開會關西一府十四縣蠶種業組合協議會ニ於テ滿場一致ノ決議ニヨリ此段及上申候也

昭和十二年四月十六日

關西一府十四縣蠶絲業組合協議會

代 表

高知縣蠶種業組合

組合長 下 元 鹿 之 助

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松 平 賴 壽 殿

(二) 外國爲替ノ先物豫約期間延長ニ關スル件

橫濱生絲輸出業組合より外國爲替銀行間の協定に依る先物豫約の制限に對し之が緩和要望に付配意方申出に付大藏大臣宛左の稟請を爲したり。



中蠶十二收第一七〇號

外國爲替ノ先物豫約事項ニ關スル件稟請

今般爲替銀行間ニ於ケル協定ニ依リ外國爲替ノ先物豫約ハ原則トシテ三ヶ月以内ニ限定相成候趣斯クテハ生絲取引ノ實狀ニ則シ不尠支障ヲ招來シ延テハ生絲輸出ニ多大ノ影響ヲ及ボス處可有之ニ付之ガ緩和方ニ關シ本月二十五日附本會所屬橫濱生絲輸出業組合長ヨリ貴廳宛陳情相成候ニ付テハ右事情御諒察ノ上右限定緩和方特ニ御配意被成下度別紙寫相添此段及稟請候也

昭和十二年八月二十八日

日本中央蠶絲會會長 伯爵 松平 賴壽

大藏大臣 賀屋 興宣 殿

〔寫〕

橫輪一二發第五四號

昭和十二年八月二十五日

橫濱生絲輸出業組合

組合長 伊藤 武男

大藏大臣 賀屋 興宣 殿

拜啓陳者今般爲替銀行間ニ外國爲替ニ付協定成立シ爲替ノ先物豫約ハ原則トシテ三ヶ月以内ニ限定スルコトニ相成

候由拜聞仕候

然ル處生絲輸取出引ノ大部分ハ先物取引ニシテ紐育市場ノ景況ト絲價ノ先行模様ニ依リテハ四ヶ月乃至八ヶ月ノ先物ニ取引ノ重點ヲ置カルル場合モアリ特ニ歐洲向ノ如キハ米國向ニ比シ其額多カラザレドモ寧ロ三ヶ月ヨリ六ヶ月見當ノ先物取引ヲ常態トシ兩市場トモ時ニハ一年近クノ先ニ及ブ事スラ珍ラシカラザル有様ニ御座候

此レニ對シ先物爲替豫約ヲ三ヶ月ニ限定セラルル時ハ爲替相場變動ニ對スル安全ヲ保シ難キ爲、取引ニ支障ヲ來シ延イテハ重要輸出品タル生絲ノ輸出額ニ多大ノ影響ヲ及ボスニ至ラサルヤヲ憂慮致候就テハ上述事情御賢察ノ上生絲輸出爲替ニ對シテハ特ニ從來通り三ヶ月以上少クトモ六ヶ月先ノ豫約ヲ爲シ得ル様特別ノ御配慮賜リ度此段及陳情候也

〔頭末〕

本事項ニ關シ大藏省ニ於テ審議ノ結果次ノ通決定、外國爲替銀行ヘ夫々通達ノ旨九月二日同省當局ヨリ電話ノ通知アリタリ

一、外國爲替ノ先物豫約ハ三ヶ月以上（原則トシテ三ヶ月以内ノ協定ニ對シ）ノ場合ト難モ其豫約相場ガ同時期

ニ於ケル三ヶ月先物ト同値ノ場合ニ限り之ヲ承認ノコト

(三) 農業保險制度ノ急速實現其他要望ニ關スル件稟申

中蠶十三發第五十九號

現下ニ於ケル農蠶業保險制ノ緊要並養蠶業ノ實情ニ鑑ミ目下政府ニ於テ立案中ニ係ル農業保險制度ニ對シ一部修正



ノ上急速實施方ニ關シ別紙ノ通全國養蠶業組合聯合會評議員會決議ヲ以テ要望申出有之ニ付同決議ノ趣旨實現相成候様可然御配意被成下度此段及稟申候也

昭和十三年二月十九日

日本中央蠶絲會々長 伯爵 松平 賴壽

農林大臣 伯爵 有馬 頼寧 殿

決 議

農業保險制度ノ設定ハ現下農蠶村ノ實情ニ徴シ洵ニ喫緊事ニシテ速ニ之ガ施設ノ實現ヲ望ムト雖モ曩ニ發表セラレタル本制度ノ要綱其ノ儘ヲ法文化セシムルニ於テハ養蠶業ノ實態ニ即應セス却テ相對摩擦ヲ誘致シテ克ク所期ノ目的ヲ達成シ難キニ依リ政府ハ本制度ノ設定ニ際シ左記ノ通り變更セラレムコトヲ望ム

- 一、養蠶業ノ特殊性ニ鑑ミ養蠶實行組合ハ市町村農會ト同等認可ヲ要セスシテ農業保險組合ノ組合員タラシメ桑及蠶作等ニ關スル保險共濟事業ハ米麥類ノ保險共濟事業ト分離シテ實施セシムル制度トスルコト
- 二、養蠶實行組合ハ蠶絲業組合法第二十條第一項第四號ノ規定ニ基キ共濟施設ヲ爲シツツアル使命ト實績ニ鑑ミ從前ノ共濟事業ハ養蠶實行組合ニヨリ設立シタル保險組合ニ於テ之ヲ繼承セシメ益々助長ノ途ヲ講ゼラレタキコト
- 三、養蠶業ニ關スル保險組合ニヨリ保險組合聯合會ヲ設立シ得ルモノトスルコト

(四) 製絲燃料配給に關し稟申

中蠶十三收第八十二號

時局ノ影響ニ依リ石炭價格ハ著シク昂騰ヲ來シタルノミナラズ運輸配給ノ圓滑ヲ缺キ製絲燃料ニ不足ヲ告ゲ繰業不能ニ陥ラントスル處アル趣ヲ以テ別紙ノ通長野縣製絲業組合諏訪支部長ヨリ陳情有之候處右ハ時局下ニ於テ益々輸出入貿易ノ振興ニ依リ國際收支ノ均衡ヲ圖ルヲ緊要トスル折柄其生産ヲ阻害シ一面從業員ノ失職ヲ招來スル等銃後産業ヲ妨グルモノ不尠而モ右ハ該地方ノミナラズ全國製絲業一般ノ事象ニ有之憂慮ニ不堪候ニ付此際製絲燃料トシテノ石炭ハ圓滑配給相成候様格別ノ御高配相煩度此段及稟申候也

昭和十三年二月二十三日

日本中央蠶絲會々長 伯爵 松平 賴壽

農林大臣 宛 各 通

鐵道大臣 臣

陳 情 書

長野縣製絲業組合諏訪支部長一同ヲ代表シ謹テ陳情仕リ候  
皇軍ノ連戰連捷ハ是偏ニ御稜威ノ然ラシムル所ナルハ勿論ナルモ我勇猛果敢ナル皇軍將兵ノ奮闘ト銃後國民ノ協力一致國民精神總動員ノ結果ニ依ルモノト思考仕候今後益々官民一體ヲ以テ堅忍持久盡忠報國ノ誠ヲ竭シ敵國ノ長期抗戰ニ備ヘ併シテ帝國ノ目的達成ニ努力スベキ秋ニ有之候  
然シテ國家持久ノ方策ハ産業ヲ愛護シ輸出貿易ヲシテ益々振興セシメ國家經濟ノ均衡ヲ保持スルハ最モ緊要ナル儀ト被存候仰々生絲ハ本邦輸出貿易ノ大宗ニシテ其盛衰ハ直ニ國家經濟ノ消長ニ重大ナル影響アルハ今更喋々ヲ要セ



ザル儀ニ有之候而シテ其ノ工業ノ要素タル石炭ハ從來遠隔ナル産地ヨリ鐵路ニヨリ供給ヲ仰ギツツ有之候處昨年支那事變勃發以來各種ノ事情ニヨリ石炭運輸ノ圓滑ヲ缺キ益々燃料ノ不足ヲ告ゲ現在ノ狀況ニテ推移センカ今後幾何モナクシテ繰業ヲ休止セザル可カラザルノ状態ト相成可申候萬一斯カル状態ノ實現スルニ於テハ當地方數萬ノ従業員ノ失業ハ申スニ不及之ニ關聯スル商工業ハ直ニ其ノ物資ノ需要者ヲ失ヒ國家經濟上將タ思想上ニ於テ頗ル憂慮ニ堪ヘザル儀ト被存候仰ギ願クハ格別ノ御詮議ヲ以テ當地方ニ石炭ノ圓滑ナル配給ニ付御高配ヲ賜リ國家産業ノ振興ニ一段ノ御協力相願度此段長野縣製絲業組合諏訪支部總會ノ決議ヲ以テ及陳情候也

昭和十三年二月十六日

長野縣製絲業組合諏訪支部

- 支部長 小口善重
- 副支部長 林恭三
- 評議員 笠原八百七

日本中央蠶絲會々長 伯爵 松平頼壽殿

九、絹織物表示に關する商工省令の發布と施行阻止運動に對する所置

絹織物及絹交織物實質表示に關しては生絲消費増進並需要者擁護に資する爲其實現方に付本會創立以來毎年之を反覆して運動を繼續し來りたる處商工省當局に於ては蠶絲業關係者のみならず一般需要者の痛切なる要望に鑑み昭和十二年四月五日省令第五號を以て「絹織物表示に關する件」を發布し、同年十月一日より之が實施を見るに至れり、仍

つて本會に於ては同省令ビラ及標語入ポスター十萬枚を印刷シビラは關係團體及地方廳を通ジポスターは全國公私設鐵道各驛、デパート、絹絲關係業者其他適當箇所へ配付し一般に周知徹底を圖り、一方本年六月商工省に於て開催せられたる地方商工關係主任官會議を機とし同月九日同出席者全員を銀座松本樓に招待し同令の周知並實施に關し懇談打合せを爲し趣旨の徹底と實現に盡力方を依頼したり、

尙同令施行に對しては一部機業者及販賣業者より相當猛烈なる反對運動若は實施延期の要請等ありたるに依り、岡本副會長は屢々商工、農林當局を訪問し所期の通實施方を懇請し又は其の實現支援方を依頼し又は織物及販賣關係者に會見の上其の實施に關し諒解を求めたる等適當處置の結果商工省に於ては同年九月十三日更に省令の一部を改正施行方法の緩和を圖り豫定通之が實施を見るに至れり。

〔參照〕

絹織物表示ニ關スル件 (商工省令第二號) (昭和十二年四月五日發布)

- 第一條 本令ニ於テ絹織物ト稱スルハ絹絲ノミヲ以テ製織シタル織物(絹絲又ハ絹絲以外ノ物品ヲ掬ヒ又ハ刺繡其ノ他ノ加工ニ使用シタルモノヲ含ム)ヲ謂フ
- 絹絲以外ノ物品ヲ耳又ハ織端ニ使用シタルモノト雖モ其ノ他ノ部分ガ前項ノ織物ニ該當スルトキハ之ヲ絹織物ト看做ス
- 第二條 本令ニ於テ絹絲ト稱スルハ本絹絲、節絲、野蠶絲、野蠶節絲、紬絲(絹紡紬絲ヲ除ク)、絹紡績絲(家蠶又ハ野蠶ノ纖維以外ノ纖維ヲ混紡シタルモノヲ除ク)ヲ謂フ
- 外ノ纖維ヲ混紡シタルモノヲ除ク)及野蠶紡績絲(家蠶又ハ野蠶ノ纖維以外ノ纖維ヲ混紡シタルモノヲ除ク)ヲ謂フ
- 金屬絲、金屬切箔、漆絲、漆切箔又ハ羽毛絲ハ絹絲ト共ニ製織セラレタルトキハ之ヲ絹絲ト看做ス
- 第三條 絹織物ニ非ザル織物ヲ製造又ハ販賣スル者ハ織物又ハ其ノ外装ニ純絹、本絹、天絹、正絹、全絹其ノ他絹織物タルコトノ



表示ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 前條ニ掲グル者絹織物ニ非ザル織物又ハ其ノ外装ニ羽二重、縮緬、錦紗、御召、明石、壁、銘仙、袖、鹽瀬、斜子、八橋、綸子、古濱、絲織節織、高貴、市樂、八端、透綾、八丈、琥珀、博多、羅珍、緞子、厚板、錦、唐織、米琉、結城、大島、仙臺平、山邊里平、五泉平、會代、白畝、畝織、「ジョーゼット」、「スパンクレープ」、「タフタ」、「シャルムーズ」、「シフォン」、「バレ」其ノ他通常絹織物ニ使用セラレル名稱又ハ絹織物ト認メラレル處アル名稱ヲ表示セントスルトキハ使用原絲ノ名稱又ハ交織物タルコトヲ併セテ表示スベシ

第五條 前二條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第六條 本令ハ幅九厘未満又ハ長二百二十五厘未満ノ織物ニ付テハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ昭和十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

絹織物表示ニ關スル件中改正（昭和十二年九月十三日商工省令第十九號）

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本令ハ本令施行前ニ製造シタル織物ニ付テハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ昭和十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 二 組織團體統制施設事項變更

昭和十一年十二月第八回通常總會ノ決議ニ依リ承認セラレタル組織團體統制施設ノ内全國産業組合製絲組合聯合會ニ於ケル産業組合製絲整備助成施設事項中昭和十二年十二月三日第七回通常總會ニ於テ滿場一致ノ決議ニ依リ左記ノ

通變更實施ノ旨報告アリタリ

記

産業組合製絲整備助成施設事項中變更ノ件

一、産業組合製絲整備助成施設規程

産業組合製絲整備助成施設規程中左ノ通改正ス

第二條第二項中「金壹百萬圓」ヲ「金壹百拾五萬圓」ニ改ム

二、産業組合製絲整備助成施設實施規程

産業組合製絲整備助成施設實施規定中左ノ通改正ス

第三條 産業組合製絲整備助成施設規程ニ依リ助成金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ第一條第一號及第二號ノ事業ニ付テハ昭和十年四月一日ヨリ昭和十五年三月三十一日迄、第一條第三號ノ事業ニ付テハ昭和十年四月一日ヨリ昭和十三年三月三十一日迄、第一條第四號ノ事業ニ付テハ昭和十二年四月一日ヨリ昭和十五年三月三十一日迄ノ期間内ニ其ノ事業ヲ實施シタル場合ニ限ル

以上

參照

産業組合製絲整備助成施設規程

第一條 産業組合製絲整備助成施設ハ製絲設備ノ整理合同及改善其ノ他産業組合製絲ノ發達ヲ促進セシムルため之ヲ助成スルヲ以



テ目的トス

第二條 前條ノ事業ニ對シテハ別ニ定ムル産業組合製絲整備助成施設實施規程ニ依リ助成金ヲ交付スルモノトス  
前項ノ助成金額ハ總額凡ソ金百萬圓トス

第三條 本施設ニ要スル財源ニ充ツルタメ製絲業法第一條第二項ノ規定ニ依ル製絲業者ハ滯荷生絲損失負擔金完済後ニ於テ輸出生絲一俵ニ付金七圓ヲ社團法人帝國蠶絲組合ニ納入スルモノトス

製絲業法第一條第二項ノ規定ニ依ル製絲業者ハ昭和十二年四月一日ヨリ輸出生絲一俵ニ付金一圓三十錢ヲ社團法人帝國蠶絲組合ニ納入スルモノトス

前項ノ納入金ハ本施設實施ニ要スル借入金ノ利息支拂並ニ本施設遂行上必要ナル經費ニ充ツルモノトス  
第四條 本施設實施ノタメ本會ニ特別會計ヲ設置スルモノトス

特別會計ノ剩餘金ハ之ヲ一般會計ニ繰入ル、コトヲ得

第五條 本施設實施ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ設クル産業組合製絲整備助成委員會ヲシテ之ヲ審議セシムルモノトス

第六條 産業組合製絲整備助成委員會ハ委員長一名、委員十名以内ヲ以テ之ヲ組織シ委員長ハ本會々長之ニ當リ、委員ハ本會役員及議員中ヨリ本會々長之ヲ委嘱スルモノトス

第七條 本施設ノ實施ニ關スル手續、實施期日其他必要ナル事項ハ別ニ定ムル産業組合製絲整備助成施設實施規程ニ依ルモノトス  
産業組合製絲整備助成施設實施規程

第一條 産業組合製絲整備助成施設規程第二條ニ依ル助成金ハ左ノ事業ニ對シ之ヲ交付スルモノトス

一 製絲工場ノ整理合同

二 製絲機ノ全部又ハ一部廢棄

三 製絲設備ノ改善

四 原料繭及製絲技術改善獎勵施設

前項ノ第三號ノ事業ニ對スル助成金ハ政府ノ助成ヲ受ケタル場合ハ之ヲ交付セズ

第二條 助成金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ハ前條ノ第一號ニ在リテハ整理合同ノ爲製絲事業ヲ廢止スル組合(聯合會ヲ含ム以下同ジ)及製絲機ノ全部又ハ一部ヲ廢棄スル組合、第二號ニ在リテハ製絲機ノ全部又ハ一部ヲ廢棄スル組合第三號ニ在リテハ製絲設備ノ改善ヲナス組合第四號ニ在リテハ本會々員トス但シ第一條第一號ノ場合ニ在リテハ製絲工場ヲ合同主體ニ於テ買収シタル爲事業ヲ廢止セル組合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條 産業組合製絲整備助成施設規程ニ依リ助成金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ハ昭和十年四月一日ヨリ昭和十五年三月三十一日迄ノ期間内ニ第一條ノ事業ヲ實施シタル場合ニ限ル但シ第一條第四號ノ事業ニ付テハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第四條 助成金ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ交付ス

一 第一條第一號ノ場合ハ廢棄一釜ニ付金二十圓以内

二 第一條第二號ノ場合ハ左ノ如ク定ム

(一) 組合ノ製絲機ノ全部ヲ廢棄スル場合一釜ニ付金五圓以内  
組合ノ製絲機ノ一部ヲ廢棄スル場合一釜ニ付金十五圓以内

(二) 第一條第三號ノ場合ニ在リテハ製絲機、揚返機、汽罐、煮繭機、乾繭機改善ノ爲要シタル費用ノ十分ノ三以内

四 第一條第四號ニ在リテハ本會々員ノ原料繭及製絲技術改善ニ要スル經費ニ對シ十分ノ八以内ヲ交付ス但シ前年ノ輸出生絲販賣數量ニ依リ一俵ニ付金二圓五十錢以内

第五條 第四條ノ廢棄一釜ハ多條製絲機ニ在リテハ緒數二十緒ニ付一釜半ノ割合ヲ以テ計算ス

第六條 本規程ノ定ムル所ニ依リ助成金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル様式ニ依リ聯合會所屬ノ組合ハ聯合會及産業組合製絲組合ヲ經テ、産業組合製絲組合ノ設立ナキ地方ノ産業組合製絲ハ直接本會々長ニ申請スルコトヲ要ス但シ第四條第四號ニ依リ助成金ノ交付ヲ受ケントスル會員ハ所定ノ様式ニ翌年度ノ事業計畫書ヲ添附シ毎年三月三十一日迄ニ本會々長ニ申請スルコトヲ要ス



第七條 第一條第一號乃至第三號ニ對スル助成金ハ事業ノ實施アリタル翌年度ニ於テ之ヲ交付シ同條第四號ニ對シテハ當該年度中ニ之ヲ交付ス

第八條 第四條第四號ニ依リ助成金ノ交付ヲ受ケタル場合ニ於テ本事業ニ關スル豫算ニ剩餘ヲ生ジタルトキハ助成金ノ一部ヲ返戻又ハ翌年度ノ助成金ヲ減額セラル、モノトス

第九條 虚偽ノ申請ニ依リ助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ助成金ヲ返還スルノ他助成金ト同額ノ追徴金ヲ社團法人帝國蠶絲組合ヘ納入スルモノトス

第十條 本規程ニ依ル助成金ノ交付ハ産業組合製絲整備助成委員會ノ審議ヲ經ルモノトス

附則

第十一條 産業組合製絲整備助成施設規程及本規程ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

發第二七八號

昭和十二年十二月八日

全國産業組合製絲組合聯合會

會長 月 田 藤 三 郎

日本中央蠶絲會

會長 伯爵 松 平 頼 壽 殿

昭和十二年十二月三日開催第七回本會通常總會ニ於テ滿場一致ノ決議ニ依リ産業組合製絲整備助成施設規程及同實施規程ヲ左記ノ通り變更致候間蠶絲業組合法第七十八條ニ依リ御承認相成度關係書類相添此段及申請候也

記

産業組合製絲整備助成施設規程及同實施規程變更ノ件

一、産業組合製絲整備助成施設規程中左ノ通改正ス

第二條第二項中「金壹百萬圓」トアルヲ「金壹百拾五萬圓」ニ改ム

二、産業組合製絲整備助成施設實地規程中左ノ通改正ス

第三條 産業組合製絲整備助成施設規程ニ依リ助成金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ第一條第一號及第二號ノ事業ニ付テハ昭和十年四月一日ヨリ昭和十五年三月三十一日迄第一條第三號ノ事業ニ付テハ昭和十年四月一日ヨリ昭和十三年三月三十一日迄、第一條第四號ノ事業ニ付テハ昭和十二年四月一日ヨリ昭和十五年三月三十一日迄ノ期間内ニ其ノ事業ヲ實施シタル場合ニ限ル

三 時局對應所置ニ關スル事項

一 時局ニ於ケル政府支援ニ關スル事項

北支事變勃發に際し昭和十二年七月十七日急遽本會組織團體長會議を開き審議の結果政府の斷乎たる措置を信頼し蠶絲業者は各々本分を盡し協力一致極力政府支援のことに決議の上次の通政府及地方長官各政黨に對し之を表明したり。

中蠶十二發第一二四號



拜啓益々御清祥ノ段奉賀候陳者今回ノ北支事件ニ就テハ容易ナラザル御心勞ノ段恐察感謝ニ不堪候就テハ本會ニ於テハ本日組織團體長及關係團體長會議開催ノ上政府ノ斷乎タル御措置ニ信賴シ各々其本分ヲ盡シテ協力一致極力政府支援ノコトニ別紙ノ通り決議致候間御了承被下度尙此上トモ爲國家御盡力ノ程奉祈上候 敬具

昭和十二年七月十七日

日本中央蠶絲會々長 伯爵 松 平 頼 壽  
大日本蠶絲會々頭 伯爵 松 平 頼 壽

總理 大臣  
各省 大臣  
地方 長官  
各 政 黨

以上宛(各別)

決 議

東亞ノ風雲愈々急ニシテ眞ニ重大時局ニ直面ス舉國一致敢然トシテ拔本塞源以テ東洋ノ平和ヲ永遠ニ確保セザルヘカラス蠶絲業團體ハ政府ノ斷乎タル措置ニ信賴シテ之ヲ支援シ各々其本分ヲ盡シ協力一致國難ノ克服ニ邁進センコトヲ期ス

昭和十二年七月十七日

日本中央蠶絲會  
大日本蠶絲會

二、出動陸海皇軍ニ對スル謝意表明

昭和十二年八月六日本會組織團體長會議の決議を以て出動の陸海皇軍に對し左の謝電を發したり。

(八月六日發信、電報)

重大時局ニ際シ皇國ノ爲不眠不休御奮闘ノ閣下竝將兵各位ニ對シ全國蠶絲業者一同ヲ代表シ茲ニ滿腔ノ謝意ヲ表シ謹ミテ御武運ノ長久ヲ祈リ奉ル

日本中央蠶絲會々長 伯爵 松 平 頼 壽  
外 蠶絲業各團體長

支那駐屯軍司令官 香月中將閣下  
聯合艦隊司令長官 永野大將閣下  
第三艦隊司令長官 長谷川中將閣下

以上各別宛

三 職員其他應召者ノ身分保障ニ關スル事項

昭和十二年八月二十四日組織團體會議の申合せに依り、本會及其の組織團體職員及其他常置の雇傭員にして應召したる場合は其の身分を保障し出動中後顧の憂なからしむる爲左記事項を決定し、之を實施中したり。



職員其他應召者ノ身分保障ニ關スル件

日本中央蠶絲會及其ノ組織團體ハ日支事變ニ依リ召集セラレタル職員其他常置ノ雇傭員ニ對シテハ左記ノ取扱ヲ爲スコト

- 一、應召者ハ現職ノ儘存續セシムルコト
- 二、應召者下士官以上ニシテ軍ヨリ受クル俸給（戰時加俸又ハ手當ヲ除ク）ガ團體ヨリ受クル俸給、給料ヨリ少キトキハ其ノ差額ヲ補給シ、兵ニ對シテハ俸給、給料ノ全額ヲ支給スルコト
- 三、本件ハ昭和十二年八月ヨリ之ヲ實施スルコト
- 四、日支事變に伴ふ應召農山漁家ノ生活安定に關する事項

農山漁家に於て事變の爲應召せられたる者の家族保護に關し農林大臣より地方長官に對し別紙の通達の趣を以て之が協力達成に關し盡力方依頼ありたるに依り本會は直ちに各組織團體に之を通告し適當所置方を依頼したり。

一二文第七九〇號

昭和十二年八月六日

農林次官 戸田保忠

日本中央蠶絲會々長殿

事變ニ伴フ應召農山漁家ノ生活安定ニ關スル件

應召農山漁家ノ生活安定ノ爲別紙ノ通り善處方地方長官宛通牒致候條本趣旨ヲ普ク所屬員ニ對シ告知相成ルト共ニ

之方達成ニ關シ協力相成度此段及依頼候也

一二文第七九〇號

昭和十二年八月六日

農林次官 戸田保忠

縣知事殿

事變ニ伴フ應召農山漁家ノ生活安定ニ關スル件

今次事變ニ際シ舉國一致銃後ノ護ヲ固クスルハ此ノ際最緊要ノ事ト被認候處貴官ニ於テモ夫々適切ナル方策實施方考慮相成居ル事トハ存候得共別記各項ノ如キハ此ノ際取急キ施設ヲ要スルモノニ有之候條右ニ基キ應召農山漁家ノ銃後ノ生活安定ヲ圖ル様貴管下ノ實情ニ應ジ可然善處相成度尙貴管下諸團體ニ於テモ本通牒ノ趣旨ニ則リ其ノ活動ヲ促進スル様可然配慮方相煩度依命此段及通牒候也

追而本通牒ノ具體的實施計畫ニ付テ必要ニ應ジ夫々通知可致尙貴管下ニ於ケル既ニ施設セラレタル事項竝ニ本通牒ニ基キ實施セラレヘキ事項ニ付テハ其ノ内容竝ニ效果ヲ回報相煩度申添候

記

- 一、町村長、町村經濟更生委員會ヲ中心トシテ各種產業團體、各種社會團體、學校等協力ノ下ニ相談所ノ如キ機關ヲ設ケ應召農山漁家ノ產業經營家政經濟一切ノ相談ニ應スルト共ニ積極的ニ之カ指導ヲ爲スコト
- 二、町村經濟更生委員會等中心トナリ應召農山漁家ノ產業經營ノ安定策ヲ樹立シ各種產業團體ハ夫々其ノ分野ニ應



ジテ指導ヲ爲スコト

三、農山漁村民ノ應召馬匹ノ徵發ニ因リ生スヘキ勞力不足ニ對シテハ左記事項ヲ考慮スルコト

(イ) 部落團體ノ活動ヲ促進シ勤勞奉仕ノ精神ニ依ル共同勞作ヲ獎勵スルコト

(ロ) 不足勞力補給ノ爲近接町村ハ密接ナル聯繫ヲ保チ町村相互間ノ調整ヲ圖ルコト

(ハ) 各種團體ノ活動ヲ促進シ農具家畜等ノ共同利用ヲ徹底スルコト

(ニ) 各種産業團體ノ活動ヲ促進シ役畜、動力農具、農用車等ノ補給ヲ爲スコト

(ホ) 國有林施業ヲ季節的ニ地域的ニ調整シテ地元勞力ノ不足ヲ緩和スルコト

四、産業經濟ニ必要ナル資金ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲信用組合ノ積極的活動ヲ促進スルコト

五、農林水産物ノ販賣ニ付テハ各種産業團體ニ於テ特ニ積極的ニ指導スルコト

六、肥料、飼料、燃料等ノ産業用品ノ適切ナル配給ヲ期スル爲各種産業團體ノ活動ヲ促進スルコト

七、應召農山漁家ノ家畜、漁船漁具等ニ付テハ關係産業團體ニ於テ適切ナル管理方法ヲ講ズルコト

八、應召農家ノ小作關係ヲ安定セシムル爲町村、各種團體相協力スルコト特ニ其ノ小作紛議ニ對シテハ銃後ノ憂ナ

カラシムル様調停斡旋ニ努ムルコト

九、應召自作農家ヲシテ自作地ヲ失フコトナキ様關係産業團體ニ於テ經營ノ援助ヲ爲スト共ニ必要ナル場合ハ一時

小作ニ附スル等適切ナル措置ヲ講スルコト

十、應召農山漁家ニ對シテ政府米ノ拂下等ヲ爲シ食糧ノ不安ヲ生セシメサルコト

十一、應召農山漁家ノ傷病ニ付テハ必要ニ應シ醫療事業ヲ行フ協同組合ノ醫療費ノ低減等適切ナル措置ヲ講スルコト

十二、應召農山漁家ノ冠婚葬祭、出征、傷病等ノ出費ニ付テハ部落團體、産業團體ノ共濟施設ノ活用及其ノ普及徹底ヲ圖ルコト

十三、漁業組合ニ於テ漁業ノ自營ヲ爲シ或ハ隣保共助ニ依ル漁業ノ共同經營ヲ指導シ其ノ利益ヲ應召農山漁家ニ配當スル等ノ措置ヲ講スルコト

十四、生活必需品ノ適切ナル配給ヲ期スル爲各種産業團體ノ活動ヲ促進スルコト

十五、農山漁家ニ對シ町村、各種團體協力シテ授産施設ヲ爲シ又ハ其ノ利益ヲ應召農山漁家ニ配當スル等ノ措置ヲ講スルコト

十六、町村、各種團體協力シテ托兒所、共同浴場、職業紹介等ノ社會施設ヲ行フコト

十七、應召農山漁家ニ對シテハ國有林ノ官理利用、耕地整理事業、開墾事業、林道、治水事業等ノ工事施行ニ當リ

優先的勞勞ノ機會ヲ附與スル様考慮スルコト

十八、應召農山漁家ニ對シ各種團體ノ會費其ノ他手数料、使用料等ノ減免ヲ實情ニ即シ考慮スルコト

十九、應召農山漁家ノ負債償還ニ付テハ負債整理委員會、經濟更生委員會其ノ他各種團體協力シテ指導援助ヲ爲ス

コト

二十、應召農山漁家ニシテ産業組合ニ未加入ノ者ナルトキハ産業組合ノ便利ヲ享受セシムル爲速ニ加入シ得ル様適



宜ノ措置ヲ講スルコト

二十一、各種産業團體ノ技術員應召シタル場合ニ於テハ他ノ技術員ヲシテ協力セシムル等適當ナル措置ヲ講シ農山漁家ノ指導ニ付遺憾ナカラシムルコト

五、時局對策應急施設

支那事變勃發以來生絲貿易に關する海外對策に付農林省及外務省當局の配意を煩し來りたる處帝國蠶絲組合より國防費獻納資金と併せて時局對策應急費の指定寄附申出あり本施設經費收支の豫算に付農林大臣の認可を得、昭和十二年九月十六日同寄附金貳拾萬圓也を受納に付直に外務省幹旋に依り適當應急所置を講じたり。

(一) 國防費獻納

本事項に於ける帝國蠶絲組合寄附金中國國防費獻納指定金額は總會當日受納に付即時左記委員を煩し陸海軍大臣を訪問し決議の趣旨を開陳の上獻納手續を了したり。

金拾萬圓 陸軍省 (當局ノ希望ニ依リ恤兵金へ充當)  
金拾萬圓 海軍省 (兵器購入費充當)

- |      |        |       |
|------|--------|-------|
| 獻納委員 | 岡本副會長  | 今井五介氏 |
|      | 福島喜男氏  | 森田金藏氏 |
|      | 濱本房藏氏  | 伊藤武男氏 |
|      | 新井高四郎氏 |       |

陸軍大臣宛

1 獻納願

一金拾萬圓也

(陸軍省)

各別

一金拾萬圓也

(海軍省)

右國防費中ニ獻納致度候間御受納被下度候也

昭和十二年九月十五日

日本中央蠶絲會々長 伯爵 松平 頼壽

右組織團體

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 全國養蠶業組合聯合會々長    | 男爵 稻田 昌植 |
| 全國蠶種業組合聯合會々長    | 長 野 忠次   |
| 全國産業組合製絲組合聯合會々長 | 月 田 藤三郎  |
| 全國製絲業組合聯合會々長    | 今 井 五介   |
| 横濱生絲問屋業組合組合長    | 上 甲 信弘   |
| 神戸生絲問屋業組合組合長    | 森 田 金藏   |
| 横濱生絲輸出業組合組合長    | 伊 藤 武男   |
| 神戸生絲輸出業組合組合長    | 小 田 萬藏   |



海軍大臣宛

「頭末」

以上の献納金は陸海軍に於て次の通夫々国防資金に組入れ適當用途に充てられたり。

(1) 陸軍 恤兵金ニ充當

右ニ對シ陸軍大臣ヨリ次ノ感謝狀ヲ寄セラレタリ

感謝狀

今次事變ニ際シ出動軍隊慰問ノ爲恤兵金ノ寄附ヲ辱ナフシ感謝ニ堪ヘズ茲ニ深厚ナル謝意ヲ表ス

昭和十二年九月

陸軍大臣 杉山 元

日本中央蠶絲會々長 伯爵 松平 頼壽殿

外組織團體長ニ對シ各別ニ同様謝狀ヲ送付越シタリ

(2) 海軍 兵器(飛行機)製作費に充當

海軍省に於ては献納金を以て飛行機(艦上攻撃機)二臺を製作し献納者を以て該機献納者と爲し昭和十二年十一月二十八日午前十時三十分東京市羽田遞信省東京飛行場に於て本會關係者其他參列之が命名式(他の献納機と一括)を舉行し次の通り命名受納せられたり。

機種	種	數量	名	稱	献納者
九六式艦上攻撃機		一	報國第一三五號 (第一日本蠶絲號)		日本中央蠶絲會代表 松平 頼壽
		一	報國第一三六號 (第二日本蠶絲號)		

イ、報國號飛行機命名式

(十一月二十八日午前十時三十分於東京市羽田遞信省東京飛行場)

次第

- 一、開式
- 一、國歌奉唱(一同起立)
- 一、修祓(同)
- 一、降神(同)
- 一、獻饌
- 一、祝詞—齋主(一同起立)
- 一、命名—海軍大臣(同)
- 一、謝辭—同



- 一、祝辭及祝電披露
  - 一、玉串奉奠（齋主、海軍大臣、獻納者代表、命名式委員長、來賓代表）
  - 一、神符奉安
  - 一、昇 神（一同起立）
  - 一、萬歲奉唱（參列者一同）
  - 一、閉 式
- 右終了後飛行作業
- ロ、感 謝 狀

今此事變ニ際シ國防充實ノ趣旨ニ依リ獻金ヲ辱ウシ感謝ニ堪ヘス茲ニ深厚ナル謝意ヲ表ス

昭和十三年三月

海軍大臣 米 内 光 政

日本中央蠶絲會々長 伯爵 松 平 頼 壽 殿

(二) 時局に於ける對外應急施設

支那事變勃發以來海外に於ける對日感情惡化の爲日本生絲の不買氣勢を示し又は市場惡化の虞ありたるに對し農林省當局の配意に依り不取敢外務省を通し應急所置を講じたり。

(三) 經費豫算

昭和十二年度臨時部特別會計緊急施設費

收 入

一金四拾萬圓也

收入豫算額

(帝國蠶絲組合寄附)

支 出

一金四拾萬圓也

支出豫算額

(金貳拾萬圓也

國防費獻納金

陸軍 一〇〇、〇〇〇圓  
海軍 一〇〇、〇〇〇圓

(金貳拾萬圓也

時局對策應急費外務省委託)

差引 ナシ

——前掲第九回臨時總會決議事項參照ノコト——

六、日支事變に關し陸海軍當局並出動皇軍長官へ謝意表明

會長の緊急動議に依り滿場一致の賛成を以て可決せられたる陸海軍當局及出動皇軍長官に對する謝意表明に付ては其の決議に依る前掲國防費獻納と同時に兩大臣宛左の謝狀を呈し當局に對し岡本副會長及各委員より親しく誠意を以て謝意を表明し出先皇軍各長官に對しては書狀を以て鄭重謝意を表したり。

支那事變勃發以來我陸海軍將兵各位ハ彈雨瘴癘ヲ意トセズ義ハ山嶽ヨリ重ク死ハ鴻毛ヨリ輕シトシテ奮戰激闘寡兵克ク大敵ヲ擊破シ以テ其暴戾ヲ膺懲シ武勳赫々タリ全國蠶絲業者ハ協心戮力各々其本分ヲ盡シ銃後ノ護ヲ全フシ以



テ後顧ノ憂ナカラムコトニ努メンコトヲ期シ茲ニ本會臨時總會ノ決議ヲ以テ其忠勇義烈ニ對シ滿腔ノ謝意ヲ表シ併セテ御勇健ヲ禱リ奉ル

昭和十二年九月十五日

日本中央蠶絲會々長 伯爵 松 平 頼 壽

陸 軍 大 臣  
海 軍 大 臣  
出先陸海軍長官

以上宛 (各別)

七、國民精神作興運動ニ關スル事項

(一) 絹製國旗推獎斡旋に關する事項

時局下に於ける國民精神作興の一端として「國旗は純國產絹地を」の普及化に資する爲帝國蠶絲株式會社に於ける絹製小國旗の實費奉仕計畫に對し其利用斡旋配意方に付左記の通各團體及地方長官に夫々依頼を爲し之が推獎、斡旋を爲した。

日本赤十字社社長  
愛國婦人會會長  
國防婦人會會長  
宛 (各別)

在郷軍人會會長

軍人後援會會長

道府縣知事

(昭和十二年九月六日、日本中央蠶絲會副會長發信)

拜啓益々御清康の段奉賀上候陳者絹の用途開拓を使命として蠶絲業關係者を以て組織せられたる帝國蠶絲株式會社(社長今井五介氏)に於ては創立以來國產獎勵の趣旨より多數の新製品を製作販賣致居候處今回の重大時局に際し特に絹製小國旗を奉仕的實費(一枚三十五錢)提供致度趣にて紹介方申出候に就ては國家精神を表徴する國旗を純國產たる絹を以て製作することは極めて意義深きものに有之優美輕快携帶至便にして出動將兵への慰問品として、將又歡送迎の場合に使用するものとして誠に恰好の品と被存候間國產愛用の見地より精々御利用被下候様御配意被下度(見本は同社より送付の筈)御紹介旁々御依頼申上候 敬具

(二) 國民精神總動員運動に關する事項

本會は支那事變勃發直後結成せられたる國民精神總動員中央聯盟に加盟し同聯盟と連絡を緊密にし其の各種運動を支援し又は本會直接之を實施したり概要次の如し。

1 文書に依る運動の普及斡旋

國民精神總動員中央聯盟稱導又は刊行に係る文書に依る運動に付ては各關係方面への配付及其の趣旨の普及徹底等に努め其取扱數昭和十三年一月以降一三三件に及びたり。



2 本會の實施したる精神運動

(1) 思想戰展覽會出品

二月十一日內閣情報部主催に係る該展覽會に左記出品せり。

イ、時局と國產絹の會開催概要 一部

ロ、同 ポスター 二枚

ハ、同 講演集 一部

ニ、純國產絹製國旗(大小) 二旒

(2) 陸軍記念日行事實施

三月十日陸軍記念日に當り午前十一時半蠶絲會館在處各團體總員「會館ホール」に集合左記實施せり。

イ、岡本日本中央蠶絲會副會長訓話

ロ、皇大神宮、皇居遙拜

ハ、各戰役並今事變戰病死者慰靈默禱及戰勝祈願

(3) 戰勝祈願及戰病死者慰靈參拜

三月二十八日全國的に行はれたる蠶絲祭に際し左記の通り精神運動を實施したり。

イ、明治神宮參詣

參加者二百五十人午前十一時各自絹製小國旗持參自動車に分乗表參道口より神宮橋下車絹大國旗一旒を先頭に誘導者、「祈皇軍戰勝」及「蠶絲祭」絹製大長旗二旒、丸仲樂團行進曲吹奏、參加者の順位に行進を起し拜殿に參進「拜神の曲」吹奏嚴肅裡に皇軍戰勝祈願を終れり

ロ、靖國神社參詣

參加者二十五人拜殿に參進帛料奉獻嚴肅裡に戰病死者慰靈並皇軍戰勝祈願を終りて大國旗一旒長旗二旒を奉納せり

ハ、時局講演

演題及講演者

時局に對する國民の覺悟 陸軍大將 岸 本 綾 夫 氏  
杭州灣から南京まで 同盟通信從軍記者 堀 川 武 夫 氏

第二 特別調査施設

一 普通蠶種國家管理に關する調査

(蠶絲研究會第一分科會附託)

昭和十二年十二月十六日評議員會に於て、全國蠶種業組合聯合會長建議に係る本事項を採擇し調査實施のことに決



議せられたるに依り蠶絲研究會第一分科會を設け昭和十三年二月十二日會長指名に依り同委員十三名(別項掲出)を委嘱し之が調査研究を附託したり、仍て同委員會は左記全國蠶種業組合聯合會提出の普通蠶種國家管理要綱を審議の對象として之が調査に着手したり。

普通蠶種國家管理要綱

(全國蠶種業組合聯合會總會決議)

- 第一 普通蠶種ノ製造及配給ハ總テ之ヲ國ノ管理トスルコト
- 第二 蠶種製造機構

- 一、蠶種製造ハ新免許ハ農林大臣之ヲ行フコト
  - 二、蠶種ハ五萬瓦以上ヲ製造スル蠶種製造者ヲシテ之ヲ製造セシムルコト
  - 三、政府ハ毎年蠶種管理委員會ノ議ヲ經テ蠶種製造數量ヲ決定シ、道府縣ニ對シ製造數量ノ割當ヲ行フコト
  - 四、政府ハ地方蠶種管理委員會ヲシテ管内蠶種製造者ニ對シ其ノ前數ケ年平均製造數量及蠶種成績ニ基キ、蠶種製造數量ノ割當ヲ爲サシムルコト、但シ第三ノ三ノ但書ノ申込數量ハ蠶種製造數量割當ノ基準トセサルコト
  - 前項ニ拘ラス政府ハ蠶種製造者ニ對シ、蠶種製造數量統制上必要ナル事項ヲ命スルヲ得ルコト
  - 五、政府ハ引續キ成績不良ノ蠶種ヲ製造シタル蠶種製造者ニ對シ其ノ營業ノ休止又ハ廢止ヲ命スルコトヲ得ルコト
  - 六、蠶種實質ノ改善向上ニ付テハ蠶業取締所、蠶種業組合等ニ專任職員ヲ設置スル等必要ナル施設ヲ講スルコト
- 第三、蠶種配給機構
- 一、政府ハ中央ニ中央蠶種配給所、道府縣ニ地方蠶種配給所ヲ設置シ、蠶種配給ノ統制及其ノ事務ヲ行ハシムルコト
  - 地方ノ事情ニ依リ地方蠶種配給所支所ヲ設置スルコトヲ得ルコト
  - 二、蠶種製造者ハ蠶種配給所ヲ經ルニ非サレバ蠶種ノ販賣又ハ讓渡ヲ爲スコトヲ得ザルコト

- 三、蠶種ノ配給ヲ受ケントスル者ハ豫メ所要品種及數量等ヲ取纏メ所轄蠶種配給所ニ蠶種配給ノ申込ミヲ爲スコト但シ蠶種製造者ヲ希望スルコトヲ得ルコト
  - 四、地方蠶種配給所ハ前項ノ申込ヲ取纏メ中央蠶種配給所ニ之ヲ報告スルコト
  - 五、中央蠶種配給所ハ道府縣蠶種ノ需給狀況ヲ調査シ、之ガ整調ヲ圖ルコト
  - 六、蠶種現品ノ配給ハ地方蠶種配給所之ヲ爲スコト、但シ必要アル場合ハ蠶種配給所ノ指令ニ基キ、蠶種製造者ヨリ直接需要者ニ配給スルコトヲ得ルコト
  - 七、蠶種價格ハ蠶種管理委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ムルコト
  - 八、蠶種代金ハ蠶種ノ配給ヲ受クル者ヨリ所轄蠶種配給所ニ納入シ、同所ハ定メラレタル方法(共同計算)ニ依リ之ヲ蠶種製造者ニ支拂フコト
  - 九、蠶種製造者ハ本制度ノ施行運用ヲ圓滑ナラシムル爲必要ナル費用ノ積立ヲ爲スコト
- 第四、蠶種管理委員會ノ構成及權限
- 一、蠶種管理委員會ハ主務大臣ノ監督ニ屬シ、普通蠶種ノ管理ニ關シ、左記事項ノ審議ヲ爲スノ外政府ノ諮問ニ應シ又政府ニ建議ヲ爲スコトヲ得ルコト
  - (イ) 普通蠶種製造數量ノ決定並ニ道府縣ニ對スル割當
  - (ロ) 蠶種價格ノ決定
  - (ハ) 其ノ他普通蠶種管理上必要ナル事項
  - 二、蠶種管理委員會ハ農林省關係官、蠶種、養蠶、製絲、産業組合製絲ノ各全國聯合會及日本中央蠶絲會關係者並ニ蠶絲業ニ關シ學識經驗ヲ有スル者若干名ヲ委員トシテ之ヲ組織スルコト
  - 三、地方蠶種管理委員會ヲシテ審議セシムベキ事項ハ之ヲ左ノ如クスルコト



- (イ) 蠶種製造數量ノ割當
- (ロ) 其ノ他普通蠶種管理上必要ナル事項
- 四、地方蠶種管理委員會ハ道府縣關係官、養蠶業組合聯合會及蠶種、製絲、産業組合製絲ノ各蠶絲業組合關係者並ニ蠶絲業ニ關シ學識經驗アル者若干名ヲ委員トシテ之ヲ組織シ、會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツルコト

### 二 繭標準掛目協定中央委員會設置に關する調査

(蠶絲研究會第二分科會附託)

昭和十二年十二月十六日評議員會に於て全國製絲業組合聯合會建議に係る繭標準掛目協定中央委員會設置に關する事項を採擇し同十三年二月十二日會長指名に依り委員十三名(別項掲出)を委囑し之が調査を附託することゝしたり。

### 三 絹の缺點防止に關する研究調査

(蠶絲研究會第三分科會附託)

昭和十二年九月十四日の評議員會の決議に依り蠶絲研究會調査事項中に「絹の缺點防止に關する事項」を追加し之を第三分科會に附託の上昭和十三年二月同委員を委囑(前掲)し、爾來委員會四回、小委員會一回を開催し鋭意之が調査研究を進めつゝあり。

#### 委員會經過概況

第一回委員會に於ては全委員出席、研究調査の方法及項目に就き意見の交換を行ひ、絹の缺點項目

第二回は各種缺點及缺點に在ざるも製品に現はるる關係上研究すべき事項に就き、其の研究方法立案を各委員が分擔をなし三月末迄に原案作成本會に提出することを申合せ

第三回に於て委員より提出の研究方法的吟味をなし且つ各種缺點に關しては研究完了迄は秘密となし、發表は本委員會の承認を得ることに決定す、研究項目、主査及援助委員を次の通り定めたり。

#### 絹ノ缺點防止方法研究分擔

主査	委員
一、黃變性、褐變性	纖維工業試驗所 明石、渡邊、宗像各委員
二、ラウジネス	渡邊委員 角替、明石各委員
三、褪色性、脆化性	宗像委員 角替、明石、塚越各委員
四、保温性、反撥性	太田委員 角替、塚越各委員
五、防水性、汚れ易き性質	塚越委員 井上、角替、渡邊、宗像各委員
六、スレ、クモリ	明石委員
七、精練後に起る斑(ツートーンを含む)	明石委員 角替、宗像各委員
八、セリシン利用の場合に起る缺點	井上委員 渡邊、宗像各委員

(セリシン利用により絹の缺點を防止する場合を含む)

第四回は更に分擔事項及所要經費等に付打合を爲し夫々研究に着手することに決せり。



#### 四 生絲の利用擴大に關する研究調査

(蠶絲研究會第四分科會附託)

昭和十三年二月四日の評議員會の決議に依り、蠶絲研究會調査研究事項中に「生絲及其の他纖維の利用擴大に關する事項」を追加し之を第四分科會に附託し同委員を委嘱(前掲)の上之が調査研究を實施中なり。

委員會は二月二十五日蠶絲會館に於て開催、生絲其の他絹纖維の利用擴大に關し意見の陳述ありたるが繭纖維の利用並生産等に關する意見多數なりしが是等の意見に基き繭纖維と他纖維(羊毛、ステープルファイバー)との混紡、交織の方法の研究に關し當業者に依頼をなし、右研究製品の少量の提出を求め第四分科會委員會に於て右提出見本の内適當と認むるものを以て配布用の見本帖を作製し、諸官衙、主要都市女學校、主要百貨店、問屋、其の他に配布し需要喚起の方法を講すべく計畫中なり。

##### 研究用見本生地提出要綱

##### 一、事業計畫概要

絹、毛、ス・フの纖維を混紡、交織又は混交織を爲し廣く之が見本を頒布して需要喚起をなすものとす。その概要次の如し。

- 1、豫メ別記見本提出要綱ニ依り見本ヲ作製提出セシメ本會第四分科會委員ニ於テ審議ノ上採否ヲ決定ス
- 2 採否ハ製品ノ良否、價格、製造能力等ヲ斟酌シテ合議決定ス

3 採用生地決定シタル時ハ製造者ニ對シ本會ヨリ原料繭纖維ヲ提供シ之ニセリシン定着加工ヲ施シ供用セシムル

コト(但シ毛及ス・フハ製造者ニ於テ適當ニ採用スルコト)

4 見本帖部數ハサージ洋服地二、〇〇〇部メリヤスシャツ地一、〇〇〇部ニシテ之ニ要スル生地ハサージ洋服地各三〇〇碼メリヤスシャツ地各一〇〇碼ノ見込ナリ

5 原料繭纖維ノ加工費及生地製作費(他纖維代ヲ含ム)ハ本會ニ於テ支辨ス

6 見本帖ノ配布先ハ左ノ如シ

サージ 諸官衙、主要都市女學校、主要百貨店、問屋其他  
メリヤス 主要百貨店、問屋、其他

##### 二、見本提出要綱

##### 1 供用原絲

(イ) 絹、セリシン定着絹纖維 一種

(ロ) 毛、羊毛、回收毛 二種

(ハ) ス・フ ス・フ、中空ス・フ 二種

右各纖維ノ内絹ヲ基本トシテ一種若クハ二種ノ纖維ト混紡交織又ハ混交織スルモノトス、絹纖維以外ノ選定ハ見本提出者ノ自由トス

2 混紡、交織、混交織ノ割合



A、サージ洋服地

(イ) 絹毛サージ (混紡、交織、混交織) 四種

絹五〇% 毛五〇% 二種

絹三〇% 毛七〇% 二種

(七月十日羊毛混用令改正ニ依り中止)

(ロ) 絹、スフ、サージ (混紡、交織、混交織) 二種

内 譯 絹五〇% スフ五〇% 二種

(ハ) 絹、毛、スフ (混紡、交織、混交織) 二種

内 譯 絹四〇% 毛三〇% スフ三〇% 二種

B、メリヤスシャツ

(イ) 絹、毛、メリヤスシャツ地 (絹五〇% 毛五〇%) 二種

(ロ) 絹、スフ、メリヤスシャツ地 (絹五〇% 毛五〇%) 二種

(ハ) 絹、毛、スフ、メリヤスシャツ地 (絹四〇%、スフ三〇%、毛三〇%) 二種

3 見本提出數量

サージ洋服地各一碼 (幅二八吋—二九吋)

メリヤスシャツ地各一碼 (幅三六吋)

各見本ニハ單位價格及製作能力ヲ明記添付ノコト

4 見本提出時期

昭和十三年八月末日

5 見本ハ無償ヲ以テ提供スルコト

第三 一般蠶絲業に關する調査

一 昭和十二年度蠶絲業調査

本年度に於て政府の助成に依り實施したる蠶絲業に關する調査事業成績次の如し、

一、調査項目

調査は主として次の四項目に付之を實施し其他昭和九年度より繼續實施に係る絹帽子使用試験に關する經過狀況調査並蠶絲絹業に關する一般調査を實施したり。

(一) 主たる調査項目

1 國用生絲取引方法改善に關する調査

2 絹製品の變遷と生絲消費狀況調査

3 蠶絲金融制度改善に關する調査

4 特太生絲及及格外生絲の輸出検査に關する調査



- (二) 其 他
- 1 絹帽子使用試験調査
  - 2 蠶絲絹業に關する一般調査

## 二 調査成績

### (一) 國用生絲取引方法改善に關する調査

本件は本會蠶絲研究会に於て調査研究を進むることとなり、關係各方面の意見を徴する必要より委員定数を増加し又特に當該専門委員(第三専門委員)を委嘱する爲昭和十二年五月十四日評議員會に於て蠶絲研究会要綱の一部を改正し夫々委員の委嘱を爲したり(別冊經過報告参照)

而して國用生絲取引方法改善に關する委員會は昭和十二年五月以來全體委員會三回、小委員會一回、専門委員會二回を開催し鋭意調査研究の結果昭和十三年三月に至り成案を得るに至れり。

即ち昭和十二年五月三十一日第一回全體委員會を開催し先づ本會が曩に取纏めたる各府縣に於ける國用生絲取引の現状及之が改善意見別冊に付検討を爲し、取引の方法、金融關係、規格統一の方法等に關し意見の交換を爲したるも頗る廣範圍に亘るを以て小委員を擧げ具體案を研究することとなり、六月十日小委員會を開催し前回の委員會に於ける意見及本會に於て調査したる事項を資料として立案したるものを原案として審議を進めたる結果成案を得たるに付七月十三日第二回全體委員會を開催し審議方法として取引方法、金融關係、規格統一の三項目に大別し研究

を重ね金融關係を留保したる外小委員會の原案通り夫々決定を見たるも生絲検査方法に就ては之を専門委員に附託して審議を爲すこととなり昭和十三年二月七日及八日の二日間に亘り第三専門委員會を開き慎重審議を遂げ成案を得たり仍て三月二十三日第三回全體委員會を開催第三専門委員會の成案に付審議したる結果原案通り之を可決し委員長より會長に報告ありたるを以て本會は十三年三月二十三日評議員會に諮り其決議を以て農林大臣に對し之が實現方に付建議を爲し尙ほ其經過報告壹千部を印刷配布して廣く當業者の參考に供せり(別冊經過報告参照)

### (二) 絹製品の變遷と生絲消費狀況調査

本調査は其調査年度を大正八年、昭和四年、昭和七年同八年同九年同十年の六ヶ年度とし調査様式を定め共用紙を印刷し、全國絹製品に關する同業組合及工業組合に對し各府縣經濟部を通じて之を配布し、當該事項の記入方を依頼し更らに職員を出張せしめ之が取纏めに努めたるも、時恰も戰時下に入り綿絲配給統制等實施せられ各組合事務繁忙を極め爲に年度内に之を完成し得ざるを以て更らに十三年度に於て繼續し之が成績集計を爲すものとす。

### (三) 蠶絲金融制度改善に關する調査

蠶絲業に於ける刻下の重要問題の一となれる蠶絲金融制度の改善確立の件に關しては昭和十二年七月二日蠶絲關係業者代表、金融當事者及關係官廳當局其他の會同を煩し任意意見の交換並懇談を行ひ種々事情を詳にする處ありたるを以て其の要録を印刷頒布し蠶絲關係業者の參考資料に供したり、但該問題は甚だ複雑多岐に亘り單に蠶絲業界の意向に依つてのみ解決し得ざるものにして今直に之が調査研究の具體的方針を決定する迄に至らず、經濟界の一般的動向に即し、各方面との連絡協力を保ち適宜蠶絲金融の圓滑を圖ることとなれり。



(四) 特太生絲及格外生絲の輸出検査に關する調査

現行輸出生絲検査法に依り検査を行ふ能はざる荷揃、整理及性状不良にして品質粗悪なる生絲は從來見本として若干、輸出せられつゝあるも斯くては新規販路の開拓上極めて不利不便にして輸出貿易の進展に依り國際收支の均衡を圖らざるべからざる今日の時局に處し遺憾尠からざるものあるを認め、本會は曩に横濱生絲検査所長より私案の提出を機として昭和十二年九月八日日本件に關する懇談會を開催し検査所長の説明を求め、意見の交換を行ひ更に評議員會の決議を経て蠶絲研究会に於て調査、研究を爲すこととせり。

蠶絲研究会に於ては九月二十二日第一回委員會を開催し意見を交換し之が細目の研究調査を小委員に附託せり。爾來小委員會を開催すること三回慎重審議を盡したるが、生絲の新販路を開拓する上より下級生絲輸出検査の途を拓くと云ふ趣旨に就ては何人も異存なきも下級生絲即ち格外生絲なるものゝ定義を明にせざるに於ては動もすれば格付生絲検査制度の根本精神に背反する弊害を招來するの虞ありとの意見相當に強く議論容易に一致するに至らず其間製絲業者側の研究、關係方面との折衝等相當時日を要したりしも結局成案を得て十二月四日之を全體委員會に移して可決せり。

而して又下級生絲輸出検査に關聯して特太生絲輸出検査の要あるを認め更らに蠶絲研究会に附議し十二年十二月四日委員會を開催審議の上之が検査方法を第一専門委員會に附託し成案を得たるを以て昭和十三年二月四日全體委員會に於て審議承認し委員長より本會長に報告ありたり(別冊經過報告参照)

本會は委員長の報告に基き政府に對し之が急速實施方に付第九回臨時總會の委任に依り昭和十三年二月四日評議員

會の議決を経て建議する處ありたり(別冊經過報告参照)  
尙經過報告は之を印刷して當業者の参考に供せり。

三 其 他

(一) 絹帽子使用試験成績

本調査は昭和九年度よりの繼續事業として前九、十兩年度に於て學生用絹帽子七千六百十九箇を製作し之を全國各地の専門學校、中等學校及小學校に無償配布し當該校に依頼して三ヶ年間學生に使用せしめ耐久力其他の事項に付調査の計畫の下に昨十一年度に於て既に第一年度の成績に付中間報告を終り、本年度に於ては第二年度の成績に付調査し其の大半の取纏めをなしたるも、尙本年度内に於て全部の回答を得るを得ざりしを以て、昭和十三年度に於て之が報告を爲すものとす。

(二) 内外蠶絲絹業に關する一般調査

1 蠶絲業各種統計調査

蠶絲業各般の統計調査を行ひ隨時新聞、「ラヂオ」等を通じ又は本會指定雜誌「蠶絲界報」に掲載して之を公示し且「昭和十二年版蠶絲年鑑」を刊行し各關係者に配布したり。

蠶絲業各種統計

蠶絲界報發表件數

八十五件



新聞紙發表件數 十一件

2 支那蠶絲業事情調査

支那上海に前年度同様通信員を置き彼地に於ける蠶絲事情に付隨時通報を爲さしめ新聞及雜誌上に發表し一般の参考に供し其重要と認むるものは印刷に附し關係者間に配布せり。

支那蠶絲業狀況

蠶絲界報發表件數 二十九件

新聞紙發表件數 三件

〔參照〕

昭和十二年度蠶絲業ニ關スル調査事業實施成績一覽

事業種別 (項目)	實施ノ成否	經過及成績ノ發表方法其他	所 置	備 考
○主タル調査				
一、國用生絲取引方法改善ニ關スル調査	實施了	「同上蠶絲研究會經過報告書」及「國用生絲ニ關スル調査」刊行配付	成果ニ基キ國用生絲ノ改善ニ關スル建議書農林大臣宛提出	昭和十三年度ニ於テ完成ノ見込
二、絹製品ノ變遷ト生絲消費狀況調査	實施中 未了		繼續實施	
三、蠶絲金融制度改善ニ關スル調査	實施済 當分打切	蠶絲金融懇談會要録刊行配付		

昭和十二年度蠶絲業に關する調査事業經費決算

三、經 費

四、特太絲及格外生絲ノ輸出検査ニ關スル調査 (昭和十二年十二月二十日事業計畫變更一追加農林大臣承認)	實施了	下級及特太生絲輸出検査ニ關スル審議經過報告書刊行配付	成果ニ基キ當該事項ノ實施方農林大臣宛建議書提出	
○其他				
一、絹帽子使用試験調査	昭和九年度 ヨリ繼續實施		成績取纏中	昭和十三年度ニ於テ第一次取纏メ完了ノ見込
二、内外蠶絲業ニ關スル一般調査	實施済			
(一) 蠶絲各種統計調査	實施済	「昭和十三年版蠶絲年鑑」刊行配付其他新聞雜誌掲載		
(二) 支那蠶絲業事情調査	同	新聞、雜誌、ラヂオニュース等ニ發表		
(三) 歐洲其他蠶絲業事情調査	同			

收 入

(昭和十二年度經常部日本中央蠶絲會經費收支決算抜萃)



費目	決算額	豫算額	既定豫算額	豫算額	對實行豫算比較	備考
三、報酬手當	四、一九八五〇	三、六〇〇〇	四、一五〇〇〇	三、六〇〇〇	增 五、八五〇	委員、幹事手當 囑託(常置)報酬 一、二〇〇〇 通信員報酬 二、〇〇〇 職員臨時手當(對下級者時局手當) 五、四〇〇 兼務職員手當(對下級者時局手當) 三、六〇〇 ○調査委員會開催回数多カリシニ因リ増(一部旅費ヲ支給セズ) 四、九二四 給ト、時局ノ爲下級職員ニ對シ臨時手當支給不足額ハ第一目俸給ヨリ流用 一、四二四 其他必要多カリシニ因リ増 四、九二四 調査委員旅費 一、四二四 職員出張旅費 四、九二四 ○調査委員會開催回数多カリシニ因リ増(一部旅費ヲ支給セズ) 四、九二四 足額ノ内ニ給シタル分ハ前掲手當ヲ支給セズ) 四、九二四 百二十一圓五十八錢ヲ第一目俸給ヨリ 十二錢ヲ第五目備品及消耗品費ヨリ各流用 四、九二四
四、旅費	一、九三三二	一、五〇〇〇	一、五〇〇〇	一、五〇〇〇	同 四三三二	○必要少ナカリシニ因リ減 三、八八六 ○必要少ナカリシニ因リ減 四、六八五 ○必要少ナカリシニ因リ減 三、八八六 ○必要少ナカリシニ因リ減 四、六八五 經理ノ都合ニ因リ減 一、四〇〇 ○必要少ナカリシニ因リ減 九、六五八 ○必要少ナカリシニ因リ減 七
五、備品及消耗品費	三、九三三三	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	減 六七	○必要少ナカリシニ因リ減 三、八八六 ○必要少ナカリシニ因リ減 四、六八五 ○必要少ナカリシニ因リ減 三、八八六 ○必要少ナカリシニ因リ減 四、六八五 經理ノ都合ニ因リ減 一、四〇〇 ○必要少ナカリシニ因リ減 九、六五八 ○必要少ナカリシニ因リ減 七
六、圖書及印刷費	一、一〇六二	一、一〇〇〇	一、一〇〇〇	一、一〇〇〇	減 三六	○必要少ナカリシニ因リ減 三、八八六 ○必要少ナカリシニ因リ減 四、六八五 ○必要少ナカリシニ因リ減 三、八八六 ○必要少ナカリシニ因リ減 四、六八五 經理ノ都合ニ因リ減 一、四〇〇 ○必要少ナカリシニ因リ減 九、六五八 ○必要少ナカリシニ因リ減 七
七、通信運搬費	四、九三六	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	同 七	○必要少ナカリシニ因リ減 三、八八六 ○必要少ナカリシニ因リ減 四、六八五 ○必要少ナカリシニ因リ減 三、八八六 ○必要少ナカリシニ因リ減 四、六八五 經理ノ都合ニ因リ減 一、四〇〇 ○必要少ナカリシニ因リ減 九、六五八 ○必要少ナカリシニ因リ減 七
八、雜費	三、五〇六	五、五〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	同 一四四〇	○必要少ナカリシニ因リ減 三、八八六 ○必要少ナカリシニ因リ減 四、六八五 ○必要少ナカリシニ因リ減 三、八八六 ○必要少ナカリシニ因リ減 四、六八五 經理ノ都合ニ因リ減 一、四〇〇 ○必要少ナカリシニ因リ減 九、六五八 ○必要少ナカリシニ因リ減 七
計	一一、九〇三三	一七、一五〇〇	一一、九〇〇〇	一一、九〇〇〇	同 二、九八七	○必要少ナカリシニ因リ減 三、八八六 ○必要少ナカリシニ因リ減 四、六八五 ○必要少ナカリシニ因リ減 三、八八六 ○必要少ナカリシニ因リ減 四、六八五 經理ノ都合ニ因リ減 一、四〇〇 ○必要少ナカリシニ因リ減 九、六五八 ○必要少ナカリシニ因リ減 七

費目	決算額	豫算額	既定豫算額	豫算額	對實行豫算比較	備考
第一分擔金	三、四二三	三、四二〇〇	三、四二〇〇	三、四二〇〇	減 三	所費ノ少ナカリシニ因リ充當減
第二款 國庫補助金	八、五八〇	八、五八〇	八、五八〇	八、五八〇	同	
第六款 雜收入	二、九〇三	一七、一五〇〇	二、九〇〇〇	二、九〇〇〇	減 三	
計	一一、九〇三	一七、一五〇〇	一一、九〇〇〇	一一、九〇〇〇	減 三	
第三款 事業費	四	四	四	四	同	
第一項 調査費	二、四〇三	二、一五〇〇	二、一五〇〇	二、一五〇〇	減 二五三	支給額ノ少ナカリシニ因リ減 殘額ノ内五百五十八圓五錢ヲ第三目報酬手當へ 二百九十六圓〇一錢ヲ第四目旅費へ各流用 必要少ナカリシニ因リ減 殘全額ヲ第四目旅費へ流用
一、俸給	三、四三九	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	同 八六五	
二、雜給	二、八四三	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	同 一、三三九	



附記

本經費決算ハ當初事業計畫ニ於ケル實行豫算ヲ對象トシテ比較計算ヲ掲ゲタリ

說明

本年度實施事業中(一)國用生絲取引方法ニ關スル事項(三)蠶絲金融制度改善ニ關スル事項並(四)特太絲及格外生絲ノ輸出  
検査ニ關スル事項ハ主トシテ調査委員會ノ審議ニ依リタルモノニシテ其ノ間各委員會又ハ小委員會專門委員會若ハ懇  
談會等ヲ開クコト延十五回ニ及ビ之ガ委員ノ出席ニ對シ旅費ノ支辨ヲ要シタルモ豫算ノ都合ニ依リ規定額ノ支給ヲ爲  
シ能ハザリシ爲一部(昭和十二年十二月迄ノ分)ニ對シ出席割合ニ應ジ實費一部辨償程度ノ手當ヲ第三目報酬手當ヨ  
リ一部(昭和十三年一月以降分)ニ對シ同程度ノ打切旅費ヲ第四目旅費ヨリ各支出シタルニ因リ兩費目トモ前表掲出  
ノ通不足ヲ生ジタリ、仍テ其他各費目ニ於テ夫々適當按配經理ノ結果生ジタル殘額ヲ彼是流用ヲ爲シ之ヲ處理シタ  
リ

第四 生絲貿易進展ニ關スル施設事業

曩に旭シルク株式會社寄附に係る特別基本金の収益を財源として本年度より着々之が實施豫定の處右收入其他の都合に依り不取敢左記事項を實施しつゝあり。

一、紐育商品取引所の依頼(米國絹業協會より繼承)に依り毎月本邦市場に於ける生絲集散狀況を通報しつゝあり  
(本施設の一部として昭和十二年四月以降實施)

第五 蠶絲祭式典舉行

三月二十八日午前九時より蠶絲會館講堂に祭壇を設け和久産巢日神大宜都比賣神の御二柱を祀り來賓及諸員着席嚴肅裡に各式目を運び參列者一同玉串を奉奠し蠶神及歴代皇室に對し恩謝の意を表すると共に今後の御加護を祈願し終つて萬歳三唱式を閉ぢたり。

當日は、農林、商工、兩大臣を初め東京府知事、東京市長、大日本蠶絲會々頭帝國農會々長、日本百貨店組合理事長等の祝辭ありたり。

參列者は細川蠶絲局長外蠶絲絹業關係者約三百餘名にして祭式次第左の如し。

蠶絲祭々式次第(昭和十三年三月二十八日於蠶絲會館)

- 一、午前九時第一鈴諸員着席
- 二、第二鈴來賓着席
- 三、國歌齊唱
- 四、開式ノ辭
- 五、修 祓
- 六、降神奉仕
- 七、獻 饌



- 八、齋主祝詞
- 九、會長祭文
- 一〇、來賓祭文及祝辭
- 一一、玉串奉奠
- 一二、撤饌
- 一三、昇神奉仕
- 一四、蠶絲ノ歌合唱
- 一五、萬歲奉唱
- 一六、閉式ノ辭

(式後福引抽籤、粗飯呈上)

蠶絲祭式典に於ける會長祭文並重なる來賓祝辭次の如し。

一 祭 文

本日茲ニ畏クモ蠶神、和久産巢日神、大宜都比賣神ノ御二柱ヲ奉祀シ蠶絲祭ノ式典ヲ舉グルニ當リ清酌庶羞謹ミテ  
 曰ス  
 恭シク按ズルニ我國ノ蠶絲ハ遠ク神代ニ起リ二神之ヲ知食シテ民ノ生業トナシ給ヒテ深キ御加護ヲ垂レ給ヒ、歷代

ノ皇室亦篤ク斯ノ業ヲ御獎勵アラセラル、洵ニ感激ニ堪ヘザル所ナリ

我蠶絲業ハ國初以來世ノ推移ニヨリ一張一弛アルヲ免レザリシガ、安政年間ノ開港ト共ニ海外ニ輸出スルノ途啓ケ  
 テヨリ急激ニ發達シ我輸出品ノ巨擘トシテ貿易ノ消長ヲ支配シ農村經濟ヲ左右スル重要ナル産業トナルニ至レリ、今  
 ヤ我國ハ肇國以來未曾有ノ國難ニ遭遇シ、忠勇無雙ノ皇軍ハ總ユル困苦ニ堪エテ連戰連勝國威ヲ宣揚シツツアリ、銃  
 後ノ國民ハ盡忠報國ノ念ニ焔エテ舉國一致、堅忍持久ノ決意ヲ固メ之ガ目的ノ貫徹ニ邁進シツツアリ、蠶絲業者モ亦  
 協心戮力、益々業務ニ精勵シテ貿易ノ伸暢ト國力ノ充實トニ努メ、以テ奉公ノ誠ヲ効クシ銃後ノ護リヲ堅固ニセンコ  
 トヲ誓フト雖モ、國際事情特ニ世界經濟界ノ狀勢ト代用纖維ノ異常ナル進出トハ、業界ノ前途ニ對シ樂觀ヲ許サザル  
 モノアリ

仰グ願クバ御二柱ノ神靈蠶絲業者ノ至誠ヲ嚮ハセラレ愈々御冥護ヲ垂レ給ヒ斯業更生ノ効果ヲ舉ゲシメラレムコト  
 ヲ惶ミ〜曰ス

昭和十三年三月二十八日

日本中央蠶絲會々長 伯爵 松 平 頼 壽

二、來賓祝辭

一、祝 辭

本日茲ニ蠶絲祭式典ヲ舉行セラルルニ方リ聊カ祝意ヲ表スルト共ニ所懐ノ一端ヲ陳ブルノ機會ヲ得タルハ寔ニ欣幸



トスル所ナリ

我國蠶絲業ハ起源ヲ遠ク神代ニ發シ爾來長クモ歷代皇室ノ御獎勵ヲ忝シテ廣ク民間ニ傳承シ近世海外輸出ノ途拓ケテヨリハ特ニ長足ノ發達ヲ遂ケ今ヤ世界ニ獨リ蠶絲國ノ盛名ヲ恣ニスルニ至レリ斯業ガ我國經濟ト文化ノ進展トニ寄與セル所寔ニ大ナリト謂フベシ、然リト雖近年ニ於ケル蠶絲業ノ狀況ヲ見ルニ競爭纖維ノ發達ト海外經濟不況ノ影響トヲ受ケ動モスレバ消費ノ分野ニ萎縮ヲ來スノ傾向ヲ免レズ既ニ官民相協力シテ諸般ノ恒久的施設ノ確立ヲ見タリト雖其ノ完キ結實ノ効ハ多ク今後ニ在リ就中新規販路ノ開拓ト新規消費領域ノ擴充ハ斯業更生ノ爲大ニ力ヲ致スベキ所トス

今次ノ事變ニ於テハ長クモ御稜威ノ下ニ皇軍將士ノ奮戰ニ依リ偉大ナル戰果ヲ收ムルコトヲ得タルモ之ガ解決ノ日ハ前途尙遼遠ナリ此ノ秋ニ當リ銃後ノ國民ハ其ノ從フ業ノ如何ヲ問ハズ齊シク奉公ノ誠ヲ致シ國力ノ充實ニ邁進セサルベカラズ蠶絲業ノ如キハ重要纖維資源ノ生産ト國際收支ノ均衡維持ニ極メテ重要ナル使命ヲ有スルニ鑑ミ更ニ奮勵シテ經營ノ改善ニ輸出ノ振興ニ碎身ノ努力ヲ盡サザルベカラズ、茲ニ日本中央蠶絲會ハ關係者相集ヒ蠶神ノ祀典ヲ舉行シテ神護ノ厚キヲ祈リ長クモ皇室御垂獎ノ御聖旨ヲ體シ協心戮力以テ斯業ノ發展ニ盡瘁センコトヲ誓フ意圖洵ニ深遠ナリト謂フベシ

一言以テ祝辭トナス

昭和十三年三月二十八日

農林大臣 伯爵 有 馬 頼 寧

二、祝 辭

本日茲ニ第四回蠶絲祭ノ舉行セラルルニ方リマシテ一言祝辭ヲ述ブル機會ヲ得マシタコトハ私ノ欣幸トスル所デアリマス

刻下ノ非常時局ニ際シ本邦輸出品ノ大宗トシテ國際貸借關係ニ資スル所大ナル生絲ノ重要性ハ今後益々倍加スルモノト申サネバナリマセン。我國ハ古來生絲ノ生産國トシテ世界ニ第一位ヲ占メテ居リマシテ、養蠶ハ假令氣候風土ガ似テ居リマシテモ人的要素ノ關係上外國ニ於テハ容易ニ發展ヲ望ミ得ズ其ノ結果生絲ハ本邦獨特ノ產物トナツテ居ルノデアリマス。近年諸種ノ事情ニ基キマシテ其ノ輸出額モ減少シ更ニ又複雑多岐ノ度ヲ加ヘツツアル現下ノ國際經濟關係ヨリ觀マスレバ我國生絲貿易ノ前途モ亦遽ニ樂觀ヲ許サザルモノガアリマス

日本中央蠶絲會ハ夙ニ此ノ點ニ思フ致サレ毎年蠶絲祭ヲ舉行シテ一般國民ノ關心ヲ喚起スルト共ニ種々時宜ニ適シタル諸施設ヲ講ジテ難局ノ打開ニ努メ以テ本邦産業上ニ裨益シテ來ラレタノデアリマスガ政府ニ於キマシテモ純國產品タル生絲ノ重要性ニ鑑ミマシテ絹織物等ノ諸方策ヲ講ジ以テ輸出ノ増進ニ努メ世界ニ誇ル斯業ノ健全ナル發達ヲ圖リ度ト考ヘテ居ル次第デアリマス

關係諸君ニ於カレマシテモ今後一層努力ヲ拂ハレ斯業ノ隆盛ニ貢獻セラレンコトヲ切望シテ已マヌ次第デアリマス

昭和十三年三月二十八日

商工大臣 吉 野 信 次



### 第六 ラヂオ産業ニュースの提供

蠶絲絹業關係ニュースを迅速且つ正確に報道し關係業者竝に一般消費者の便宜に資し併せて生絲消費増進の一助たらしめんが爲、東京中央放送局にニュース資料を提供、毎週木曜日産業ニュースとして放送せしめたり。  
昭和十二年度中の提供件数は八十九件なり。

### 第七 生絲消費増進宣傳事業

#### 一 内地に於ける生絲消費増進宣傳事業

##### 一、第五回絹新製品競技展覽會開設

絹新製品の考案製作の奨励及之が愛用宣傳をなし生絲の新規用途開拓を圖り以て消費増進に資する爲昭和九年以來開設の絹新製品競技展覽會を繼續し其の第五回を開設したり。

今回は大體前面の例に依り開催せるも漸く開設の趣旨徹底し來りたるを以て今回より同展覽會出品奨励規程に依る出品物製作用原料生絲の交付を廢止したり、然るに其の出品點數は著しく増加を示し品質亦向上を見今や本施設は春の「蠶絲まつり」と共に本會二大集中宣傳となり業界に重きをなすに至れり、特に今回は政府より優等賞に對して農林大臣賞を授與せられ本展覽會の意義を益々發揚し得たり、尙成績の概要次の如し。

#### 1 出品點數

本展覽會の出品は二府二十九縣に亘り其の出品人員百九十四名、點數八百五十四點にして、前回に比し出品者に於て五十七名即ち四割、點數に於て三百六十八點即ち七割の激増を示せり。

第五回絹新製品競技展覽會出品府縣別一覽表

府縣名	一 類			二 類			三 類			計		
	出品者數	種類數	點數	出品者數	種類數	點數	出品者數	種類數	點數	出品者數	種類數	點數
青森	1	1	1				1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1									
山形	1	1	1									
福島	1	1	1									
栃木	1	1	1									
群馬	1	1	1									
埼玉	1	1	1									
東京	1	1	1									
神奈川	1	1	1									
新潟	1	1	1									
富山	1	1	1									
計	14	14	14	1	1	1	1	1	1	14	14	14







メリヤス婦人服地	東京府	藤本蠶業株式會社東京出張所
紋ビロード縹子縮緬	石川縣	東機業場
銀モール入シフォンベルベット	京都府	京都織物株式會社
男禮服地	福岡縣	糸島絹絲加工組合
絹服地	滋賀縣	滋賀縣能登川工業試驗場
袋市松座蒲團地	山梨縣	山梨縣工業試驗場
ビロード縮緬	滋賀縣	山正機業工場
レースメリ	福井縣	勝山機業兄弟合資會社
參等賞 (賞金參拾圓) 參拾名		
音姫織	福島縣	佐藤三男
無線ビロード紋縮緬	石川縣	宮越正一
洋服地	福岡縣	筑前袖販賣購買利用組合
斜子セル	埼玉縣	埼玉縣浦和染色指導所
ビロード應用縫取縮緬	京都府	株式會社壽製作所
手織刺繡テール掛	同	京都市染色試驗場
魚網織	福井縣	上村機業工場

ダブルトリコットエミール服地	神奈川縣	帝國蠶絲株式會社
絹洋服地	静岡縣	細野彦三郎
絹禮服地	岡山縣	岡山縣工業試驗場
併用緋	東京府	田代愛造
多摩結城逢取	同	株式會社久保田商店
天鷲絨コート地	滋賀縣	杉江源吾
意匠綾絹	新潟縣	小田長四郎
東京染着尺	東京府	永澤四郎
婦人服地	新潟縣	新潟縣染織試驗場
擬經編絹織	石川縣	石川縣染織試驗場
ヨロケ紋縮緬	石川縣	小松織物同業組合立織物試驗場
モミ紙織	福井縣	北亟之吉
絹洋服地	静岡縣	静岡縣静岡工業試驗場
袋織	石川縣	押田與吉
婦人用無双コート地	山梨縣	山梨縣工業試驗場吉田分場
絹紬織物	群馬縣	原富岡製絲場



男子ズボン地	静岡縣	山田	晴
千種縮緬	新潟縣	關口	芳平
ナフトール加工絹婦人服地	長野縣	長野縣	工業試驗場
紋ビロードコート地	山梨縣	前田	豐
パールジョーゼツト	石川縣	安井	音吉
格子入シルクオーガンデー	群馬縣	群馬縣	前橋工業試驗場
絹バイラー張椅子	東京府	大日本	パイル織布株式會社
褒狀	五拾名 <small>(日本中央蠶絲會絹新製品競技展覽會規則第九條第四項ニ依ル)</small>		
日高平	東京府	株式會社	久保田商店

外四十九名

ロ、第五回絹新製品競技展覽會審査報告

第五回日本中央蠶絲會絹新製品競技展覽會出品ノ審査終了ヲ告ゲ本日褒賞授與ノ式ヲ舉ゲラルルニ當リマシテ其審査ノ概況ヲ茲ニ報告致シマス事ハ私ノ誠ニ光榮ニ存ズル次第デアリマス

本展覽會ノ審査請求出品人員ハ總數百九十四名デアリマシテ其ノ點數ハ八百五十四點ニ達シ二府二十九縣ニ亙ツテ出品サレテ居リマス、是等出品人員ヲ前回ノ出品人員百三十七名ニ比シ五十七名ヲ増加シ四割ノ激増ヲ示シ點數モ亦三百六十八點ノ増加デ七割ノ激増ヲ示シテ居リマス

之ハ眞ニ絹新製品競技展覽會ノ趣旨ガ徹底シタ爲デアリマシテ各製造業者ハ之ガ技術ノ進歩ノ狀況ヲ展示シテ需要者ノ批判ヲ仰ガン主旨ニ出テタルモノト思ハレマス

從ツテ前回ニ比シ圖案應用品多ク殊ニ斬新ナル意匠ノモノガ相當ニアリ誠ニ國家ノ爲慶賀ニ堪ヘナイ次第デアリマス。尙今回ノ出品ハ支那事變ノ影響ト見ルベキカ總じてケバシキモノ又ハ突飛ナルモノ少ク之モ時勢ノ變化カト思ハレマス

今此等出品ニ付概評ヲ試ミマスルニ全般ヲ通ジテ見ルトキハ、技術ニ意匠ニ一段ノ進歩ヲ認メラレマシテ殊ニ商品的價値ヲ増大シテ所謂垢拔ケシタルノ感ヲ深カラシメタノハ歡ブベキ現象デアリマスガ一面新製品トシテ需要ヲ増進スベキ製品デ刮目スベキ出品ノ少ナカリシハ一抹寂寥ヲ感ゼザルヲ得マセン

而シテ婦人用ノ廣巾織物ノ技術ハ向上シマシタコトハ勿論デアリマスガ絹本來ノ特性ヲ理解シ組織ニ絲遣ニ頭腦的精巧ナル製品ノ多クナリマシタコトハ極メテ堅實ナル發達ノ途上ニアルモノトシテ喜ビニ耐エマセン。就中優等ニ擬シタル「絹ラクダ」一等ニ擬シタル「絹コート地」ノ如キハ時潮ニ即シ其ノ優ナルモノデアリマシテ名稱ニ相應シキ風味ヲ現出セシメタル努力ハ誠ニ多トスベキデアリマス

婦人用服地トシテノ絹編物類ノ發達ハ最近機械ノ完成ト共ニ急速ナル進歩ヲ來シマシタガ、其ノ技術ニ未ダ至ラザル處多ク瑕瑾ヲ生ジ易シキニモ不拘今回出陳セラレマシタ經編物ハ何レモ優秀ナルモノデアリマシテ之ガ將來ノ力強キ發達ヲ思ハシムルモノデアリマスガ唯出品物ノ少ナカリシヲ遺憾トシマス

男子絹洋服地ハ殆ンド行詰リノ状態ニテ從來確保セル域ヲ彷徨スルニ過キザル現況ニアリマシタガ今回一等ニ擬賞







りたり(別項参照)

優等賞受賞者ニ授與セラレタル農林大臣賞

賞 状

群馬縣 桐生織物同業組合

絹 ラ ク ダ

右ハ日本中央蠶絲會主催第五回絹新製品競技展覽會ニ於テ優等ノ成績ヲ得本邦生絲ノ需要増進上資スル所尠カラザルモノアリト認ム

仍テ茲ニ之ヲ褒賞シ花瓶壹個ヲ授與ス

昭和十二年九月二十日

農林大臣 從三位勳二等伯爵 有 馬 頼 寧 團

4 展覽會々場並會期(絹の文化展覽會)

會 場	會 期
東京市 白 木 屋	昭和十二年自九月十九日 至九月二十七日
金澤市 宮市 大丸	昭和十二年自十月六日 至十月十一日
大阪市 そ こ う	昭和十二年自十月二十一日 至十月二十五日
鹿兒島市 山 形 屋	昭和十二年自十月三十日 至十一月三日

岡山市 天 満 屋 昭和十二年自十一月十一日 至十一月十六日

5 展覽會ノ狀況(絹ノ文化展覽會)

△東京會場(日本橋白木屋)の狀況

各方面に對し時局下に於ける纖維國策として絹新製品の重要性を喚起したると共に一面會場に於ける適切なる施設と相俟つて頗る盛況を呈し會期九日間(自九月十九日至二十七日)の入場者は三十餘萬人に達したり。尙會期中九月十九日、二十日、二十三日の三日間に亘り會場ホールに於て「時局と國産絹の會」を開催連日滿員の盛況を呈したり(以上別項参照)

展覽會ノ施設大要次ノ通り

- (イ) ショウウインドウ
  - ・加茂川のせゝらぎ
  - 日本橋通ニ面シタ白木屋入口ノ間口四十尺、奥行九尺ノ大ウインドウニ京都友禪ノ製作實況ヲ背景トシ京舞妓人形二體ヲ配シタルモノ
  - ・珍ラシイ絹新製品ノ色々
- (ロ) 五階會場(三百坪)
  - ・會場入口麗人群像
  - ・「世界を彩れ日本の絹で」ト題スル絹製大地球儀



- ・パノラマ「我國蠶絲業發達過程」
- ・光畫寫眞ト實物ニ依ル「蠶種から絹織物迄」
- ・第五回絹新製品競技展覽會出品物八五四點
- ・養蠶實演（東京府蠶業試驗場出品）
- ・製絲實演（片倉製絲株式會社）
- ・ネクタイ製織實演（東京市、南文藏商店）
- ・絹帶メ製編實演（東京市、吉澤龜代司商店）
- ・生絲検査實演（横濱生絲検査所）
- ・スンプ實演
- ・大陽燈ニ依ル絹物ノ鑑別
- ・参 考 品
- ・皇室御貸下品（大日本蠶絲會）
- ・絹製海軍々需品（海軍省）
- ・絹製陸軍々需品（陸軍省）
- ・其他蠶絲業ニ關スル参考品
- ・蠶絲絹業ニ關スル諸統計圖表十五種

(ハ) 協賛賣出シ

三階絹織物賣場ニ於テ次ノ通り協賛賣出ヲナセリ

- ・人形應用衣裳競べ
- ・新柄袋帯協賛賣出シ
- ・婦人子供服地協賛賣出シ

(ニ) 地下鐵ホームノ裝飾

地下鐵日本橋驛ホームニ展覽會案内ノ特別裝飾ヲナセリ

△金澤會場（金澤市宮市大丸）に於ける狀況

十月六日より同十一日迄五日間（十日は定休日）に於ける入場者は四萬五千餘人に達し頗る盛況を呈せり。

尙初日六日午後六時より「時局と國産絹に關する講演と映畫の會」を金澤市公會堂に開催（別項参照）又、七日午後二時より本展覽會附帯として石川縣織物組合聯合會主催の下に絹業座談會開催せられ、本會岡本副會長、田口、内山兩審査官、横濱、神戸、大阪、各絹織物輸出業者等八十餘名出席、本展覽會出品物と石川縣絹織物に關し各方面より眞摯なる意見交換あり。本展覽會の趣旨達成に資する處大なるものありたり。

又石川縣に於ては本展覽會開催を機會に蠶絲業關係團體及技術員の會合を開催會場を觀覽せしめたり。會場及其施設の概要次の如し。

(イ) 會場 第一會場 七十坪



第二會場 四十坪

(ロ) 施設 施設ハ大體東京會場ト同様ナルモ、左ノ實演及陳列アリタリ

生絲検査實演(石川縣生絲検査所)

蠶絲業ニ關スル學術參考品(石川縣蠶業試驗場出品)

△大阪會場(大阪市、そごう)の狀況

「時局と國産絹の會」の名稱の下に開催し其の會期十月二十一日より同二十五日迄五日間に於ける入場者は八萬五千人に達し頗る盛況を呈したり。

尙開會前日の二十日午後六時十五分より三十分間に亘り大阪中央放送局より「時局と蠶絲業」と題し本會松平會長の講演放送行はれ又二十一日午後六時より大阪市國民會館に於て「時局と國産絹の會」の講演と映畫の催をなし(別項参照)時局下に於ける國産絹の愛用獎勵に資し本展覽會に多大の効果を收めたり。

會場及其施設大要は次の如し。

會場 第一會場 一三〇坪

第二會場 八五坪

施設

(イ) ショウウィンドウ

お覽ぐるみ 花嫁衣裳一揃を作るには

(ロ) 三階第二會場ヲ(八十五坪)絹織物賣場ニ設置シ出品物中着尺類ヲ展示セリ

(ハ) 七階第一會場(百三十坪)ノ正面ニ「蠶絲絹業に依り外國より取り入れたる金額」ト題シパノラマニテ右金額ニ相當スル軍艦陸奥一九七隻、飛行機三千萬四千臺ヲ現セリ

△鹿兒島會場(鹿兒島市山形屋)ノ狀況

十月三十日より十一月三日迄五日間開催し其の入場者は五八、八〇〇人に達し盛況を呈したり。

尙本展覽會を機會に十月三十日午後二時より山形屋五階大ホールに於て「時局と國産絹の會」を開催(別項参照)して時局と國産絹の認識に資し以て本展覽會開設の意義を喚起し又同三十一日、十一月一日、の兩日鹿兒島縣蠶業組合聯合會主催を以て九州蠶絲業技術官會議及鹿兒島縣蠶絲業者を夫々鹿兒島縣蠶業會館及山形屋ホールに於て開催し本展覽會を觀覽せしめたり。

會場及其の施設次の如し。

會場 一五四坪

施設 施設ハ大體東京會場ト同様ナルモ左ノ施設ヲ附加ヘタリ

(イ) 二階呉服部全部ニ協賛賣出シノ引幕ヲ張り各様絹衣裳ノ人形二十體ヲ配シ各衣裳ノ人氣投票ヲ行フ

(ロ) 四階會場ニ鹿兒島縣工業試驗場出品の縮機一臺ヲ陳列セリ

(ハ) 大島紬織實演(鹿兒島縣工業試驗場)

(ニ) 蠶絲業ニ關スル學術參考品